

**武蔵野市第4期健康福祉総合計画
第6期地域福祉計画
第2期成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画**

令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度

答申（案）

令和 6 年（2024）年 2 月

武蔵野市第 4 期健康福祉総合計画・
第 6 期地域福祉計画専門部会

目 次

【武蔵野市第4期健康福祉総合計画】

第1章 武蔵野市第4期健康福祉総合計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の背景	3
第1項 国の動き	3
第2項 市の動き	5
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の期間	7
第2章 武蔵野市における健康福祉施策の状況	8
第1節 人口構成などの変化	8
第1項 人口の将来見通し	8
第2項 世帯数の将来見通し	8
第2節 財政状況	9
第1項 健康福祉関連 決算の推移	9
第2項 今後の歳入・歳出の予測	10
第3節 前計画期間中の取組み状況	11
第1項 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	11
第2項 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	11
第3項 安心して暮らしてつづけるための相談・支援体制の充実	11
第4項 人材の確保と育成に向けた取組み	12
第5項 新しい介護・福祉サービスの整備	12
第3章 計画の基本的な考え方	14
第1節 基本理念と基本目標	14
第1項 基本理念	14
第2項 各個別計画の基本目標	15
第2節 重点的取組みと施策体系	16
第1項 6つの重点的取組み	16
第2項 施策の体系	17
第4章 施策の展開（重点的取組みと横断・共通する施策）	18
第1節 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み（重点的取組み）	18
第1項 「健康長寿のまち武蔵野」の推進	18
第2項 地域福祉活動の推進、団体などの活動支援の充実	19
第3項 食に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援	21
第4項 心のバリアフリーの推進	22
第2節 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	23
第1項 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	23
第3節 安心して暮らしてつづけるための支援体制の充実	25
第1項 在宅医療と介護の連携	25

第2項	見守り・孤立防止	25
第3項	権利擁護支援	26
第4項	こころの健康づくり・自殺防止に向けた支援	27
第5項	災害時における支援体制づくりの推進	28
第4節	重層的支援体制の整備	30
第1項	包括的相談支援体制の強化	30
第2項	社会参加支援（就労支援・住宅支援）	31
第3項	地域づくりに向けた支援（住民同士の顔の見える関係の育成支援）	31
第5節	福祉人材の確保と育成に向けた取組み	32
第1項	地域福祉を支える人材	32
第2項	福祉サービスを担う人材	33
第6節	新しい福祉サービスの整備	35
第1項	充実した介護・福祉サービスのための施策の整備	35
第2項	DXの推進・デジタル技術の活用	36
第5章	健康・福祉分野 類型別施設整備計画	39
第1節	計画の概要	39
第1項	背景・目的	39
第2項	計画の位置付け	39
第3項	計画期間	40
第4項	対象施設	40
第2節	施設別概要と整備計画	41
第1項	高齢者福祉施設	42
第2項	障害者施設	49
第3項	健康・医療施設	51
第3節	本計画期間中の整備スケジュール及び費用（保全・改修計画）	53
第6章	計画の推進と見直し	54
第1節	市民・関係機関と連携した取組みの推進	54
第2節	事業の進行管理及び進捗状況の公表	54
第3節	次期計画の策定	54

【武蔵野市第6期地域福祉計画】

第1章	計画の策定にあたって	57
第1節	計画策定の背景	57
第1項	国の動き	57
第2項	市の動き	59
第2節	計画の位置づけ	60
第3節	計画の期間	61
第4節	計画の策定経過	62
第1項	実態調査の実施	62

第2項 団体等ヒアリングの実施	62
第2章 地域福祉を取り巻く状況	63
第1節 前計画期間中の取組状況	63
第1項 市民の主体的な地域福祉活動の促進（基本施策1）	63
第2項 安心・安全な暮らしを支える自助・互助・共助の連携（基本施策2）	64
第3項 生活困窮者への支援（基本施策3）	66
第4項 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進（基本施策4）	67
第5項 サービスの担い手の確保（基本施策5）	67
第3章 計画の基本的な考え方	68
第1節 基本目標	68
第2節 基本施策	68
第3節 施策体系図	69
第4章 施策の展開（具体的取組み）	70
<基本施策1> 市民の主体的な地域福祉活動の促進	70
<基本施策2> 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携	73
第1項 地域でのつながりを維持していくために	73
第2項 権利擁護・意思決定支援の推進に向けて	75
<基本施策3> 生活困窮者への支援	77
<基本施策4> 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進	79
<基本施策5> 地域福祉活動の担い手の確保	81
<基本施策6> 重層的な支援体制の推進	83
第5章 計画の推進と見直し	86
第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進	86
第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表	86
第3節 次期計画の策定	86

【武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画】

第1章 計画の策定にあたって	89
第1節 計画策定の背景と目的	89
第2節 国の第二期計画の概要	89
第3節 計画の位置づけ	91
第2章 成年後見制度を取り巻く状況	92
第1節 全国の状況	92
第2節 武蔵野市の状況	93
第1項 高齢者数の推移	93
第2項 障害者数の推移	94
第3項 成年後見制度*等の利用状況	95
第4項 福祉公社権利擁護センター実績	96
第3節 前計画期間中の取組状況	98

第1項	地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営	98
第2項	地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備	98
第3項	制度利用を支える機能の充実	99
第4項	成年後見制度*の担い手への支援の充実	100
第3章	計画の基本的な考え方	101
第1節	基本目標	101
第2節	基本方針	101
第3節	取組みの全体像（施策の体系）	102
第4節	施策の展開	103
施策1	中核機関*の運営及び連絡協議会の機能拡充	103
施策2	既存のネットワークを活用した権利擁護*支援の地域連携ネットワークの強化	104
施策3	権利擁護*支援を支える機能の充実	105
施策4	担い手の育成及び支援	108
第4章	計画の推進と見直し	111
第1節	計画の推進のために	111
第1項	制度の周知	111
第2項	庁内連携の推進	111
第3項	国・都・家庭裁判所との連携	111
第2節	計画の点検と評価	111
第3節	次期計画の策定	111

【武蔵野市再犯防止推進計画】

第1章	計画の策定にあたって	115
第1節	計画策定の背景	115
第2節	計画の位置づけ	116
第2章	再犯防止を取り巻く状況と課題	117
第1節	国の動向	117
第1項	再犯者数の動向	117
第2節	国の重点課題	118
第3章	計画の基本的な考え方	118
第1節	基本目標	119
第2節	基本施策	119
第3節	取組みの全体像（施策の体系）	120
第4章	施策の展開（具体的取組み）	121
第1節	個々の状況に応じた保健医療・福祉サービス等による総合的な支援	121
第2節	就労・住居の確保等の取組みを通じた自立支援	124
第3節	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	125
第4節	非行の防止・学校等と連携した取組み	126

資料編

1. 計画の策定及び推進体制	131
(1) 武蔵野市健康福祉施策推進審議会の設置	131
(2) 策定後のイメージ	131
(3) 施行期日	131
2. 武蔵野市健康福祉推進審議会	132
(1) 武蔵野市健康福祉施策審議会設置条例	132
(2) 武蔵野市健康福祉施策審議会設置条例施行規則	134
(3) 武蔵野市健康福祉施策審議会委員名簿	136
3. 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会	137
(1) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会等設置要綱	137
(2) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会 部会員名簿	139
(3) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会 幹事会名簿・事務局名簿	140
4. 会議の開催状況	142
5. 健康福祉総合計画策定全体スケジュール図	145
6. 市の健康・福祉分野の計画取組みの経緯	146
7. 本市における健康福祉分野の協議会・会議体（確認中）	147
8. 武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査の報告【概要版】	153
(1) 調査の概要	153
(2) 結果の概要	153
9. 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画策定に向けた「地域福祉団体等ヒアリング」報告	161
(1) 実施概要	161
(2) 意見	162
10. 中間まとめ・パブリックコメント・市民意見交換会実施報告	172
(1) 中間のまとめ	172
(2) パブリックコメント	172
(3) 市民意見交換会	172
(4) 取扱方針	173
11. 用語集	174

武蔵野市第4期健康福祉総合計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

答申（案）

第1章 武蔵野市第4期健康福祉総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

第1項 国の動き

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化してきました。

平成27(2015)年9月の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、包括的な相談支援システムの構築、高齢・障害・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指すことが示されました。翌年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、こども・高齢者・障害者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会*」の実現が盛り込まれました。

平成28(2016)年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、検討会を開催し、12月26日に中間とりまとめが公表され、これを踏まえて、翌年の社会福祉法改正で「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体系づくりを市町村の役割として位置づけるとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。

包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、令和元(2019)年5月に、「地域共生社会*に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置され、同年12月に最終とりまとめが公表されました。

この最終とりまとめ等を踏まえ、令和2(2020)年6月5日に、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを生かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ*等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業*や、その財政支援の規定の創設等を内容とする「地域共生社会*の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

新たに創設された重層的支援体制整備事業*の令和3(2021)年4月の施行に向けて、令和3(2021)年度から重層的支援体制整備事業*を実施する市町村に対する支援、令和4(2022)年度以降に新事業の実施を希望する市町村に対する支援を各々進めていくことになりました。

また、障害者等の地域生活や就労の支援の強化などにより、障害者等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和4(2022)年12月に制定されました。これにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」）についても一部改正されました。この改正は、精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護*を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものです。

図表1 重層的支援体制整備事業*について（イメージ）

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）

I 相談支援

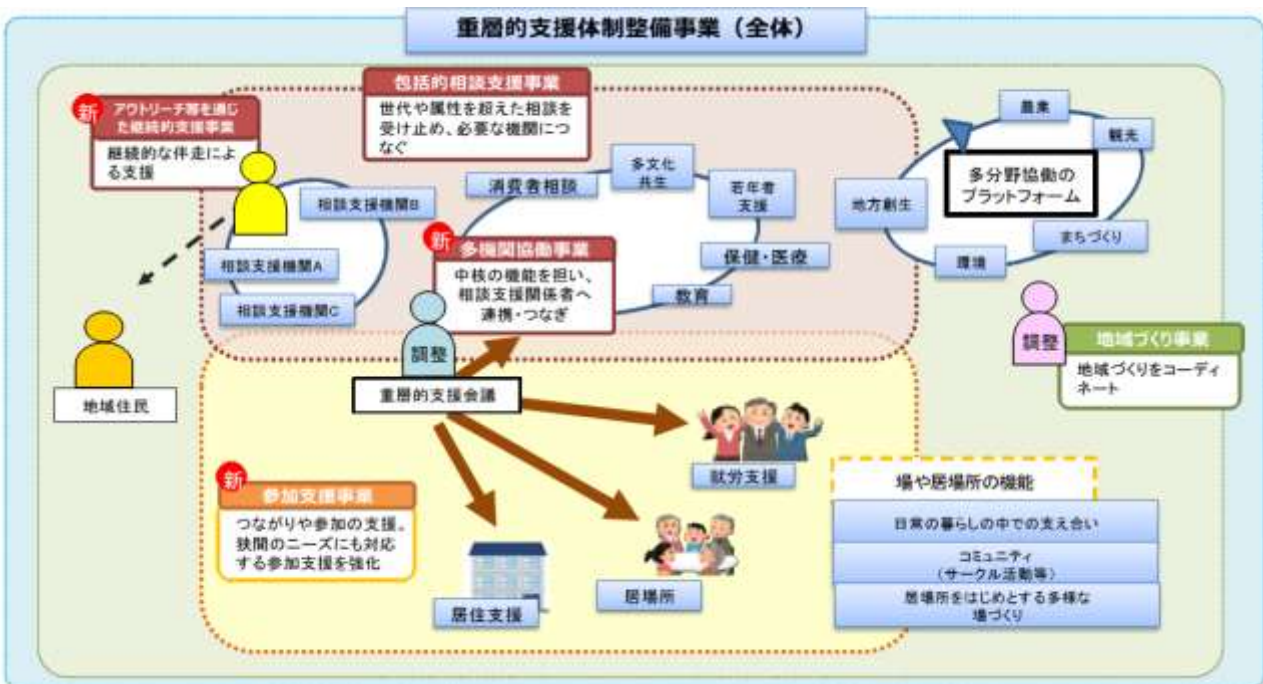
- ① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

II 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施
- （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
- （※2）就労支援、見守り等居住支援 など

III 地域づくり事業

- 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
- ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能



※厚生労働省資料より

第2項 市の動き

本市の健康福祉総合計画に関連したこれまでのあゆみは次のとおりです。

図表2 武蔵野市第4期健康福祉総合計画に関連した経緯

年度	最近の主な動き
平成 12 (2000) 年度	「武蔵野市高齢者福祉総合条例」を制定
平成 15 (2003) 年度	高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画を「武蔵野市福祉3計画」として一体的に策定し、いち早く福祉分野の総合的な取組みを進める。
平成 24 (2012) 年度	武蔵野市第五期長期計画に「地域リハビリテーション」の理念を掲げる。
平成 24 (2012) 年度	「武蔵野市第2期健康福祉総合計画」において、健康・福祉分野の4つの個別計画を横断的にとらえ、総合的な取組みを積極的に進める。
平成 25 (2013) 年度	武蔵野市地域包括ケアシステム検討委員会を設置 武蔵野市の地域包括ケアシステム*を「武蔵野市における 2025年に向けた“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”」とし、「地域リハビリテーション」の理念に基づき、「武蔵野市高齢者福祉総合条例」の総合的な施策体系を基礎とした、2025年に向けた包括的、総合的なサービス提供を基本的方向性とした。
平成 28 (2016) 年度	市民の支え合いによる「いきいきサロン*事業」の開始 避難行動要支援体制の充実、生活支援コーディネーター*の全在宅介護支援・地域包括支援センター*への設置、地域ケア会議の実施、障害者の地域生活拠点の整備、医療ビジョンの策定、妊娠から乳児・幼児まで切れ目のない支援である「ゆりかごむさしの」の実施など、様々な包括的、総合的な取組みを進める。
平成 29 (2017) 年度	「武蔵野市地域医療基本構想（ビジョン）2017」を策定 高齢化の進展による在宅医療のニーズや子育て世代の医療ニーズが高まっていく中、「市民の生命と健康を守る病院機能の充実」「市民の在宅療養生活をささえる仕組みづくり」「地域包括ケアと在宅医療の推進のための人材確保及び育成」を課題と認識し、それらの解決を図るための取り組むべき事項を整理した。
平成 30 (2018) 年度	「武蔵野市第3期健康福祉総合計画」を策定 第五期長期計画の重点施策「地域リハビリテーション」を基本理念に、「誰もが いきいきと 安心して 住み続けられる支え合いのまち」を総合目標として掲げ、他分野の計画と連携しながら健康福祉分野の施策を総合的・横断的に進める。
令和元 (2019) 年度	武蔵野市第六期長期計画を策定 本計画では、相談支援ネットワークの連携強化を図りつつ、まちぐるみの支え合いの仕組みづくり（武蔵野市版地域包括ケアシステム*）を市民と行政とが一体となって進めていく。

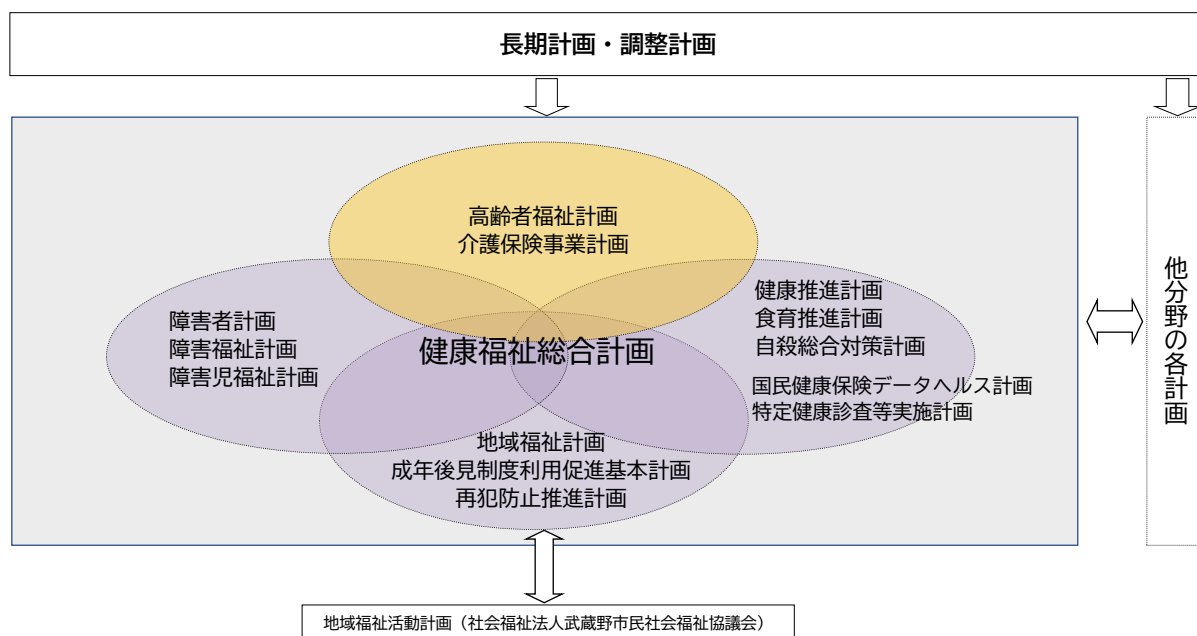
第2節 計画の位置づけ

健康福祉総合計画では、健康福祉施策を総合的に推進するため、健康福祉分野の各個別計画に横断する課題や、複数の個別計画の施策において相乗効果が得られると見込まれる課題を重点課題として抽出し、それらの課題へ対応するための仕組みづくり及びその推進方法をまとめています。

今回の健康福祉総合計画・地域福祉計画の改定に合わせて、各個別計画の改定と再犯防止推進計画の策定を一体的に行います。また、国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画も含めた計画とします。

健康福祉総合計画と各個別計画は、「武蔵野市地域医療基本構想（ビジョン）2017」とその後の変化を踏まえた計画として、それぞれ必要な事項を盛り込んでいるほか、市の関連する個別計画との調和を図っています。

図表3 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ



【各計画策定における法令の根拠】

地域福祉計画	社会福祉法第107条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険法第117条
障害者計画	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20
健康推進計画	健康増進法第8条
食育推進計画	食育基本法第18条
自殺総合対策計画	自殺対策基本法第13条第2項
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、中・長期的な視点に立った健康・福祉の施策を考える観点から、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年とします。

なお、介護保険事業計画と障害福祉計画・障害児福祉計画については、3年で見直しをすることが法令で規定されているため、令和8（2026）年度に改定を行います。その際、関連する計画で見直しが必要になった場合は、合わせて見直しを行います。

図表4 計画期間

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第六期長期計画 (令和2～11年度)								
			第六期長期計画・調整計画 (令和6～10年度)					
							第七期長期計画 (令和10～19年度)	
第3期健康福祉総合計画 第5期地域福祉計画		第4期健康福祉総合計画 第6期地域福祉計画 第2期成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画						
成年後見制度 利用促進基本計画								
高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画		高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画			
障害者計画・ 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画		障害者計画・ 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			障害者計画・ 第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画			
第4期健康推進計画・ 食育推進計画		第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画 ※令和9年度に中間評価						
自殺総合対策計画								

▲
一体的に改定

▲
見直し

▲
一体的に改定

国民健康保険データヘルス計画・ 第3期武蔵野市特定健康診査等 実施計画		第2期国民健康保険データヘルス計画・ 第4期特定健康診査等実施計画						
---	--	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

▲
改定

▲
中間評価

▲
改定

第2章 武蔵野市における健康福祉施策の状況

第1節 人口構成などの変化

第1項 人口の将来見通し

本市の総人口は、直近5年間（平成30（2018）年～）で約3,000人増加し、令和5（2023）年1月1日現在、147,964人となっています。

武蔵野市の将来人口推計（令和4（2022）年～令和34（2052）年）によれば、総人口は令和7（2025）年で149,864人、令和22（2040）年には156,805人、令和34（2052）年で160,824人と見込まれます。

図表5 将来人口の見通し

単位:人

	令和4年 (2022)	⇒	令和7年 (2025)	⇒	令和22年 (2040)	⇒	令和34年 (2052)
総人口	148,009		149,864		156,805		160,824
日本人人口	144,927		146,659		152,985		156,513
外国人人口	3,082		3,205		3,819		4,311

図表6 将来年齢3区分人口(日本人人口)

	令和4年 (2022)	⇒	令和7年 (2025)	⇒	令和22年 (2040)	⇒	令和34年 (2052)
年少人口	17,411		17,404		15,661		17,095
生産年齢人口	94,692		95,432		93,044		88,653
老年人口	32,824		33,823		44,281		50,765

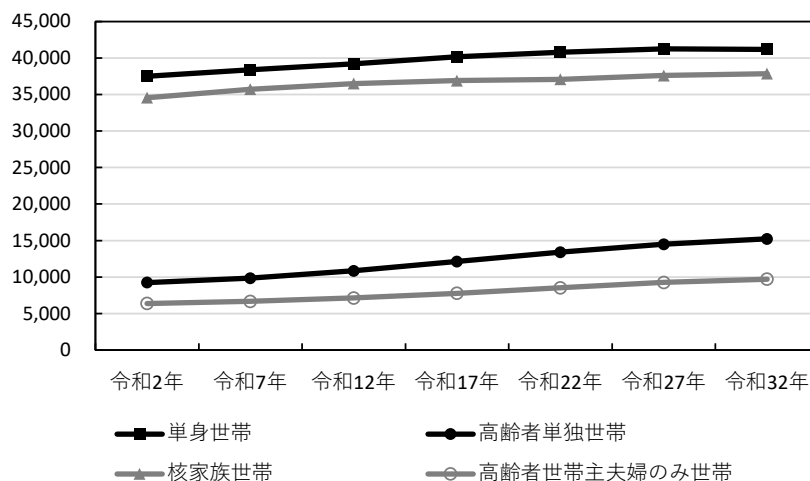
注釈) 各年1月1日時点の住民基本台帳人口

※「武蔵野市の将来人口推計」（令和4（2022）年～令和34（2052）年）より引用

第2項 世帯数の将来見通し

世帯数の推計では、令和27（2045）年に41,235世帯へ増加し、その後減少に転じて令和32（2050）年には41,180世帯になり、比率は当面低下します。内訳をみると、高齢者単独世帯及び高齢者が世帯主である夫婦のみ世帯は、いずれも予測期間の間は継続して増加を続けると見込まれます。

図表7 家族類型別世帯数の将来見通し



第2節 財政状況

第1項 健康福祉関連 決算の推移

健康福祉関連の算出決算額の推移をみると、民生費、国民健康保険事業会計ともに毎年増加しています。また、後期高齢者医療会計、介護保険事業会計は令和2年度に一度減少しましたが、その後は毎年増加傾向にあります。

図表8 健康福祉関連 歳出決算の推移

(単位:百万円)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度※ (2021)
民生費 (一般会計構成比)	29,621 (43.2%)	30,171 (35.9%)	32,843 (42.7%)	31,986 (42.6%)	32,782 (45.0%)
社会福祉費	12,669	12,821	14,149	14,408	14,571
児童福祉費	13,066	13,421	14,748	13,676	14,052
生活保護費	3,886	3,929	3,946	3,902	4,158
衛生費 (一般会計構成比)	7,029 (10.3%)	5,819 (6.9%)	7,170 (9.3%)	7,222 (9.6%)	7,187 (9.9%)
保健衛生費	2,996	2,881	4,321	4,247	4,090
清掃費	4,033	2,938	2,849	2,976	3,096
国民健康保険事業会計	12,765	12,411	12,936	13,682	13,890
後期高齢者医療会計	3,727	3,683	3,737	4,095	4,255
介護保険事業会計	11,521	11,462	11,740	11,840	12,542

※令和5年度は予算を記載

第2項 今後の歳入・歳出の予測

第六期長期計画・調整計画における、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間の財政計画は以下のとおりです。

今後、公共施設等の更新により多額の投資的経費が必要であることに加え、物価高騰や労務単価増の影響による投資的経費の上乗せや物件費の増、さらに扶助費や繰出金などの社会保障費の増、大規模災害や新たな感染症、景気の低迷などの社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたって充実した市民サービスを継続していくためには、経常経費の節減、事務事業の見直しなどの不断の努力を続ける必要があります。

図表9 第六期長期計画・調整計画 財政計画
(令和6(2024)～令和10(2028)年度、単位：億円)

歳入

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
市税	437	438	440	439	441
国庫支出金	108	101	102	108	107
都支出金	70	71	72	72	72
繰入金	39	35	43	85	74
市債	21	21	19	32	27
その他	90	91	93	94	96
合計	765	757	769	830	817

歳出

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
人件費	109	108	112	106	113
扶助費	186	187	187	187	187
公債費	13	13	12	12	13
物件費	188	193	194	197	199
補助費等	85	85	85	86	86
繰出金	57	58	59	60	60
投資的経費	119	105	112	174	151
その他	8	8	8	8	8
合計	765	757	769	830	817

第3節 前計画期間中の取組み状況

前計画期間中の平成30（2018）年度から令和5（2023）年度まで、以下の施策に取り組んできました。

第1項 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

武蔵野市ならではの互助・共助の取組みとして、平成28（2016）年度からいきいきサロン*事業やシニア支え合いポイント制度*を開始し、介護予防や健康寿命の延伸に寄与する活動の場を創設し、市民を主体とした互助・共助を育む取組みが一層充実しました。

令和4（2022）年度から毎年9月の「認知症を知る月間」を発展させ「健康長寿のまち武蔵野推進月間」として幅広く認知症及びフレイル*予防の普及啓発を行うなど、健康寿命の延伸に寄与する取組みを着実に進めています。

健康長寿のための三要素である、運動・栄養・社会参加を踏まえ、栄養については、ライフステージや個々の状況に応じて異なる課題に対して、地域の団体や企業等と連携した事業実施や情報提供、専門職が連携して行う栄養ケアなどの食育事業を進めています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念に基づき、従来から取り組んできた心のバリアフリー*事業に加え、民間事業者に対する合理的配慮*の啓発等に取り組む、関係機関と連携を図りながら、障害者差別の解消に向けた取組みを進めています。

第2項 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

市民が安心して暮らし続けるために、地域包括ケアシステム*（まちぐるみの支え合い）の理念を踏まえ、それを医療面から支える仕組みとして、五師会*をはじめ各医療関係機関等の協力を得ながら、医療ネットワークの充実を図り地域医療体制の整備を進めています。

医療と介護の両方を必要とする高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、引き続き切れ目のない在宅生活を支えるための医療と介護の連携を推進しています。

令和2（2020）年1月に指定感染症とされた新型コロナウイルス感染症に対応するため、全庁体制で様々な対応を行ってきました。また、市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させないために、地域における医療関係機関等との緊密な連携を図るとともに市民に対して正確な情報発信に取り組んできました。

第3項 安心して暮らしつつづけるための相談・支援体制の充実

8050問題*やひきこもり*等多様かつ複合的な課題を抱える人からの相談窓口として、令和3（2021）年度に福祉総合相談窓口*を開設しました。分野横断的に関係機関等と連携しながら、全世代に対応した包括的な相談支援のネットワークを強化し重層的・継続的な支援に取り組んでいます。

認知症のある人が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けられるよう適時適切な支援体制を強化するとともに、認知症のある人を支える家族への支援を行ってきました。

また、貧困の連鎖を断ち切るために、生活困窮者の自立を支援する事業を推進し、伴走型支援を継続して実施してきました。

(公財)武蔵野市福祉公社* (以下「福祉公社」という。)においては、コロナ禍により急増した生活困窮者自立支援事業*の相談に対応し、安定した生活を送ることができるよう包括的な支援を行いました。また、高齢者世帯において、介護者が新型コロナウイルスに感染した場合等に、感染症対応レスキューヘルパー(感染症対応緊急訪問介護)を派遣し、身体介護や生活援助のサービスを提供し、コロナ禍におけるセーフティネットとしての中心的な役割を担っています。

武蔵野市民社会福祉協議会(以下、「市民社協」という。)においては、コロナ禍の影響を踏まえ、生活福祉資金貸付制度において、対象を従来の低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により日常生活の維持が困難になった世帯に対して、償還免除の特例を設けた特例貸付を実施し、日常生活の継続を支援しました。

障害のある人の地域生活の充実を図るために、就労や余暇活動などを含めた多面的な社会参加が促進されるように、他分野の施策との連携を図っています。

判断能力が不十分な人の権利擁護*と成年後見制度*の利用を促進するため、成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会での課題の共有及び連携を推進してきました。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺防止に関する各施策の点検及び評価を行うとともに、自殺の特徴の動向を把握しながら、各施策を展開してきました。

災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害のある人等配慮が必要な人について、地域で見守り、支え合える体制づくりを進めています。

第4項 人材の確保と育成に向けた取組み

平成27(2015)年度からケアリンピック武蔵野*を毎年開催し、また、平成30(2018)年度に開設した地域包括ケア人材育成センター*において、人材育成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上に向けた取組みを推進しています。

平成28(2016)年度から開始した、いきいきサロン*事業やシニア支え合いポイント制度*などの地域福祉活動の導入となる制度を活用することで、市民の地域における互助・共助の取組みをさらに推進するとともに、潜在的な地域福祉活動の担い手を発掘し、介護福祉人材のすそ野の拡大を図りました。

令和2(2020)年度から、介護職などの人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設などに就職する人に対し、介護職・看護職R eスタート支援金*を支給しています。

第5項 新しい介護・福祉サービスの整備

平成30(2018)年度に、市内初となる障害者支援(入所)施設である「地域生活ステーションわくらす武蔵野」やグループホームの整備等による障害者の地域生活支援の強化する取組みを実施してきました。

令和2（2020）年度には、桜堤ケアハウスデイサービスセンターの機能転換を図り、医療的ケア児*などを対象とした「放課後等デイサービスパレット」を開設するなど、新たな福祉サービスの基盤整備等についても着実に進めています。

一定期間を経て老朽化した施設の更新を計画的に進めており、開設から35年が経過した保健センターにおいて、総合的な保健サービスを持続的に提供するとともに、新型コロナウイルスや災害時医療への対応などの機能強化を図るため、保健センターの増築及び大規模改修を行い、保健衛生機能の充実と子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設として整備検討を行っています。また、高齢者総合センターは、開設から約30年が経過し経年劣化が進んでいることから、大規模改修工事に向けた準備を行っています。開設から40年以上が経過している障害者福祉センターについては、武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会における議論を踏まえて改築を行う方向性を示しました。利用者・利用登録団体・近隣住民・指定管理者・事業実施事業者等の意見を聴取しながら、令和10（2028）年度竣工を目指して改築事業を推進しています。

市では、財政援助出資団体*の整理・統廃合を含めた在り方の検討を行い、第五期長期計画・調整計画において、福祉公社と市民社協*は“まちぐるみの支え合い”を推進するため、それぞれの役割を明確化したうえで統合の準備を進める。」としました。このような状況を受けて、統合に伴うメリット・デメリット及び統合手法や技術的課題等を検討したところ、組織の統合により効果が発揮できる想定とした一方で、統合により福祉公社に対し見込まれている遺贈による多額の寄付が受けられなくなることが判明したため、統合を当面見合わせることに結論付けました。そのうえで、見出した効果を統合前の時点から発揮できるよう、平成29（2017）年度に、「福祉公社と市民社会福祉協議会*の事業連携推進委員会」を設置し、両団体の統合による効果を事前に発揮できるよう事業連携を進めています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本目標

第1項 基本理念

第六期長期計画の中では、10年後の目指すべき姿として「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」が掲げられています。健康福祉分野においては、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。元来、本市においては、市民活動が盛んな環境に支えられ、地域での見守りや社会とのつながりが必要な高齢者等の生活を総合的に支援するための共助の取組みを全国に先駆けて行ってきた歴史的経過の蓄積があります。一方で、地価の高さや市域面積の狭さ等からくる土地や活動の場の確保が難しいといった課題もあります。これらの地域特性を踏まえながら「武蔵野市ならではの地域共生社会*の実現」を基本理念におき、他分野の計画と連携しながら健康福祉分野の施策を総合的に推進していきます。

武蔵野市ならではの
地域共生社会*の実現

第2項 各個別計画の基本目標

健康福祉総合計画の基本理念の実現に向けて、各個別計画の基本目標を設定し、健康福祉施策の総合的な推進を目指します。

計画名	基本目標	基本施策
地域福祉計画	人と人がつながる互いに支え合うまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の主体的な地域福祉活動の促進 2 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携 3 生活困窮者への支援 4 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進 5 地域福祉活動の担い手の確保 6 重層的な支援体制の推進
成年後見制度利用促進基本計画	生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 中核機関*の運営及び連絡協議会の機能拡充 2 既存のネットワークを活用した権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化 3 権利擁護支援を支える機能の充実 4 担い手の育成及び支援
再犯防止推進計画	地域で孤立することなく 誰もが受け入れられるまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービス等による総合的な支援 2 就労・住居の確保等の取組を通じた自立支援 3 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 4 非行の防止・学校等と連携した取組み
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる	<ol style="list-style-type: none"> 1 いきいきと暮らしつづけられるために 2 市民の支え合いをはぐくむために 3 住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために 4 介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働き続けられるために 5 医療ニーズの高い高齢者を支えるために
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	障害のあるすべての人が住み慣れた地域社会の中で生涯を通じて安心して自分らしい生活を送るために	<ol style="list-style-type: none"> 1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み 2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化 3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実 4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み 5 新しい福祉サービスの整備 6 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり
健康推進計画	誰もがいきいきと安心して暮らしつづけられるまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防を重視した健康診査等の推進 2 市民の主体的な健康づくりと生活習慣改善の支援 3 市民の生命と健康を守る環境づくりと連携の強化 4 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進
食育推進計画	食を通じていきいきと暮らすまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフステージの特性に応じた食育の推進 2 地域と連携した食育の推進 3 市民が地域の中で継続して食育を実践するための情報発信と環境づくり
自殺総合対策計画	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 相談支援事業の充実 4 生きやすさを育み寄り添う支援 5 市民への周知・啓発
国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	被保険者の生活習慣病の発症及び重症化の予防 医療費の適正化	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定健康診査受診率の向上 2 特定保健指導利用率及び実施率の向上 3 生活習慣病重症化予防 4 健康づくり

第2節 重点的取組みと施策体系

第1項 6つの重点的取組み

第六期長期計画・調整計画の健康・福祉分野の5つの基本施策を基に、従前から継続すべき事項及び新たな課題を鑑み、6つの重点的取組み項目を設定しました。

第六期長期計画・調整計画 基本施策	第4期健康福祉総合計画 重点的取組み
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み
2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化
3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	3 安心して暮らしてつづけるための支援体制の充実
	4 重層的支援体制の整備
4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	5 福祉人材の確保と育成に向けた取組み
5 新しい福祉サービスの整備	6 新しい福祉サービスの整備

第2項 施策の体系

本計画の重点的取組みを推進するため、各個別計画（第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画）の施策のうち、「横断・共通する施策」を設定しました。

なお、第六期長期計画・調整計画では、全体を貫く基本的な視点として、以下の5点が挙げられており、本計画でも事業の実施に向けて、これらの視点を考慮して取組みを進めます。

- 時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展
- 情報共有を重視し、市民と一体となったまちづくりへの取組み
- 未来へつなぐ行政と市民の学び合い
- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた市政運営
- 武蔵野市における自治体DX*の推進

健康福祉分野の施策は、一人ひとりの命を守り、年齢や障害の有無に関わらず、誰もがいきいきと安心して住み続けられるよう、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」（武蔵野市版地域包括ケアシステム）を着実に進めることで、本市における地域共生社会*の実現を目的としています。

重点的取組み	横断・共通する施策	個別計画※			
		地	高	障	健
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	1-1 「健康長寿のまち武蔵野」の推進		●	●	●
	1-2 地域福祉活動の推進、団体などの活動支援の充実	●	●	●	●
	1-3 食に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援		●		●
	1-4 心のバリアフリーの推進		●	●	
2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	2-1 地域医療の充実への取組みと連携の強化	●	●	●	●
3 安心して暮らしつづけるための支援体制の充実	3-1 在宅医療・介護連携の推進	●	●	●	●
	3-2 見守り・孤立防止	●	●	●	●
	3-3 権利擁護支援	●	●	●	
	3-4 こころの健康づくり・自殺対策の推進			●	●
	3-5 災害時における支援体制づくりの推進	●	●	●	●
4 重層的支援体制の整備	4-1 包括的相談支援体制の強化	●	●	●	●
	4-2 社会参加支援（就労支援・住居支援）	●	●	●	
	4-3 地域づくりに向けた支援（住民同士の顔の見える関係の育成支援）	●			●
5 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	5-1 地域福祉を支える人材の発掘・確保（市民人材）	●	●	●	
	5-2 福祉人材の確保・育成		●	●	●
6 新しい福祉サービスの整備	6-1 充実した介護・福祉サービスのための施策の整備	●	●	●	●
	6-2 DXの推進・デジタル技術の活用		●	●	●

※＜個別計画＞ ●は個別計画で対応する施策のあるもの

地：第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画

高：高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

障：障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

健：第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画

第4章 施策の展開（重点的取組みと横断・共通する施策）

第1節 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み（重点的取組み）

第1項 「健康長寿のまち武蔵野」の推進

【現状と課題】

- 高齢者は、フレイル*（虚弱状態）と呼ばれる身体機能や認知機能の低下を経て徐々に要介護状態となる傾向があることから、フレイル*の予防や改善に取り組み、誰もが、より長く元気で暮らすことができる社会を目指しています。【高齢】
- ご近所などの地域の支え合い、健康づくりの場に対するニーズは高く、地域住民団体等が運営主体となって介護予防、認知症予防のための活動を行う「いきいきサロン*事業」などの通いの場のプログラムの内容や活動場所・担い手の確保について幅広い支援の必要性があります。【高齢】
- 障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域でより長く元気に暮らすためには、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことも必要です。【障害】
- 健康づくりに関するアンケート調査報告書によると、主食、主菜、副菜が揃った食事をしている人の割合は夕食で78.6%ですが、朝食では40.4%と低くなっています。朝食を「ほぼ毎日食べている」は全体で76.2%と多くなっていますが、平成28（2016）年からは4.6ポイント減少しています。【健康】
- 市や武蔵野健康づくり事業団*では、様々な運動のプログラムを提供しています。健康づくり推進員*（市民ボランティア）が、健康づくり支援センターと協働で地域での健康づくりを広めており、健康づくり人材バンク*の専門職が地域で運動等の講座を実施しています。また、インターネット等で健康づくりの情報発信も行っています。【健康】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
「健康長寿のまち武蔵野」の推進【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業関連部署、団体による「介護予防事業連絡調整会議」にて連携しながら、介護予防の普及啓発や各種講座を開催するなど、介護予防に取り組むためのきっかけづくりや、フレイル*予防・介護予防の取組みを推進します。 ・市民主体の活動とともに、民間企業やNPO等と連携、デジタル技術の活用等によりフレイル*予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを検討します。 ・健康寿命延伸のため、保健事業と介護予防の一体的実施を行います。
住民主体の介護予防活動への支援の充実【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な介護予防の活動の充実を図り、参加を促進するため、地域のリハビリ専門職等の参画を得ながら高齢者の通いの場に体操その他のプログラムの講師を派遣します。

健康づくりや食育支援の推進【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方に対して、各種健診の情報提供・受診勧奨や啓発を実施し、健康づくりや健康に対する意識を高める取組みを進めます。 ・ 口腔ケアに課題のある方が通所している生活介護事業所や児童発達支援事業所等の施設職員に向けて、(公社)武蔵野市歯科医師会と連携を図りながら、口腔ケアに関する相談に対応していきます。
健康な食生活の推進【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康な食生活を送るために必要な、自ら健康管理をする力を身に付けてもらうために妊娠期・乳幼児期からの食の正しい知識を伝える取組みを行います。 ・ 栄養バランスや朝食の重要性について、特に若い世代への啓発を実施します
身体活動や運動を習慣づけるための支援【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化等、社会環境の変化に対応しながら、健康寿命の延伸に向けて生活習慣病予防、ロコモティブシンドロームやフレイル*（虚弱状態）の予防・改善のため、市民の主体的な健康づくりを支援するさまざまな事業を関係機関と連携して展開します。

第2項 地域福祉活動の推進、団体などの活動支援の充実

【現状と課題】

- 地域活動団体の認知度向上を図るとともに、共働き世帯の増加や働き方の変化、定年延長等、社会情勢の変化に対応していけるよう、持続可能な地域福祉活動を支援していきます。【地域】
- 市民社協では、ボランティアセンター武蔵野において、希望者に活動先の紹介やボランティア講座の紹介を行い、本人の活動ニーズと多様な参加機会のマッチングを通して社会とのつながりづくりを支援しています。【地域】
- 健康づくり推進員*が、健康づくり支援センターと協働で地域での健康づくりを広めています。【健康】
- テンミリオンハウス事業は、関三倶楽部が令和4（2022）年3月末に閉所したため、関前・八幡町地域で優先的に整備に向けて検討を進めます。【高齢】
- レモンキャブ*事業の持続可能な運営には、担い手（運行管理者、運行協力員）の確保・継続が重要であり、引き続き検討を行っています。【高齢】
- 障害当事者・支援者団体は、地域活動・社会参加・当事者支援を公的なサービスとは異なる形で担っており、障害のある方にとって欠かせない地域資源となっています。一方で、各団体は高齢化・ライフスタイルの多様化等による担い手不足といった課題に直面しており、持続可能な団体活動に向けた支援が必要です。【障害】
- 高齢者が自ら健康でありつづけるために、高齢者の主体的な活動や老人クラブ、シルバー人材センター*の支援を推進する必要があります。【高齢】
- 「いきいきサロン*事業」は、平成28（2016）年7月に8団体で活動を開始しましたが、令和4（2022）年度には23団体まで増加しています。プログラムの内容や活動場所・担い手の確保について幅広い支援の必要性があります。【高齢】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
地域社協（福祉の会）をはじめとする地域福祉団体への活動支援の充実【地域】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内3圏域（東部・中部・西部）に配置した地域担当職員（市民社協）を通じて、地域社協（福祉の会）等、地域活動団体の運営相談等に対応していきます。
市民の多様な活動機会づくりの支援【地域】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び市民社協は、地域住民と連携して、社会の中で生きがいのある充実した暮らしを送れるようなステージづくりを支援します。 ・健康づくり推進員*による健康づくり情報の発信、講座の企画などの実施、健康づくり人材バンク*に登録した保健師等の専門知識を有する人による講座の支援を行っていきます。
テンミリオンハウス事業の推進【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の社会参加、地域の住民（団体）による運営、空き家の有効活用など、「身近で、小規模で、軽快なフットワーク」で実施するテンミリオンハウス事業を推進するため、空白地域の事業実施場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。
移送サービス（レモンキャブ*事業）の推進【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金、運行協力謝礼、予約受付期間・時間の見直しを行い、運行協力員の確保・継続を図り、レモンキャブ*事業を継続して実施します。 ・新たな予約・運行管理や予約方法、高齢者の移動手手段の総合的な情報提供の仕組みの検討を行い、運行管理者の負担軽減とサービスの向上を図ります。
生きがいづくりのための主体的な活動への支援【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が生きがいを持って充実した日々を送れるよう、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進します。高齢者の主体的な活動支援に引き続き取り組みます。
いきいきサロン*の拡充【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・「近所、支え合い、健康づくり」により介護予防及び健康寿命の延伸を図るいきいきサロン*について、各丁目への設置を最終的な目標として拡充していきます。 ・いきいきサロン*の運営の担い手や活動場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。 ・サロン同士の情報共有やつながりができるような仕組みを検討します。
ボランティアの育成と活動支援の推進【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・（社福）武蔵野市民社会福祉協議会*や関係団体等との連携を図りながら、ボランティア人材の育成とボランティア団体への活動支援に引き続き取り組みます。

第3項 食に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援

【現状と課題】

- 「栄養」はフレイル*予防の三つの柱の一つであり、引き続き高齢者の食に対する意識向上と栄養改善の取組みを進めていきます。【高齢】
- 市内には、認定栄養ケア・ステーションが2か所開設されています。認定栄養ケア・ステーションは、管理栄養士・栄養士が所属する地域密着型の拠点であり、地域住民や医療機関、自治体等を対象に管理栄養士・栄養士を紹介し様々なサービスを提供しています。【健康】
- 市では総合的に食育を推進していくために、食育担当課連絡会議を定期的に行い、食を通して事業を行っている課・団体の情報共有の場としています。むさしの食育フェスタは、会議に参加している課・団体が中心となって開催しています。【健康】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
食に対する意識向上と栄養改善の取組み【高齢】	・市の協力栄養士による「高齢者食事学事業」や「おいしく元気アップ教室」等の講座や配食・会食サービスを通じて、高齢者の栄養の改善とフレイル*予防、重度化防止を図ります。
ライフステージの特性に応じた食育の推進【健康】	・乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージで食に関する能力を身に付け、その力を発揮して生活を営み、生涯を通じて健康的な生活を営めるように、ライフステージの特性に応じた効果的なアプローチにより支援します。
栄養ケアを必要とする人への支援に関する連携【健康】	・高齢者、障害や疾病がある方など、在宅ケアが必要な方の個別の栄養ケアについて関係機関と協議を行います。課題の解決にあたっては、地域住民の生活の場で管理栄養士・栄養士が栄養ケアを実施提供する拠点である「認定栄養ケア・ステーション」など新たな地域資源との連携についても検討します。
多様な関係者の連携による食育の推進【健康】	・健康、福祉、教育、農政、環境、商工などの分野が連携し、国や都の動向や社会情勢、地域の特性や課題を共有し、引き続き計画的・総合的に取り組めます。

第4項 心のバリアフリーの推進

【現状と課題】

- 本市の認知症高齢者数は年々増加傾向にあり、認知症のある人とその家族が暮らしやすいまちづくりのため、認知症理解の促進と地域の認知症高齢者見守り意識の醸成を図るなど、心のバリアフリーの取組みを進めます。【高齢】
- 知的障害者数、精神障害者数も増加傾向が続いており、意思決定支援を必要とする可能性のある人の数は増加しています。【障害】
- 平成28（2016）年4月に施行された「障害者差別解消法」が改正され、今まで国や地方公共団体に義務づけられていた合理的配慮の提供について、令和6（2024）年4月から民間事業者についても義務化されます。地域共生社会*の実現という視点からも、障害のある方に向けた配慮と対話はますます重要になってきています。【障害】
- 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合うという、心のバリアフリーについての考え方は、地域共生社会*の理念と合わせてより重要なものとなっています。地域の全ての人々が、心のバリアフリーについて自らのこととして考え、具体的な行動を起こせるように啓発に取り組んでいきます。【障害】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
認知症に関する普及・啓発の推進【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のある人とその家族が暮らしやすいまちづくりのため、地域住民向け、事業者向けの「認知症サポーター養成講座」等を他分野との連携も図りながら実施することにより、認知症理解の促進、地域の認知症高齢者見守り意識の醸成を図るなど、心のバリアフリーの取組みを進めます。 ・冊子「みんなで知ろう認知症」（認知症ケアパス）を講座や研修において活用します。 ・市民社協とも連携し、小中学校を中心に認知症サポーター養成講座の出前講座を実施します。
障害者差別解消の推進【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・市の窓口等において適切な形で合理的配慮が提供されるよう市職員に対する研修及び啓発を実施するとともに、手続きの際などに生じ得る様々な障壁（バリア）を取り除くように努めます。 ・市内の事業者に向けて、法に対する正確な知識や合理的配慮に向けた対話事例等を周知啓発していきます。 ・障害のある方や家族に向けて、障害者差別解消に関する相談窓口や相談解決に関する事例を紹介することで啓発を行っていきます。
心のバリアフリーハンドブックの活用と出前講座の充実【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーハンドブックを活用し、市民や事業者等が様々な障害の特性についての理解を深めるように周知啓発活動を実施します。

第2節 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

第1項 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

【現状と課題】

- 病院の病床数については、都道府県の策定する医療計画によって保健医療圏ごとに定められています。東京都保健医療計画上の既存病床数によると、本市が属する北多摩南部二次保健医療圏については、既存病床数が基準病床数を235床上回っています。【健康】
- 吉祥寺南病院と森本病院は新病院の建設を検討していましたが、昨今の急激な物価高騰に伴う建設費用の値上がり等により、現在、新病院計画は中断しています。また、森本病院については、令和6年3月31日をもって、廃止（閉院）されることとなりました。【健康】
- 市内の三次救急及び二次救急医療機関は、武蔵野赤十字病院、吉祥寺南病院、武蔵野陽和会病院です。初期救急については平成27（2015）年度から輪番により1日当たり3機関（病院1・診療所2）の診療体制を整備しています。【健康】
- 本市では、大規模災害の発生時には、五師会*の診療所等は閉院し、緊急医療救護所の3病院に参集し、医療活動を展開する災害時医療体制となっています。毎年、災害医療連携訓練を実施しています。【健康】
- 新型コロナウイルス感染症が、令和2（2020）年2月1日に指定感染症として政令で指定され、感染拡大に対して様々な制限や自粛による感染対策が行われ、保健衛生分野の施策においても大きな影響が生じました。【健康】
- 新型コロナウイルス感染症等に対応するための感染症対策衛生用品を保管する環境が保健センターにはなく、市庁舎や他公共機関、市外の倉庫を暫定的に利用しました。感染症対策衛生用品の備蓄環境やワクチン接種を実施する環境が不十分でした。【健康】
- また、新型コロナウイルスワクチン接種については、接種方針が急遽変更する事態が繰り返されたことから、正しい情報をより分かりやすく、効果的に伝える広報のあり方の検討が必要です。【健康】
- 認知症施策の充実を求める高齢者は多く、認知症への不安を抱える高齢者や家族の相談から早期に医療機関への受診につながるよう、適時適切な支援体制の強化が必要です。【高齢】
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行う場として、医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会*」が設置（平成27（2015）年7月）され、国の定める8つの事業への取組みを進めています。これまでの医療・介護関係者の研修でACP（人生会議）*をテーマにした研修も実施されました。【地域】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
医療ネットワークの充実 【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所や病院等の関係機関と引き続き連携及び情報共有を図りながら支援し、まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの理念を踏まえ、市民が安心して医療を受けることや継続して在宅医療生活を続けることができるよう地域医療体制の整備に関する取組みを進めます。 ・現在の社会状況等の変化を注視しつつ、吉祥寺地区の病床・病院機能や災害医療機能の確保に向け、東京都や関係機関等と調整を図りながら必要な取組みを継続します。 ・救急医療体制や休日診療体制については、市医師会・市歯科医師会、市薬剤師会や各医療機関等の協力を得ながら、引き続き、初期救急、二次救急、三次救急医療機能の確保や機能分担について協議し、円滑な連携を図るとともに、市民周知していきます。
災害時医療体制の充実 【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時でも誰もが安心して医療を受けられるよう、市医師会等、関係機関と協議しながら災害時医療体制づくりを進めます。また、平常時からの継続的な医療連携訓練等を通して、災害時医療体制をさらに充実させます。 ・保健センター増築及び複合施設整備にあわせて、市災害時医療救護本部や災害拠点病院などを支援する災害対策施設として、防災機能の拡充を図ります。
健康危機管理対策の推進 【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機発生時に備え、平時から訓練等により医療関係機関等との連携体制の強化に努め、危機発生時の行動計画・BCP等について、適宜見直し更新します。 ・現在計画されている保健センター増築及び複合施設整備において、感染症対策衛生用品の備蓄環境やワクチン接種を実施する環境整備を進めます。
認知症のある人への適時適切な支援体制の強化 【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野赤十字病院認知症疾患医療センター、武蔵野市医師会、在宅介護・地域包括支援センターによる認知症初期集中支援チームを市内6か所の在宅介護・地域包括支援センターに設置し、認知症状の自覚がない等医療につながりにくい認知症が疑われる方に対する早期対応に取り組めます。 ・在宅医療・介護連携推進協議会*の認知症連携部会において、医療・介護・福祉関係者が連携し、ニーズを的確に把握しながら、認知症のある人と家族介護者を支える体制強化に取り組めます。
在宅医療・介護連携の推進【地域】【高齢】【障害】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの在宅医療・介護連携推進事業*を踏まえつつ、ライフサイクルの中で起こりうる、医療と介護の連携が特に重要とされる場面「①日常の療養支援」「②入退院支援」「③急変時の対応」「④看取り」を意識しながら、在宅医療介護連携推進協議会*と5つの部会等にて、切れ目のない医療と介護の連携体制の構築をさらに進めます。

第3節 安心して暮らしてつづけるための支援体制の充実

第1項 在宅医療と介護の連携

【現状と課題】

- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行う場として、医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会*」が設置（平成27（2015）年7月）され、国の定める8つの事業への取組みを進めています。これまでの医療・介護関係者の研修でACP（人生会議）*をテーマにした研修も実施されました。【地域】
- 人生の最期の過ごし方についての希望は様々ですが、自分や家族の老後や介護について、考えておくことは重要であり、看取りも含めた医療と介護についての情報提供や普及啓発を行います。【高齢】
- 要介護者及び要支援者に係る医療情報を居宅介護支援事業者に提供した訪問看護事業者に対し、連携費を交付する「訪問看護と介護の連携強化事業」は、年々利用実績が増えています。【高齢】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
在宅医療・介護連携の推進【地域】【高齢】【障害】【健康】	・これまでの在宅医療・介護連携推進事業*を踏まえつつ、ライフサイクルの中で起こりうる、医療と介護の連携が特に重要とされる場面「①日常の療養支援」「②入退院支援」「③急変時の対応」「④看取り」を意識しながら、在宅医療介護連携推進協議会*と5つの部会等にて、切れ目のない医療と介護の連携体制の構築をさらに進めます。 【再掲】
暮らしの場における看取りの支援【地域】【高齢】	・終末期のケアや医療に関する研修を行い、看取りへの理解と対応力の向上につなげます。 ・本人や家族が「人生の最終段階も含め、自分がどのように生活をしていきたいか」がイメージできるよう、ACP（人生会議）*やエンディング支援事業*について、市民への普及・啓発を進めます。
武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業による中・重度の要介護者の在宅生活継続支援【高齢】	・さらなる高齢化に伴う在宅医療ニーズの増加に対応するため、訪問看護と介護の連携強化事業を引き続き実施し、中・重度の要介護者の在宅生活の継続を支援します。

第2項 見守り・孤立防止

【現状と課題】

- 住み慣れた地域で安心して生活していくうえで、地域住民による相互の助け合いは大切であり、世代に応じた支援ニーズの把握に努めるとともに、日頃からの地域での見守りや支え合いの体制づくり、世代間交流の機会が求められています。【地域】
- 様々な世代に応じた支援のため、関係部署同士で適時会議を開催し、情報共有、連絡調整を行っています。【健康】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
見守り・孤立防止の推進 【地域】【高齢】【障害】 【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が通常業務の中で、異変の発見、速やかな通報、相談窓口の周知等の取組みに加え、消費者被害・認知症・生活困窮者等の課題に対応するため「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*」を開催し、安否確認の対応報告や連携体制の強化にむけた情報交換を定期的実施します。 ・対象者を高齢者だけでなく、より広い世代に拡大していきます。
各種ネットワークとの協働と庁内連携機関の強化 【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、課題やライフステージに対応して、「子育て支援ネットワーク*（要保護児童対策地域協議会）」、「保幼小中連携事業」、「若者サポート推進連絡会議」、「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*」など様々なネットワークがあり、引き続き関係機関との協働体制の維持、整備に努めます。 ・分野横断的な課題の検討、相談のネットワーク化を進めている総合支援調整会議*においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」に向け、保健・医療・福祉・教育などの他機関・多職種の職員と連携を図ることで課題解決のネットワークの強化を図ります。

第3項 権利擁護支援

【現状と課題】

- 本市においては、福祉公社が中心となり権利擁護*事業、成年後見事業を実施しており、市と福祉公社を地域連携ネットワークの中核機関*と位置づけています。【地域】
- 国の第二期成年後見利用促進基本計画では、成年後見制度*の利用促進の取組みは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、権利擁護*支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきであるとされています。【地域】
- 虐待は人権侵害であり、特に介護や支援が必要な人は深刻な被害にあいやすいため、早期発見と適切な援助が重要です。【高齢】【障害】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
権利擁護*支援の促進【地域】 【高齢】【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症・障害等、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して生活できるよう、地域連携ネットワークを通じた権利擁護*支援を推進します。
成年後見制度*の利用促進 【地域】【高齢】【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度*については、権利擁護*支援を必要とする人の身上保護*、意思決定支援につながるよう、制度の周知・啓発及び利用支援を行います。
虐待防止の推進【高齢】 【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者

	<p>及びケアマネジャー*に対する虐待に関する研修の実施等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待による一時避難が必要な場合に備え、高齢者の安全を確保するための緊急一時保護施設を引き続き確保します。
--	---

第4項 こころの健康づくり・自殺防止に向けた支援

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える方や障害福祉サービスを受けることを控える方、メンタル面の不安を訴える方等の心の健康について、引き続き取り組む必要があります。市民こころの健康支援事業の継続的な充実や、ネットワークの強化による孤立防止の取り組みを継続します。【障害】
- 精神保健福祉法の改正を踏まえ、主に自ら困りごとを相談できない人を対象とするアウトリーチ型の支援に関して、分野横断的な支援体制の構築することが必要です。【障害】
- 健康づくりに関するアンケート調査報告書によると、常にまたは時々ストレスを感じている人の割合は66.7%となっており、平成28（2016）年と大きく変わっていません。ストレスの原因は「仕事に関すること」の割合が最も多く、平成28（2016）年から大きく増加しています。【健康】
- 全国の自殺者数は減少傾向が続いていましたが、令和2（2020）年及び令和4（2022）年に増加に転じており、令和4（2022）年の自殺者数は21,881人となっています。市内の自殺者数は、平成26（2014）年以降は微減傾向が続いており、令和4（2022）年の自殺者数は18人となっています。【健康】
- 近年、特に全国的に小中高生の自殺者数の増加傾向が続いており、令和4（2022）年には、過去最多の514人となりました。【健康】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
市民こころの健康相談事業の推進【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により増加した相談に対応するため、相談日を増やして強化した相談体制を継続します。 ・都における自殺対策強化月間にあわせ、講演会等の啓発活動を引き続き実施します。 ・精神保健に課題を抱える方等、継続的な支援が必要な方への支援体制を検討します。
精神保健に関する相談体制の整備【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談窓口*や健康課との連携の下、精神保健に課題を抱える人（精神疾患の未治療者や治療を中断した人など）を適切な治療やサービスにつなげられるよう、訪問等の支援を積極的に届ける事業（アウトリーチ事業）の実施を検討します。
休養・こころの健康づくりの推進【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスや悩みの要因は様々であるため、庁内の各分野の相談窓口や関係機関との連携により、総合的に支援していきます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人だけではなく企業や職場等への啓発も必要となるため、市内の事業所が利用できるメンタルヘルスに関する出前講座の案内やストレスチェックの活用方法、産業保健サービスなどの周知を図ります。
子ども・若者等への寄り添う支援による自殺対策の推進【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信などの取組みを推進します。 ・東京都や特定非営利活動法人等が実施しているLINE相談やチャット相談など、若者も利用しやすいようICT*を活用した相談事業についてホームページ等で周知を図ります。 ・性自認・性的指向に関する悩みやそれに伴う家族や友人との関係、職場や学校への不安など、専門の相談員による相談が受けられるにじいろ相談を実施します。

第5項 災害時における支援体制づくりの推進

【現状と課題】

- 毎年度避難行動要支援者*の名簿を更新し、名簿登載者に対して登録した旨を通知するとともに、災害時要援護者対策事業*への登録案内を同封し、登録を勧奨しています。【地域】
- 年1回開催している総合防災訓練にて避難行動要支援者対策訓練の機会を設け、制度の周知に努めています。また、各地域社協（福祉の会）で実際の災害を想定した安否確認訓練を行っているほか、支援者の制度に対する理解を深めるために説明会を開催しています。【地域】
- 個別避難計画について、優先度の高い避難行動要支援者*の範囲、避難支援者等関係者となる者、個人情報の入手・管理方法及び共有範囲、更新に関する事項など地域防災計画において定める必須事項の検討を行います。【地域・高齢・障害・健康】
- 令和3（2021）年度以降、高齢者福祉施設の新規開設が無かったため、高齢者の災害時要援護者を対象とした福祉避難所*は合計17か所準備しています。令和5（2023）年度総合防災訓練では、桜堤地区の施設と連携し福祉避難所*開設訓練を実施しました。【高齢】
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の要配慮者トリアージ訓練は中止となりましたが、令和4（2022）年度の総合防災訓練から再開しました。今後、具体的運用の検討を行う必要があります。【高齢】
- 障害のある方にも、慣れた環境で生活出来る在宅避難のメリットや在宅避難のために備えるべき事柄を周知するとともに、在宅避難時における様々な支援体制も周知することで、在宅避難に関する不安の軽減を図り、防災意識の向上に努めることが必要です。【障害】
- 在宅の人工呼吸器使用者は、災害時には自宅での生活が継続できるような環境整備が必要です。【障害】
- 在宅避難が継続できない場合に備え、避難所のおもいやりルームにおける支援や、福祉避難所*における支援について、運用の研究や訓練を行っていく必要があります。【障害】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
安否確認及び避難支援体制づくりの推進【地域】 【高齢】【障害】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未同意の避難行動要支援者*に対して、災害時要援護者への登録を勧奨します。 ・ 安否確認を行う支援者の確保について、関係機関と連携し、支援者のなり手を掘り起こすための活動を推進します。
福祉避難所*運営体制の検討【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武蔵野市総合防災訓練等で福祉避難所*開設・運営訓練を実施し、各福祉避難所*に応じた物資、人材、移送手段の確保など運営体制の検討を行い、各福祉避難所*の運営マニュアルの作成・見直しを進めます。
要配慮者トリアージの検証【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武蔵野市総合防災訓練等で要配慮者トリアージを用いた避難者振り分け訓練を継続して実施し、各福祉避難所*に応じた物資、人材、振り分け先への移送手段の確保など運用の検証を行い、さらなる周知と技術の向上を図ります。
在宅避難の推進【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に自宅での生活が継続できるように、在宅避難のメリットや在宅避難のために備えるべき事柄、在宅避難時における様々な支援体制も周知啓発していきます。
在宅人工呼吸器使用者等への災害時個別支援計画の作成【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時個別支援計画の作成を訪問看護事業所と連携して、順次進めていくとともに、普段から災害時における心構えと対策を行っていただくように周知します。
福祉避難所*の支援物品の充実【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定を結んでいる福祉避難所*への状況把握等の実態調査を定例で実施するとともに、必要な支援物資について検討するなど、発災時のBCP等についても協議します。 ・ 福祉避難所*開設・運営訓練についても、計画的に実施していきます。

第4節 重層的支援体制の整備

第1項 包括的相談支援体制の強化

【現状と課題】

- 令和3（2021）年度に福祉総合相談窓口*を設置し、福祉に関する相談先や解決方法がわからない困りごとや生活の不安等への対応をしてきました。相談内容に応じて市及び関係機関が連携し、全世代に対応した包括的な相談支援体制を強化してきました。【地域】
- 様々な世代に応じた支援のため、関係部署同士で適時会議を開催し、情報共有、連絡調整を行っています。【健康】
- 妊婦の困りごとや不安なことは、「出産」「育児」「体調」が平成28（2016）年から大きく増加しています（妊娠届出書）。妊娠中の不安内容としては「出産自体に関しての不安」が58.1%、「産後の育児に関する不安」が47.7%となっています。【健康】
- 市民の福祉ニーズが複雑化・多様化する中、市職員にも高度な個別援助技術力や地域の相談支援機関をバックアップする能力の強化が求められており、福祉分野での業務を中心に担う職員の育成が必要になってきています。【地域】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
包括的な相談支援の体制の推進【地域】【高齢】【障害】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援調整会議*を積極的に活用し、相談支援のネットワーク体制の強化を図ります。また、訪問事業に力を入れ、地域で安定した生活ができるように支援を行います。 ・市の相談支援体制を強化するため、社会福祉士等の資格保有を要件とする福祉専門職の採用を含めて検討します。
各種ネットワークとの協働と庁内連携機関の強化【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、課題やライフステージに対応して、「子育て支援ネットワーク*（要保護児童対策地域協議会）」、「保幼小中連携事業」、「若者サポート推進連絡会議」、「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*」など様々なネットワークがあり、引き続き関係機関との協働体制の維持、整備に努めます。 ・分野横断的な課題の検討、相談のネットワーク化を進めている総合支援調整会議*においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」に向け、保健・医療・福祉・教育などの他機関・多職種の職員と連携を図ることで課題解決のネットワークの強化を図ります。
妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させ、経済的支援を一体的に実施していきます。 ・児童福祉法の改正を受け、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、相談支援等の取組みに加え、サポートプランの作成

	や、地域資源の開拓を担うなどさらなる支援の充実を図ります。
--	-------------------------------

第2項 社会参加支援（就労支援・住宅支援）

【現状と課題】

- 人と人がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける地域づくりに向けて、さまざまな参加の機会が求められています。【地域】
- ひきこもりなど、社会につながりづらい方の参加を促進する取組みが求められています。【地域】
- 若年層等で困窮が広がるなど、新たな支援対象者、複雑化・複合化した課題を抱える世帯の増加への対応が求められています。【地域】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
市民の多様な活動機会づくりの支援【地域】	・市及び市民社協は、地域住民と連携して、社会の中で生きがいのある充実した暮らしを送れるようなステージづくりの支援を行っていきます
ひきこもり当事者・家族への支援の充実【地域】	・各種相談窓口や支援機関等の周知、相談受付フォーム等の活用・充実、ひきこもりに関する周知・啓発を進めます。また、近隣自治体と広域連携での事業をおこないます。
多様な形での就労支援の実施【地域】【高齢】【障害】	・心身の病気や、長期間のひきこもり等、就労に課題を持つ方々が、配慮された職場環境での就労に繋がり、継続して働くことができるよう支援体制を整備します。

第3項 地域づくりに向けた支援（住民同士の顔の見える関係の育成支援）

【現状と課題】

- 世代や属性を超えた交流の場や、居場所づくりを進めることが求められています。【地域】
- 健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉など様々な分野で、通いの場を充実させてきました。【健康】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
地域づくりに向けた事業の拡充【地域】【健康】	・属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を行います。
地域での通いの場の充実、活動への支援【健康】	・市では、健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉などの様々な分野で、市民が主体となる地域活動や通いの場を積極的に充実させます。 ・生きやすさを育み寄り添う支援を行うには地域とのつながりが大きな意味を持つことから、今後も市民の主体的な活動による支え合いを支援します。

第5節 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

第1項 地域福祉を支える人材

【現状と課題】

- 市民社協と連携し、地域の互助・共助を担う、地域社協（福祉の会）の活動内容の充実や活動内容を伝える広報の充実を図っています。【地域】
- シニア支え合いポイント制度*や災害時要援護者対策事業*等、地域福祉活動のきっかけとなるような制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手の発掘を図っています。【地域】
- 地域福祉活動を支える担い手の確保に向けて、興味を持てるように活動内容を伝える機会を提供することで、以前活動したことがある人など潜在的な地域福祉活動の担い手層へのアプローチ等が求められています。【地域】
- 平成29（2017）年度より生活支援コーディネーター*を全在宅介護・地域包括支援センターに配置し、高齢者の生活支援の充実を図っています。【高齢】
- 障害当事者や支援者団体は、様々な形での活動をとおして、障害のある方の地域活動支援、社会参加支援、当事者支援という大きな役割を担っています。一方で、各支援者団体は活動している人の高齢化や担い手不足といった課題に直面しています。地域で活動される人にかかる負担の軽減や人材の裾野の拡大を図ることにより、市民の主体的な地域福祉活動につなげていきます。【障害】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
地域福祉活動を支える人材の発掘・確保【地域】 【高齢】【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民社協と連携し、地域社協（福祉の会）の広報の充実を図るとともに社会状況の変化に応じた活動を続けていきます。 ・地域福祉活動の導入となるような制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手の発掘を図っていきます。
地域の自主的な取組みの支援【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・各在宅介護・地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーター*を中心に、いきいきサロン*をはじめとした地域住民が自主的に運営する多様な通いの場の立ち上げや運営等を支援します。
地域福祉活動における多様な人材の育成と活用に向けた取組み【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で福祉活動を担う人材を増やすためにも、障害福祉分野におけるボランティア育成事業を継続して行っていくとともに、育成事業の更なる周知を図り、育成事業を修了した人たちへの団体活動への参加を促す支援や支援者団体への活動支援、育成する側の人材の確保についての研究を行います。 ・地域で活動している他分野の団体に向けても、障害に対する理解を促進していくような仕組みを検討します。 ・必要な人材の年齢層や職種に応じた適切な広報を行うとともに、地域と連携して新たな担い手を発掘することで、人材の確保に努めます。

第2項 福祉サービスを担う人材

【現状と課題】

- 平成 30（2014）年 12 月に武蔵野市地域包括ケア人材育成センター*を開設し、人材育成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上に向けた取組みを推進しています。【高齢】【障害】
- 「武蔵野市認定ヘルパー制度*」は、まちぐるみの支え合いの推進、軽度者に対するサービスの人材確保、支援の質を同時に実現する仕組みとして創設されましたが、認定を受けてもサービス提供をしない方が多くなっています。【高齢】
- 介護人材の発掘、養成、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として実施した「介護職・看護職R eスタート支援金事業*」の対象を拡大して継続し、人材の発掘・確保に取り組むとともに、市内で働く介護職の定着支援を行っています。【高齢】
- 庁内相談窓口の職員や市の関係機関職員等を対象として、自殺に関する知識、精神疾患のある方及び自殺念慮のある方への具体的な傾聴方法等について、ゲートキーパー研修（こころといのちの基礎研修）を実施してきました。【健康】
- 市民こころの健康支援事業の一環として、市民向けに、メンタルヘルスについてのテーマ講座や出前講座を行い、人材育成を行っています。【健康】
- 子育てと介護や、複数人の介護をするダブルケア、トリプルケアなど支援ニーズが複雑化・多様化しています。【高齢】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
地域包括ケア人材育成センター*による、総合的な人材確保・育成事業の実施【高齢】【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・①人材養成事業、②研修・相談事業、③就職支援事業、④事業者・団体支援事業の4つの事業について、一体的に実施を継続します。 ・オンライン研修など介護従事者がアプローチしやすい事業実施を検討するほか、介護の仕事に関する啓発事業についても継続して実施します。
武蔵野市認定ヘルパー制度*の推進【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・認定ヘルパーの養成を継続的に行うことでまちぐるみの支え合いの推進を図るとともに、介護人材の不足への対応を図るため、活用方法を再検討します。
介護職・看護職R eスタート支援金事業*の実施【高齢】【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の発掘、養成、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として継続して実施します。 ・更なる人材発掘や資格を生かした活躍ができるよう検討を行います。
ケアリンピック武蔵野の開催【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護と看護に従事する方々が誇りとやりがいを持って働きたいと思えるよう、先進的な取組み事例発表やポスターセッション（パネル展示）、介護サービス紹介等を引き続き行います。テンミリオンハウスやいきいきサロンなどの地域の支え合いの活動をしている方々も参加し、介護・看護の専門職だけでなく、地域住民参加による文字どおりの「まちぐるみの支え合い」を推進します。

<p>武蔵野市の介護保険に貢献した永年従事者表彰制度【高齢】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・永年介護現場で本市の市民生活を支え続けた介護・看護職員に対し、市長が永年従事者表彰を行います。
<p>「気づき」を促す研修の拡大と専門的人材の育成【健康】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員*、健康づくり推進員*等を対象とするゲートキーパー研修（こころといのちの基礎研修）において、引き続き研修の案内をするとともに、研修テーマの内容及び対象者の拡充を図ります。 ・啓発を目的として行っている「市民こころの健康支援事業（テーマ講座）」について、「気づき」のための人材育成の場としても実施するなど、市民への人材育成を行っていきます。
<p>ダブルケア・トリプルケア等への支援や介護離職防止のための取組み【高齢】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・親と子、自分の親と配偶者の親と子など、複数の家族に対する介護や育児の担い手及びヤングケアラーを支えるため、関係各課等との連携を図ります。 ・介護者の年代や、子育てと介護、複数人の介護などケアを必要とする対象者の違いによるニーズを把握し、支援を進めていきます。 ・就労している家族が参加しやすい曜日・時間帯での認知症や介護に関する講座を開催します。

第6節 新しい福祉サービスの整備

第1項 充実した介護・福祉サービスのための施策の整備

【現状と課題】

- 市民社協等財政援助出資団体*との連携強化に向けて、市民社協が策定した「第4次地域福祉活動計画（令和元（2019）年度～令和6（2024）年度）」との施策・事業間の連携を図っています。【地域】
- 複雑化・複合化する市民の福祉ニーズに対応する地域共生社会*推進の拠点の一つとして、福祉公社及び市民社協に期待される機能と役割を実現する観点から、両団体の新社屋建設を支援します。【地域・高齢】
- 今後さらに高まる医療ニーズ及び認知症高齢者数の増に対応するため、大規模な土地の確保が困難な本市の地域特性にあった小規模・多機能なサービス及び施設の整備を進めていく必要があります。【高齢】
- 開設から30年以上が経過する高齢者総合センターは、工事期間中も事業の継続をしながら施設の長寿命化のための大規模改修を実施します。【高齢】
- 昭和55（1980）年に開設した武蔵野市障害者福祉センターについては、「武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会」による検討を経て、改築事業を進めています。利用登録団体、利用者、事業者、近隣住民等の意見を踏まえ策定された基本計画に基づき着実に改築事業を実施します。【障害】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
財政援助出資団体*との連携【地域】【高齢】【障害】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民社協が策定する地域福祉活動計画と施策・事業間の連携を図ります。 ・福祉公社と市民社協については、それぞれの特性を生かした事業連携を推進・強化するとともに、両団体の統合については、その方向性を決定した当時と比較して団体を取り巻く状況が変化していることから、改めて検討します。 ・福祉公社及び市民社協に期待される機能と役割を実現する観点から、両団体の新社屋建設を支援します。 ・各団体の自立性を尊重しながら、地域の課題解決にとって有効な組織や連携のあり方を調整します。
市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護*の整備【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・中重度の要介護者が在宅生活を継続するために看護小規模多機能型居宅介護*（登録定員29名）の整備を推進します。地価の高さや市域の狭さ等の課題へ対応するため、吉祥寺南町三丁目市有地を活用し、市独自のインフラ要綱に基づき土地貸付料の減額を行い整備を促進します。
小規模多機能型居宅介護*の整備【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が在宅生活を継続するために小規模多機能型居宅介護*（登録定員29名）の整備を推進します。
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の増加、市内の認知症高齢者グループホームの入居者数の現状等を考慮し、認知症高齢者グループホーム（3ユニット27名）を整備します。

高齢者総合センターの大規模改修【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者総合センターは、開設から約 30 年が経過し、建物及び付属設備の経年劣化が進んでいることから、施設の長寿命化のための大規模改修を実施します。工事期間中は仮施設を設置して事業を継続します。 ・改修期間中に休止する社会活動センター事業について、さらなる健康増進や社会参加のきっかけとなるように事業内容の検討を行います。
時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築【障害】	<ul style="list-style-type: none"> ・「武蔵野市障害者福祉センター改築に係る基本計画」に示されている基本理念や基本方針をもとに、障害のある方の地域活動や社会参加の場としての機能のほか、当事者及び団体を支援する機能を有した、将来までも機能する障害福祉の拠点としての整備を進めます。

第2項 DXの推進・デジタル技術の活用

【現状と課題】

- デジタル技術の活用等によるフレイル予防事業の推進、在宅医療と介護連携の強化における連携面でのICTの活用促進等に取り組んでいます。【高齢】
- 障害者情報アクセスビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念に基づき、今までも実施してきた情報保障の充実に向けて、市全体で取り組んでいく事が求められています。【障害】
- 医療分野においても、DXを通じたサービスの効率化、質の向上を実現することにより、国民の保健医療の向上を図るとともに、最適な医療を実現するための基盤整備を推進するため、国において「医療DX推進本部」が設置され、議論が進められています。【健康】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
「健康長寿のまち武蔵野の推進」【高齢】	・市民主体の活動とともに、民間企業やNPO等と連携、デジタル技術の活用等によりフレイル予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを検討します。
在宅医療と介護連携の強化【高齢】	・在宅医療と介護連携にあたっては、武蔵野市医師会が導入しているICTの活用を促進することで、効率的かつ正確な情報共有を行い、在宅で療養する市民の生活の質の向上につなげます。
介護事業所現場の業務の効率化の取組み【高齢】	・介護事業所のICTの活用の推進等による業務効率化への取組みの情報提供を行います。
情報保障の充実【障害】	・障害のある方が必要な行政情報を円滑かつ正確に入手できるように、市報、つながりによる情報の提供に引き続き取り組めます。また、誰にとっても、ホームページやSNS(LINE等)から市の施策、事業、イベントなどの市政情報が受け取りやすく、わかりやすくなることを目指して、市のホームページ等のウェブアクセシビリティの向上に努めます。
医療機関の連携体制の維持・推進【健康】	・国が検討を進めている医療DXの動向を注視しつつ、オンライン診療や情報伝達のデジタル化等、医療DXの推

	進について必要な支援をするとともに、保健・医療情報(介護含む)の活用を検討します。
--	---

【参考】第六期長期計画・調整計画の施策体系図

基本施策	施策	事業	担当課	
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進	市民がいつまでも健康で暮らし続けられるための取組み	高齢者支援課・地域支援課・健康課・保険年金課	
		「食」に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援	健康課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		介護保険制度の適切な運営による自立支援・重度化防止の推進	高齢者支援課	
	(2)武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進	市民が主体となる地域活動の推進	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		シニア支え合いポイント制度の推進	地域支援課	
	(3)地域共生社会の実現に向けた取組み	障害者差別解消、心のバリアフリー事業の推進	障害者福祉課・地域支援課・高齢者支援課	
		重層的な支援体制の整備	地域支援課・生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
	2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	(1)生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化	地域医療体制の確保・整備と災害時医療体制の強化	健康課・まちづくり推進課
			保健センター増築・複合施設の整備	健康課
(2)在宅生活を支える医療・介護の連携		医療・介護ニーズに対応するための在宅医療・介護連携推進事業の推進	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
		(3)健康危機管理対策の強化	市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生予防と拡大防止	健康課
3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実		(1)包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化	包括的な相談支援体制とネットワークの強化	生活福祉課・地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課
			エンディング(終活)支援事業の推進	高齢者支援課
	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組みの検討		高齢者支援課・子ども子育て支援課	
	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進		健康課	
	(2)認知症のある人とその家族を支える取組み	認知症のある人とその家族を支える取組み	高齢者支援課	
	(3)生活困窮者の自立支援	生活困窮者の自立支援と「つながる」仕組みづくりの推進	生活福祉課	
	(4)障害のある全ての人が自分らしい生活を送るための取組み	社会参加を促進するための障害の特性に応じた取組みの充実	障害者福祉課	
		(5)権利擁護と成年後見制度の利用促進	権利擁護と成年後見制度の利用促進	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
	虐待防止対策の推進		障害者福祉課・高齢者支援課	
	(6)見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進	地域における見守りや孤立防止のための取組み	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		こころの健康づくりと総合的な自殺対策の取組み	健康課・障害者福祉課	
	(7)災害時に支え合える体制づくりの推進	災害時に配慮を必要とする市民への支援	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
	4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	(1)地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	地域を支える福祉人材の発掘と育成	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
			(2)誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上	高齢者や障害者本人とその家族を支える人材の確保・育成
介護分野等における外国人材の育成支援		高齢者支援課		
(3)福祉専門職の活用による相談支援体制の強化		福祉専門職の採用・育成	人事課・生活福祉課	
5 新しい福祉サービスの整備	(1)地域共生社会に対応するサービス・施設の整備	新たなニーズに対応する施設整備の推進	高齢者支援課・障害者福祉課	
		制度の安定性と充実すべき施策を実現するためのサービス再編の検討	地域支援課・生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
		(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の事業連携の推進	地域支援課・高齢者支援課	

第5章 健康・福祉分野 類型別施設整備計画

第1節 計画の概要

第1項 背景・目的

武蔵野市では、これまで公共施設の三層構造（全市、駅勢圏、コミュニティ）の考え方をもとに、計画的に公共施設を整備してきました。今後も健全な財政を維持しながら、公共施設を時代のニーズに合わせて再整備し、魅力あるまちづくりを目指すため、市の最上位計画である長期計画の財政予測を見据えながら公共施設等を総合的に管理するための計画として、平成29（2017）年に『武蔵野市公共施設等総合管理計画』（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

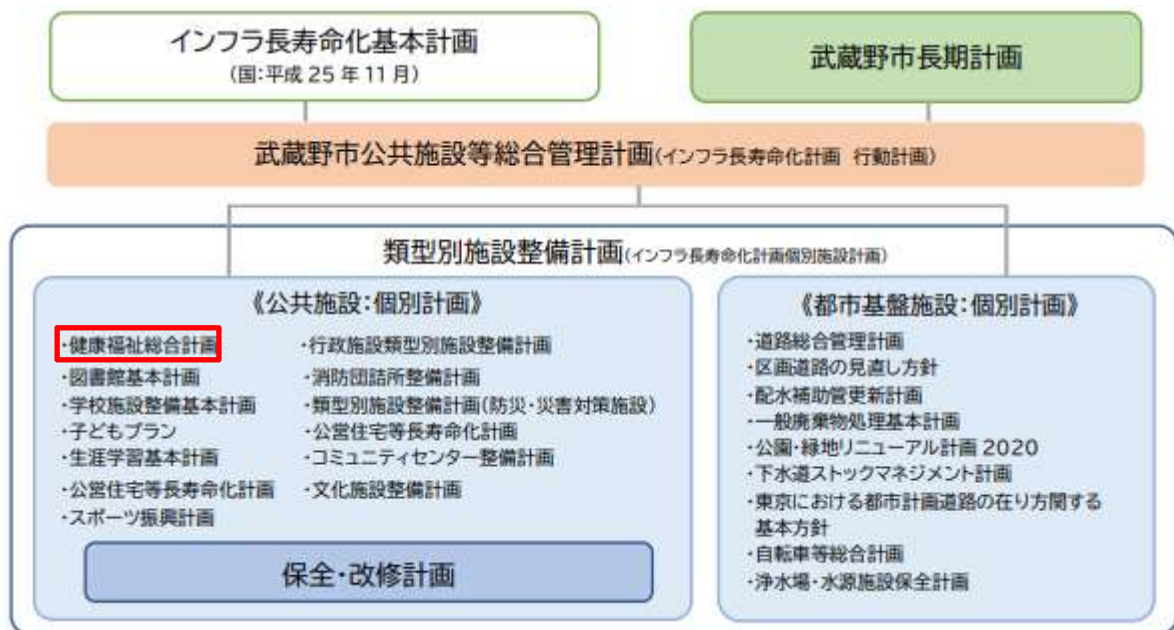
総合管理計画では、すべての公共施設等についての基本的な方針を示すとともに、当該計画に基づく各類型別の施設ごとの整備計画（類型別施設整備計画）を策定、改訂していくものとしています。また、類型別施設整備計画には、個別施設ごとの劣化状況や改修履歴を踏まえた整備の優先度や対策内容と対策時期、対策費用等を記載するものとされています。

本章は、当該類型別施設整備計画に該当するものとして、『第2期武蔵野市公共施設等総合計画（令和4年3月策定）』で定める、基本方針、取組方針、類型別方針、目標及び行動計画及び第4期健康福祉総合計画で示す施策を踏まえ、これを安定的に進めるための今後の健康・福祉施設の整備方針や年次計画を示すことを目的としています。

第2項 計画の位置付け

『第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画』における、健康・福祉分野の施設に関する類型別施設整備計画です。

図表 10 公共施設等総合管理計画の位置付け



第3項 計画期間

第4期健康福祉総合計画の計画期間である令和6（2024）～11（2029）年度とします。

第4項 対象施設

分類	名称	住所	延べ面積(m ²)
高齢	シルバー人材センター分館（健康福祉部分館）	吉祥寺北町1丁目27番11号	50.74
	北町高齢者センター	吉祥寺北町4丁目1番16号	884.07
	高齢者総合センター	緑町2丁目4番1号	3245.82
	吉祥寺ナーシングホーム	吉祥寺北町2丁目9番2号	2277.94 (8145.07)
	桜堤ケアハウス	桜堤1丁目9番9号	1649.83 (2886.83)
	吉祥寺本町在宅介護・地域包括支援センター	吉祥寺本町4丁目20番13号	275.11
	川路さんち	西久保1丁目34番2号	81.36
	月見路	吉祥寺北町1丁目11番7号 (1階)	100.58
	そーらの家	吉祥寺南町5丁目6番16号	159.31
	ふらっと・きたまち	吉祥寺北町5丁目7番9号	168.92
障害	桜はうす・今泉	桜堤1丁目5番1号	42.22
	障害者福祉センター	八幡町4丁目28番13号	1612.98
	放課後等デイサービス施設（パレット）	桜堤1丁目9番9号	203.00 (2886.83)
	児童発達支援センターみどりのこども館	緑町2丁目6番8号 武蔵野緑町2丁目第3アパート8号棟1階	662.83 (5682.24)
健康・医療	保健センター	吉祥寺北町4丁目8番10号	4472.37
	武蔵野赤十字病院感染症病棟	境南町1丁目26番1号	871.26 (3378.55)
計			16758.33

第2節 施設別概要と整備計画

本節では、施設ごと概要や方針を示すとともに、整備や更新に向けて現状と課題、劣化状況を示し、整備計画を示します。

劣化状況については、令和4（2022）年1月に策定した『武蔵野市公共施設保全改修計画』（以下「保全改修計画」という。）に基づき、施設課で実施している劣化調査により、保全部位ごとに劣化度を評価し点数化された評価点を示すこととしました。点数化された保全部位は、施設課により劣化度合の高い順に修繕の優先順位がつけられ、次年度に修繕する保全部位の一覧表が作成され、工事の妥当性が判断され予算化されています。本計画では、保全改修計画により劣化保全工事を行うことで、施設の長寿命化を図ることを前提としながらも、施設のあり方や更新の方針なども踏まえた整備計画を示すこととします。

なお、劣化状況の評価方法は、保全改修計画により保全部位（不具合による影響が甚大で予防保全とする必要がある建築部位や設備機器類）ごとに、下記に示す6つの評価基準を用いて得た点数（評価点）で評価することとされています。

①危険度率

A	不具合発生による人身事故の可能性が大きいもの
B	不具合発生による人身事故の可能性のあるもの
C	不具合発生による人身事故の可能性はあるが被害が小さいもの
D	不具合発生があっても人身の安全に影響がないもの

②重要度率

A	不具合発生により、施設全体が機能できないもの
B	不具合発生により、施設の一部しか機能できないもの
C	不具合発生により、一部機能不全に陥るもの
D	不具合発生しても、施設の機能に影響がないもの

③用途影響度率

A	不具合により行政としての機能が停止してしまう施設
B	不具合により多額な債務が発生する可能性が高い施設
C	A、B以外の施設

④事故歴

A	致命的な事故歴（故障歴）があるもの
B	致命的ではないが事故歴（故障歴）があるもの
C	事故歴（故障歴）がないもの

⑤修繕周期超過

修繕終期の超過年数に応じて点数を加算します。

⑥劣化度



施設課が行っている劣化調査により算出した点数を計上します。


《劣化度評価》


本計画では、保全部位ごとの評価結果を、劣化度の高い順にA～Dで示すこととします。


A	劣化度が高く優先的に修繕が必要な保全部位
B	劣化度が高く修繕が必要な保全部位
C	劣化が進んでおり定期的に劣化状況の把握を行っていく保全部位
D	劣化度は比較的安く今後も定期的な劣化度調査を行う保全部位



第1項 高齢者福祉施設


施設名称	建設年度	延床面積 (㎡)	構造
シルバー人材センター 分館 (健康福祉部分館)  吉祥寺北町1丁目27番 11号	昭和 23 (1948)	50.74	木造1階
【施設概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター*の分館として、令和3年10月より使用を開始した。 ・広報誌等の仕分け、梱包等の作業スペース及び作業用具等の保管スペース等で使用している。 【施設方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化に対し、可能な限り修繕等で対応していくこととするが、施設の安全等の確保が困難になれば、他所への移転なども検討し、機能を維持していく。 【現状と課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成16(2004)年度に耐震改修工事等を実施しているが、一定期間経過している。 ・施設課による劣化調査が未実施であり、築75年が経過しているため、今後調査対象とし、施設をどの様に維持管理していくかの検討が必要である。 【劣化状況】 (R4.1調査実施済)			
【整備計画】 <ul style="list-style-type: none"> ・劣化保全工事を行いながら、適切に維持管理する。 ・躯体の健全度調査を行い、施設の最終目標耐用年数を検討する。 			
北町高齢者センター  吉祥寺北町4丁目1番 16号	昭和 62 (1987)	884.07	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、 地上2階地下1階
【施設概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・故山崎医師ご夫妻から市が寄贈を受けた土地を活用して、昭和62(1987)年10月に全国初の単独デイサービスセンターとして開設した後、隣接する建物についても遺贈を受け、平成29(2017)年10月より子育てひろばを新たに開設した。 ・実施事業：デイサービスセンター、小規模サービスハウス(5戸)、子育てひろば 【施設方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てひろば設置により、多世代が集い交流できる施設として期待が高まっており、子どもから高齢者まで地域全体のニーズを把握した事業展開が求められている。関係機関と連携を密にとりながら、複合型・多機能型施設として適切に管理運営を進め、施設全体の長寿命化を図っていく。 【現状と課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・築36年が経過し、設備に様々な経年劣化が見られるため、改修修繕については旧山崎邸部分を含め一体的に計画し実施する必要がある。 			



	<p>・小規模サービスハウス事業の終了に伴い、同エリアの新たな活用に対応する改修が必要である。</p> <p>【劣化状況】 保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点 《建築》R4年5月調査実施</p> <table border="1" data-bbox="571 376 1390 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>西棟</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>D</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>増築棟</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外壁及び屋根防水等については、令和5年度に保全工事を実施した。</p> <p>《設備》R4年5月調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 694 1374 819"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本棟</td> <td>C (その他配管)</td> <td>C (小型空調機)</td> <td>C (遮断機)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C (飲料用水槽)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【整備計画】 ・保全改修計画に基づき、令和9（2027）年度に大規模改修工事を行い、施設の長寿命化を図る。<u>あわせて、小規模サービスハウスエリアの必要な改修を行う。</u> ・令和19（2037）年度に躯体の健全度調査を実施し、施設の最終目標耐用年数を設定する。</p>				外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	D	C	C	D	C	西棟	D	C	B	D	D	増築棟	D	C	D	D	C		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	C (その他配管)	C (小型空調機)	C (遮断機)	—	C (飲料用水槽)	—	—	—
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																																				
本棟	D	C	C	D	C																																				
西棟	D	C	B	D	D																																				
増築棟	D	C	D	D	C																																				
	給排水・衛生	空調	電気	防災																																					
本棟	C (その他配管)	C (小型空調機)	C (遮断機)	—																																					
	C (飲料用水槽)	—	—	—																																					
<p>高齢者総合センター</p>  <p>緑町2丁目4番1号</p>	<p>平成5（1993）</p>	<p>3,245.82</p>	<p>鉄筋コンクリート造、 地上5階地下1階</p>																																						
<p>【施設概要】 ・事業ごとに4つのセンター機能がある。 1. 社会活動センター 2. デイサービスセンター 3. 在宅介護・地域包括支援センター* 4. 住宅改修・福祉用具相談支援センター</p> <p>【施設方針】 ・地域における中核的な相談支援機関として市民やケアマネジャー*などの専門職に対する支援を行っているとともに、高齢者に対する対人援助サービスを直接的に提供している。今後も安定的なセンター運営に向けて、長期的なマネジメントのもとに適切な施設管理を行いながら事業を実施していく必要がある。</p> <p>【現状と課題】 ・築30年が経過し建物の経年劣化と共に、使用上の機能劣化も進んでおり、設備更新も含めた大規模修繕を要する状況にある。</p> <p>【劣化状況】 保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点</p>																																									

			<p>《建築》R4年2月調査実施</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>外壁</td> <td>軒裏</td> <td>屋根防水</td> <td>外部建具</td> <td>バルコニー</td> </tr> <tr> <td>本棟</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>C</td> </tr> </table> <p>《設備》R4年2月調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>給排水・衛生</td> <td>空調</td> <td>電気</td> <td>防災</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本棟</td> <td>C(水中モーターポン)</td> <td>C(小型空調機)</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>C(給湯管)</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全改修計画に基づき、令和6(2024)～令和7(2025)年度に大規模改修工事を行い、施設の長寿命化を図る。 ・大規模改修工事時にも事業継続を図る必要があるため、旧中町自転車保管所に仮設建築物を設置して工事を行う。 ・令和25(2043)年度に躯体の健全度調査を実施し、改めて施設の最終目標耐用年数を設定する。 							外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	D	D	D	D	C		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	C(水中モーターポン)	C(小型空調機)	—	—	C(給湯管)	—
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																											
本棟	D	D	D	D	C																											
	給排水・衛生	空調	電気	防災																												
本棟	C(水中モーターポン)	C(小型空調機)	—	—																												
	C(給湯管)	—																														
<p>吉祥寺ナーシングホーム</p>  <p>吉祥寺北町2丁目9番2号</p>	<p>平成6(1994)</p> <p>2,277.94 (8,145.07)</p> <p>鉄筋コンクリート造、 地上2階地下1階</p>	<p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都が開設した養護老人ホーム「吉祥寺老人ホーム」との合築施設で、特別養護老人ホーム「吉祥寺ナーシングホーム」(定員50名)、短期入所生活介護(ショートステイ)、通所介護(デイサービス)、居宅介護支援事業所と在宅介護・地域包括支援センターが併設されている。 ・合築施設であるため、吉祥寺老人ホームを含めた施設全体の建物区分所有比率は、東京都が約72%、武蔵野市が約28%となっている。 <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初より地域開放型の施設として地域の利便性、セーフティネットの役割を担い、地域に根ざした施設運営を行っている。今後も東京都、運営団体、武蔵野市の三者が連携し、適切に施設管理を行い長寿命化を図っていく。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体に関わる大規模修繕工事や保全工事については、東京都の意向によるところが大きく、引き続き緊密な連携を取っていく必要がある。 ・築29年が経過し、設備関係を含めて建物の経年劣化が進んでいる状況にある。 ・施設全体の延床面積が8,000㎡を超える大規模施設であり、今後の維持修繕費も高額となることが想定される。 <p>【劣化状況】</p> <p>保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点</p> <p>《建築》H23年11月調査実施</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>外壁</td> <td>軒裏</td> <td>屋根防水</td> <td>外部建具</td> <td>バルコニー</td> </tr> <tr> <td>本棟</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>D</td> </tr> </table>		外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	D	D	C	D	D																		
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																											
本棟	D	D	C	D	D																											

	<p>《設備》R4年7月調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 188 1394 313"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本棟</td> <td>C (水中モーターポンプ)</td> <td rowspan="2">—</td> <td>C (直流電源装置)</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>C (プール設備)</td> <td>C (遮断機)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都策定の基本計画に沿って大規模改修工事を実施し、施設の長寿命化を図っていく。 		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	C (水中モーターポンプ)	—	C (直流電源装置)	—	C (プール設備)	C (遮断機)																
	給排水・衛生	空調	電気	防災																									
本棟	C (水中モーターポンプ)	—	C (直流電源装置)	—																									
	C (プール設備)		C (遮断機)																										
<p>桜堤ケアハウス</p>  <p>桜堤1丁目9番9号</p>	<table border="1" data-bbox="571 465 1394 544"> <tr> <td>平成8 (1996)</td> <td>1,649.83 (2,886.83)</td> <td>鉄筋コンクリート造、 地上4階</td> </tr> </table> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人信陽舎が、法人所有の学生寮の老朽化に伴う建替えにあたり、活用方法を研究した結果、高齢者と学生がひとつ屋根の下で生活し交流するという全国初の施設であり、市内唯一の軽費老人ホーム（ケアハウス） 事業：軽費老人ホーム、在宅介護支援センター、放課後等デイサービス、療育相談 <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内唯一の軽費老人ホーム（ケアハウス）として、今後も地域の見守りが必要な高齢者を支える役割を担うことが期待されている。合築施設であるため公益財団法人信陽舎と連携を図りつつ、適切な施設管理を行い、安定的な運営を行っていく。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8（2026）年度に築30年を迎え、保全部位や設備に劣化が見られるため、今後施設の長寿命化に向けた大規模改修工事の実施が必要である。 建物は区分所有であるため、大規模改修工事に向け、他の所有者・指定管理者と課題を整理し、実施内容や工事実施時期、費用負担等について調整を図る必要がある。 <p>【劣化状況】</p> <p>保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点</p> <p>《建築》R4年度調査実施</p> <table border="1" data-bbox="571 1532 1394 1615"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>《設備》R4年度調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 1688 1394 1814"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本棟</td> <td>C (タンク)</td> <td>C (空気調和機)</td> <td>C (遮断機)</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>C (プール設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全改修計画に基づき、令和12（2030）年～令和13（2031）年に大規模改修工事を実施できるよう、他の所有者等と調整を行っていく。 大規模改修工事の実施まで、引き続き適切な維持管理を行う。 	平成8 (1996)	1,649.83 (2,886.83)	鉄筋コンクリート造、 地上4階		外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	C	D	C	D	C		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	C (タンク)	C (空気調和機)	C (遮断機)	—	C (プール設備)	—	—
平成8 (1996)	1,649.83 (2,886.83)	鉄筋コンクリート造、 地上4階																											
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																								
本棟	C	D	C	D	C																								
	給排水・衛生	空調	電気	防災																									
本棟	C (タンク)	C (空気調和機)	C (遮断機)	—																									
	C (プール設備)	—	—																										


<p>吉祥寺本町在宅介護・地域包括支援センター</p>	<p>平成 17 (2005)</p>	<p>275.11</p>	<p>鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地上1階</p>																								
	<p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内6か所目の在宅介護支援センターとして開設し、市民のより身近な地域で相談援助が受けられるよう計画され、介護予防やレスパイトケアを重視した在宅介護支援事業を展開すべく整備された施設 <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小地域完結型の相談・サービス提供体制のさらなる充実を図るため、地域包括ケアシステムの拠点の1つとして、今後とも重要な役割を果たしていくことが求められている。適切な施設管理を行いながら、運営団体及び基幹型地域包括支援センターと連携し、その機能を強化していく。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 築18年が経過しており、屋上側溝防水修繕工事や空調機の修繕を中心に、劣化保全工事を行ってきた。 今後も適切に維持管理しながら、施設を運営しながら大規模修繕工事を実施するための計画を策定していく必要がある。 <p>【劣化状況】</p> <p>保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点 《建築》R4年度調査実施</p> <table border="1" data-bbox="571 1064 1388 1149"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>《設備》R4年度調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 1227 1388 1312"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化に向け、今後も適切な維持管理を行う。 						外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	D	D	D	D	—		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	—	—	—	—
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																						
本棟	D	D	D	D	—																						
	給排水・衛生	空調	電気	防災																							
本棟	—	—	—	—																							
<p>川路さんち</p>	<p>昭和 31 (1956)</p>	<p>81.36</p>	<p>木造、地上1階</p>																								
	<p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人材と建物を有効活用しながら市が運営団体に対し年間1千万円（テンミリオン）を上限とする補助を行い運営する「近・小・軽」の家 事業内容ミニデイサービス <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に対し、可能な限り修繕等で対応していくこととする。 施設の耐用年数を迎えた後のテンミリオンハウス事業の継続を図るための対応を検討する必要がある。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 築67年が経過しており、令和3（2021）年度に実施した劣化状況調査では、今後さらなる施設の延命化を行うためには、外壁や床等の全面的な改修修繕が必要となっている。 																										

	<p>【劣化状況】 保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点 《建築》R4年度調査実施</p> <table border="1" data-bbox="571 264 1374 349"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>《設備》R4年度調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 461 1374 546"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>A (給水管)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 劣化状況調査を踏まえ、築80年を最終の目標耐用年数と定める。 改修内容については、残耐用年数が10年程度であることを踏まえ、令和7年度に外壁や床等の延命化に必要な改修修繕を行うとともに、内装改修や機能改善のための工事を実施していく。 		外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	A	A	C	D	—		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	A (給水管)	—	—	—
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																		
本棟	A	A	C	D	—																		
	給排水・衛生	空調	電気	防災																			
本棟	A (給水管)	—	—	—																			
<p>月見路</p>  <p>吉祥寺北町1丁目11番7号（1階）</p>	<table border="1" data-bbox="571 853 1374 891"> <tr> <td>昭和57(1982)</td> <td>100.58</td> <td>軽量鉄骨造、地上2階</td> </tr> </table> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人材と建物を有効活用しながら市が運営団体に対し年間1千万円（テンミリオン）を上限とする補助を行い運営する「近・小・軽」の家 事業内容：ミニデイサービス、各種イベント、貸しスペース事業他 併設施設：北町災害対策職員住宅 <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に対し、可能な限り修繕等で対応していくこととする。 施設の耐用年数を迎えた後のテンミリオンハウス事業の継続を図るための対応を検討する必要がある。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 築41年が経過しているが、令和3（2021）年度実施の劣化状況調査を踏まえ、築60年の令和24（2042）年を最終の目標耐用年数に設定し、令和5年度に施設の長寿命化のための修繕工事を実施した。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁の改修、給排水管等の更新、内装改修工事を令和5年度に実施した。 <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終の目標耐用年数まで、今後も適切な維持管理を行っていく。 	昭和57(1982)	100.58	軽量鉄骨造、地上2階																			
昭和57(1982)	100.58	軽量鉄骨造、地上2階																					

<p>そーらの家</p>  <p>吉祥寺南町5丁目6番16号</p>	平成 12 (2000)	159.31	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、 地上1階																						
<p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人材と建物を有効活用しながら市が運営団体に対し年間1千万円（テンミリオン）を上限とする補助を行い運営する「近・小・軽」の家 事業内容：ミニデイサービス、介護予防講習会 <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も適切に建物の維持管理を行い、機能を維持していく。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 築23年が経過し、空調機の修繕や給湯器の更新、内装改修等を行いながら、施設の長寿命化に向けて維持管理している。 令和12（2030）年度に築30年を迎えるため、今後施設の長寿命化に向けた大規模改修工事の実施が必要である。 <p>【劣化状況】</p> <p>保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点 《建築》R4年度調査実施</p> <table border="1" data-bbox="571 913 1369 996"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>《設備》R4年度調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 1070 1369 1153"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>—</td> <td>C（小型空調機）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※空調機については、令和5年度に更新工事を実施した。</p> <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模改修工事の実施まで、引き続き適切な維持管理を行う。 大規模改修工事に向け、実施内容や課題について検討を行う。 					外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	D	D	C	—	—		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	—	C（小型空調機）	—	—
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																				
本棟	D	D	C	—	—																				
	給排水・衛生	空調	電気	防災																					
本棟	—	C（小型空調機）	—	—																					
<p>ふらっと・きたまち</p>  <p>吉祥寺北町5丁目7番9号</p>	平成 28 (2016)	168.92	木造、地上2階																						
<p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人材と建物を有効活用しながら市が運営団体に対し年間1千万円（テンミリオン）を上限とする補助を行い運営する「近・小・軽」の家 事業内容：ミニデイサービス <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も適切に建物の維持管理を行い、機能を維持していく。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28（2016）年に建築され、平成29年3月に建物の2階に寄付者が居住することを条件に建物の寄贈を受けて、テンミリオンハウス事業を実施している。 今後、居住者と調整をしながら改修等を実施していく必要がある。 																									

	<p>【劣化状況】 (築 10 年未満のため劣化調査対象外)</p> <p>【整備計画】 ・ 保全改修計画により、保全部位の周期時期に適切に設備等の更新を行いながら、施設の長寿命化に向け、今後も適切な維持管理を行う。</p>
--	--

第2項 障害者施設

施設名称	建設年度	延床面積 (㎡)	構造																						
桜はうす・今泉  桜堤1丁目5番1号	昭和 47 (1972)	42.22	軽量鉄骨造、地上1階																						
<p>【施設概要】 ・ 在宅の障害者（児）の緊急一時入所等を目的に、民間団体による障害者ショートステイ事業を実施している。ショートステイ事業に支障がない範囲において地域団体に施設を貸し出している。</p> <p>【施設方針】 ・ 本施設における事業の実施は建物の最終目標耐用年数到達年を想定しており、以降は別施設で事業を継続する。</p> <p>【現状と課題】 ・ 施設の構造が軽量鉄骨造であるため、第2期公共施設等総合管理計画により、築 40 年が基本の目標耐用年数となる。 ・ 令和 3 (2021)年度実施の劣化状況調査の結果、大きな劣化が見受けられなかった。</p> <p>【劣化状況】 保全改修計画に基づく劣化調査による令和 4 年度評価点 《建築》R 4 年度調査実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>C</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>《設備》R 4 年度調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>C (小型空調機)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【整備計画】 ・ 保全改修計画に基づき、原則として築 50 年以降に保全工事等は実施しないが、築 60 年の令和 14 (2032)年度を最終の目標耐用年数に設定し、延命化を図っていく。</p>					外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー		C	C	D	D	—		給排水・衛生	空調	電気	防災		—	C (小型空調機)	—	—
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																				
	C	C	D	D	—																				
	給排水・衛生	空調	電気	防災																					
	—	C (小型空調機)	—	—																					
障害者福祉センター	昭和 55 (1980)	1,612.98	軽量鉄骨造、地上3階地下1階																						
<p>【施設概要】 ・ 身体障害者福祉センターB型施設として設立された施設。相談支援事業所ほくと（専門相談、計画相談）、生活リハビリサポートすばる（自立訓練、中途障害者デイサービ</p>																									



八幡町4丁目28番13号

ス)、児童発達支援事業、放課後児童健全育成事業を実施。

【施設方針】

・障害のある方への専門相談やリハビリなどの事業や講習会を継続的に行う。令和10年度からの使用開始に向けて改築する。

【現状と課題】

- ・令和2（2020）年度に実施した劣化状況調査及び令和3（2021）年度に設置した「障害者福祉センターあり方検討委員会」の検討結果を踏まえ、令和10（2028）年度の竣工を目指して既存建物の建替えを行うこととなった。
- ・建替え時も事業継続を図る必要があるため、旧中町自転車保管所に仮設建築物を設置することとなった。

【劣化状況】

保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点

《建築》令和3年度調査実施

	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー
	B	B	D	D	—

《設備》令和3年度調査実施 *D評価は省略とする

	給排水・衛生	空調	電気	防災
	B	—	—	—

【整備計画】

- ・「武蔵野市障害者福祉センター改築に係る基本計画」に示されている基本理念や基本方針をもとに、障害のある方の地域活動や社会参加の場としての機能のほか、当事者及び団体を支援する機能を有した、将来までも機能する障害福祉の拠点としての整備を進める。

放課後等デイサービス施設（パレット）

平成8（1996）	203.00 (2886.83)	桜堤ケアハウス参照
-----------	---------------------	-----------



桜堤1丁目9番9号

【施設概要】

- ・桜堤ケアハウス参照

【施設方針】

- ・桜堤ケアハウス参照

【現状と課題】

- ・桜堤ケアハウス参照

【整備計画】

- ・桜堤ケアハウス参照

みどりのこども館

平成21（2009）	662.83 (5,682.24)	鉄筋コンクリート造、 地上11階
------------	----------------------	---------------------

【施設概要】

- ・地域開放型事業と療育事業を実施。令和2年には国の構造改革特別区域計画を活用し、みどりのこども館（通園部ウ



緑町2丁目6番8号
武蔵野緑町2丁目第3ア
パート8号棟1階

イズ、相談部ハビット)を児童発達支援センターとして位置付けた。

【施設方針】

- ・今後も子育て相談・支援と発達相談・支援を一体的に行う、地域療育支援の中核拠点としての役割を担う。

【現状と課題】

- ・子育て相談・支援と発達相談・支援が一つの場にある強みを活かした事業を実施しており、今後も地域療育支援の中核拠点の役割を担う必要がある。
- ・建物は、東京都との区分所有となっているため、連携、調整を行いながら大規模改修等を行う必要がある。


【劣化状況】

- ・保全改修計画に基づいて状態監視保全を行う。

【整備計画】

- ・引き続き、東京都と協議しながら適切な維持管理に努める。

第3項 健康・医療施設

施設名称	建設年度	延床面積	構造
保健センター  吉祥寺北町4丁目8番10号	昭和 62 (1987)	4,472.37	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階
<p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康の保持及び増進を図るための総合的な保健サービス事業を行う施設として開設され、現在は市健康課が健康増進・母子保健・感染症対策・災害時医療・そのほか保健衛生に関する機能を、(公財)武蔵野健康づくり事業団*が健(検)診・健康づくりに関する機能を、市医師会臨床検査センターが臨床検査に関する機能を担っている。 <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターは開設から35年以上が経過し、施設設備の老朽化が顕著となっているため、建物を目標耐用年数(60年)まで使用するための大規模改修を行う必要がある。 ・大規模改修に伴う保健センターの機能休止ができないことから、保健センターの北側に隣接する旧中央図書館跡地(以下、「隣接地」という。)に増築し、増築部分に機能を一時移転した後に、既存建物の大規模改修を行い、改修工事後の既存建物と増築部分の一体的な利活用を行い、保健衛生機能の充実を図ったうえで、子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設として整備を行う。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化により給排水設備の早急な全面的改修が必要とされ、さらに給排水設備以外にも外壁、防水、空調など様々な施設・設備の劣化状況が認められている。 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターで実施しているがん検診や乳幼児健康診査等の各種健（検）診や市内医療機関からの依頼検査、臨床検査業務などを休止することになれば、市内の医療活動や妊産婦及び乳幼児への支援に著しく影響を与えることから、大規模改修期間における事業継続の担保は必要条件である。 ・開設以降、法律の改正などにより保健所から事業が移管され、保健センターの担う役割が増加するなか、昨今の新型コロナウイルス感染症により、今後新たに感染症が発生した場合に備えた機能を有する必要性も明らかとなり、施設面積に不足が生じている。 <p>【整備計画】 令和5（2023）～6（2024）年度：実施設計 令和7（2025）～9（2027）年度：旧中央図書館基礎等撤去工事、増築工事 令和9（2027）年度：保健センター暫定利用開始 令和9（2027）～10（2028）年度：大規模改修工事 令和10（2028）年度：新施設共用開設</p>		
武蔵野赤十字病院 感染症病棟 境南町1丁目26番1号	平成10（1998）	871.26 (3,378.55)	鉄骨造、 地上3階
<p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核や肝癌などの感染症患者を受け入れる病棟として、武蔵野赤十字病院三番館3階に設置されている。 ・伝染病予防法に基づき、武蔵野三鷹地区保健衛生組合が建設、また、「感染症病棟の賃貸借等に関する基本協定（平成11（1999）年4月1日締結）」により、日本赤十字社東京支部（武蔵野赤十字病院）に貸し付けし、管理運営を武蔵野赤十字病院が行うこととしている。平成15（2003）年、上記組合の解散に伴い、市に無償譲渡された。 <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野赤十字病院と協議をしながら引き続き適切な維持管理を行う。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野赤十字病院との区分所有となっている。 ・市が施設を貸し付けることで運営されている。 <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が所有する必要性を再考し、資産譲渡等の可能性について武蔵野赤十字病院との協議を検討する。 			

第3節 本計画期間中の整備スケジュール及び費用（保全・改修計画）

所管	施設名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R6-R11 対策費用計 (単位：百万)
高齢	シルバー人材センター分館（健康福祉部分館） （昭和23年度）	維持修繕						36
	北町高齢者センター （昭和62年度 ※増築棟は平成3年度）	維持修繕	設計	大規模改修	維持修繕			179
	高齢者総合センター （平成5年度）	大規模改修		維持修繕				1,933
	吉祥寺ナーシングホーム （平成6年度）	設計	大規模改修				786	
	桜堤ケアハウス （平成8年度）	維持修繕						92
	吉祥寺本町在宅介護・地域包括支援センター （平成17年度）	維持修繕						8
	川路さんち （昭和31年度）		延命化工事					34.5
	月見路 （昭和57年度）							0
	そーらの家 （平成12年度）	維持修繕						8
	ふらっと・きたまち （平成29年度）				維持修繕			2
	障害	桜はうす・今泉 （昭和47年度）						
障害者福祉センター （昭和55年度 ※現施設）		設計	建替え		維持修繕			1,835
放課後等デイサービス施設（パレット）								
みどりのこども館 （平成21年度）		維持修繕						20
健康・医療	保健センター （昭和62年度 ※現施設）	設計	基礎解体・増築		大規模改修			4,115
	武蔵野赤十字病院感染症病棟 （平成10年度）	維持修繕						214

※第2期公共施設等総合管理計画、保全改修計画、第六期長期計画・調整計画の財政シミュレーションを参考に、現時点で想定している対策時期と費用を示したものです。

※保健センターについては、様々な資材の価格高騰の影響などにより、設計を行う段階で対策費用の変更が生じる可能性があります。

※維持修繕の時期は、毎年実施する劣化状況の評価点により決定するため、現時点では決定していません。

第6章 計画の推進と見直し

第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進

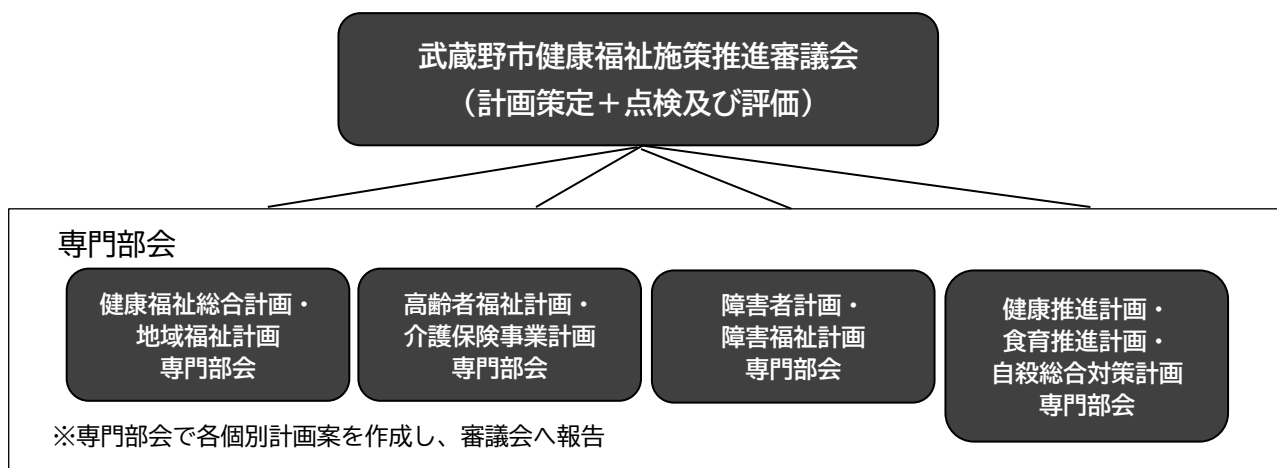
少子高齢化や格差の拡大等に伴い、支援ニーズはより複雑化・複合化していくと見込まれます。

市民の多様な支援ニーズが、適切なサービスにつながるように、引き続き市民、団体、事業者、行政の連携を基盤とした相談支援ネットワークを中心に、武蔵野市ならではの地域共生社会*の実現に向け、総合的な視点から各施策を推進します。

第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表

今回の健康福祉総合計画の改定にあたり、計画策定から進捗状況の把握、評価までを分野横断的、一体的に審議することができるよう、新たな会議体として「武蔵野市健康福祉施策推進審議会」（以下「審議会」という。）を設置しました。

この審議会において本計画の進捗状況を報告し、事業の進行管理及び進捗管理等を行い、ホームページ等を活用して進捗状況を公表します。



第3節 次期計画の策定

次期健康福祉総合計画の改定は、令和11（2029）年度に行います。

介護保険事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画については、3年で見直しをすることが法令で規定されているため、介護保険事業計画は高齢者福祉計画と合わせて、障害福祉計画・障害児福祉計画についても、障害者計画と合わせて、令和8（2026）年度に見直しを行います。

地域福祉計画、成年後見利用促進基本計画、再犯防止推進計画、健康推進計画、食育推進計画、自殺総合対策計画、国民健康保険データヘルス計画、特定健康診査等実施計画については、6年で見直しをするため、令和11（2029）年度に見直しを行います。

武蔵野市第6期地域福祉計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

答申（案）

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

第1項 国の動き

地域福祉に関する国の法律や制度等の主な動向は次のとおりです。

年月	法令・方針等	概要
平成 12 (2000)年 6月	社会福祉法の改正	・社会福祉法に地域福祉の推進（第4条）が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定を新たに規定（第107条、第108条）。規定の施行は平成 15(2003)年4月
平成 27 (2015)年 4月	生活困窮者自立支援法の施行	・これまでの「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するもの
平成 27 (2015)年 9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」とりまとめ	・福祉の提供において、「包括的な相談から見立て、支援調整の組み立てに加えて、資源開発し、総合的な支援が提供され、誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり」を行う新しい地域包括支援体制を構築するとともに、新しい支援体制を支える環境の整備（人材の育成・確保等）を行い、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を目指す必要がある。
平成 28 (2016)年 4月	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人の改革 ・福祉人材の確保の促進等
平成 28 (2016)年 5月	成年後見制度*の利用の促進に関する法律の施行	・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度*の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
平成 28 (2016)年 6月	ニッポン一億総活躍プラン	・子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会*』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。
平成 28 (2016)年 12月	再犯の防止等の推進に関する法律の施行	・再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(次ページに続く)

年月	法令・方針等	概要
平成 30 (2018)年 4月	地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進の理念を規定し、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」を明記。また、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」、及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定された。
令和 3 (2021)年 4月	地域共生社会*の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会*の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。
令和 3 (2021)年 4月	重層的支援体制整備事業*の施行	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業*は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ*等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。 本事業は、実施を希望する市町村の任意事業であるが、地域共生社会の実践に向けた効果的な取組みと考えられている。
令和 6 (2024)年 4月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等の地域生活や就労の支援の強化などにより、障害者等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和 4（2022）年 12 月に制定される。（令和 6（2024）年 4 月施行）
令和 6 (2024)年 4月	精神保健福祉法の一部改正 ※一部令和 5 年に施行	<ul style="list-style-type: none"> 「日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正された。精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護*を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものである。

第2項 市の動き

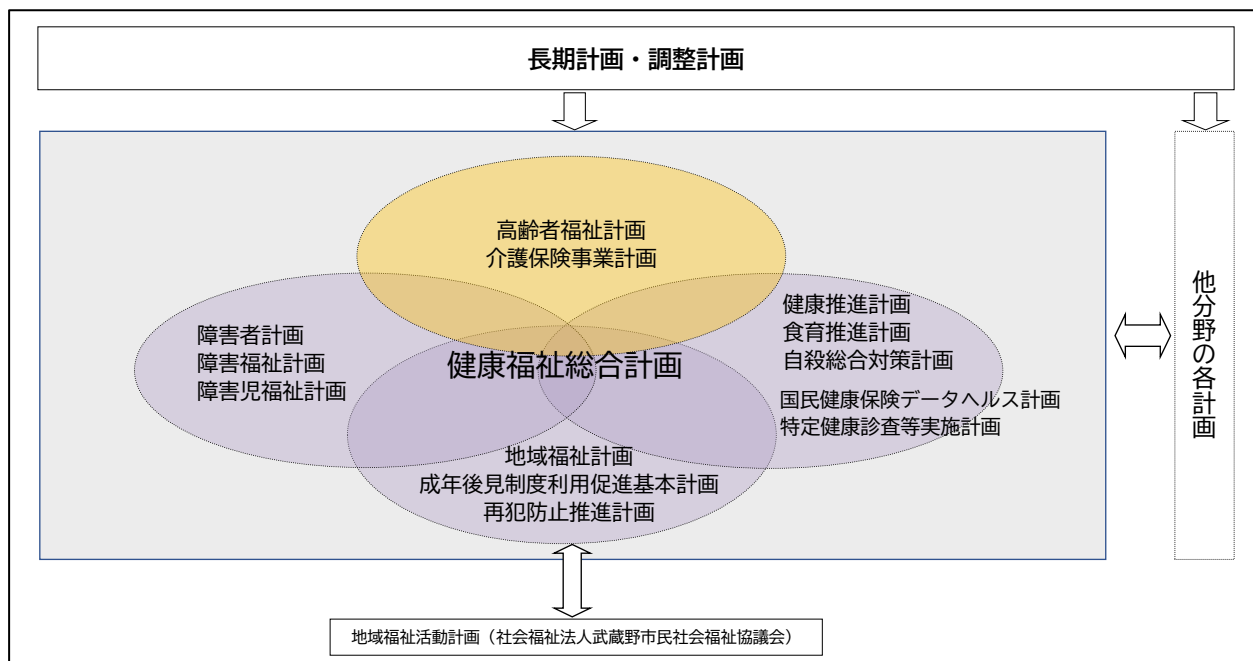
武蔵野市地域福祉計画のこれまでの策定の流れと本市の主な健康福祉分野施策等の取組みは次のとおりです。

期	計画期間	主な取組内容
第1期	平成4(1992)年度 ～平成13(2001)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動推進協議会（以下、地域社協（福祉の会）という。）*の発足（平成7(1995)年） ・テンミリオンハウス*川路さんち開設（平成11(1999)年） ・武蔵野市高齢者福祉総合条例施行（平成12(2000)年） ・レモンキャブ*事業本格実施（平成12(2000)年）
第2期	平成14(2002)年度 ～平成17(2005)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア活力アップ推進事業実施（平成14(2002)年） ・いきいき生活推進事業実施（平成14(2002)年）
第3期	平成18(2006)年度 ～平成23(2011)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者対策事業*実施（平成19(2007)年）
第4期	平成24(2012)年度 ～平成29(2017)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動支援体制開始（平成27(2015)年） ・生活困窮者自立支援事業*開始（平成27(2015)年） ・総合事業開始（武蔵野市認定ヘルパー制度*） ・在宅医療・介護連携推進事業*開始（平成27(2015)年） ・いきいきサロン*事業開始 ・シニア支え合いポイント制度*試行実施（平成28(2016)年）
第5期	平成30(2018)年度 ～令和5(2023)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア人材育成センター*開設（平成30(2018)年） ・武蔵野市成年後見制度利用支援センター*を設置（令和2(2020)年） ・福祉総合相談窓口*の設置（令和3(2021)年）

第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として位置づけ、東京都の地域福祉支援計画を勘案し、本市における施策の取組みを示します。また、武蔵野市第4期健康福祉総合計画の基本理念である「武蔵野市ならではの地域共生社会*の実現」のため、健康福祉分野の個別計画及び関連する各種計画との整合性を図ります。

図表1 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ



※「地域福祉活動計画」は、社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会（以下、市民社協）*が市民や地域社協（福祉の会）*等と連携して定める行動計画です。本計画と相互に連携しながら総合的な地域福祉の推進を目指します。市は、その策定や計画推進に対する支援を行います。

【各計画策定における法令の根拠】

地域福祉計画	社会福祉法第107条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険法第117条
障害者計画	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20
健康推進計画	健康増進法第8条
食育推進計画	食育基本法第18条
自殺総合対策計画	自殺対策基本法第13条第2項
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、中・長期的な視点に立った健康・福祉の施策を考える観点から、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年とします。

図表2 計画期間

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第六期長期計画 (令和2～11年度)								
			第六期長期計画・調整計画 (令和6～10年度)					
							第七期長期計画 (令和10～19年度)	
第3期健康福祉総合計画 第5期地域福祉計画		第4期健康福祉総合計画 第6期地域福祉計画 第2期成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画						
成年後見制度 利用促進基本計画								
高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画		高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画			
障害者計画・ 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画		障害者計画・ 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			障害者計画・ 第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画			
第4期健康推進計画・ 食育推進計画		第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画 ※令和9年度に中間評価						
自殺総合対策計画								
▲ 一体的に改定			▲ 見直し			▲ 一体的に改定		
国民健康保険データヘルス計画・ 第3期武蔵野市特定健康診査等 実施計画		第2期国民健康保険データヘルス計画・ 第4期特定健康診査等実施計画						
▲ 改定		▲ 中間評価			▲ 改定			

第4節 計画の策定経過

第1項 実態調査の実施

地域福祉計画を策定するにあたり、市内に住所を有する18歳以上の男女個人2,000人（無作為抽出）に、アンケート調査を令和4（2022）年11月下旬～12月中旬にかけて実施し、地域での活動や地域との関わり等、健康福祉施策全般に係る意見・要望等を把握しました。

第2項 団体等ヒアリングの実施

地域福祉に関する現状、福祉における「共助」「互助」の取組みについての意見を聞くため、福祉関連団体及びその会員を対象に、西部・東部・中央の3か所の会場で計3日、ヒアリング・意見聴取を実施しました。また、ヒアリングに参加できない方については、別途ヒアリングシートを提出していただく形で意見聴取を実施しました。

【対象】

- ・ 武蔵野市民生児童委員協議会／民生児童委員*
- ・ 武蔵野市赤十字奉仕団*／団員
- ・ 北多摩東地区保護司会武蔵野分区／保護司*
- ・ 地域福祉活動推進協議会*（地域社協（福祉の会））／会員
- ・ テンミリオンハウス*運営団体代表者
- ・ いきいきサロン*運営団体代表者
- ・ レモンキャブ*運行管理者

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第1節 前計画期間中の取組状況

平成30(2018)年度から令和5(2023)年度まで、基本目標である「ひとりひとりが つながる 支え合いのまち」の実現に向けて、地域における互助・共助の力を高めていくため、以下の施策に取り組んできました。

第1項 市民の主体的な地域福祉活動の促進（基本施策1）

1 地域福祉活動の促進

- 地域社協（福祉の会）をはじめとする地域福祉関係団体への活動支援の充実に向けて、市民社協では、市内を東部・中部・西部の3圏域に分け、地域担当職員を配置し、地域社協（福祉の会）活動支援のほか、居場所づくりや子ども食堂等の活動の立ち上げや運営相談等に対応しました。
- 共同募金事業のあり方の検討として、赤十字奉仕団*や民生児童委員*による戸別訪問中心の募金活動から、平成30(2018)年度の「武蔵野市共同募金事業あり方検討会」を経て、令和元(2019)年度から地区協力会を中心に共同募金事業を地域全体で推進していき、戸別募金に替わる新たな募金手法を取り入れ、武蔵野市独自の持続可能な募金手法を検討していくこととなり、令和元(2019)年度からは、主に市内各所に募金箱を設置し、寄付を募る方法をとっています。
- 市では、市民社協等財政援助出資団体*との連携強化に向けて、市民社協が策定した「第4次地域福祉活動計画（令和元(2019)年度～令和6(2024)年度）」との施策・事業間の連携を図っています。また、市民社協では、地域福祉活動に関する様々な相談への対応や、随時、他の団体と連携できるように情報提供を行っています。そのほか、各団体の活動を推進するために、ボランティア団体を対象とした助成事業を行っています。
- 市では、障害者団体やボランティア団体の活動支援の充実に向けて、市民社協と連携しながら、障害者支援にかかわるボランティアの育成を行いました。また、市民社協では、「地域福祉活動助成事業」への活動費助成を行いました。
- コロナ禍においては、人との身体的距離を取り接触を減らす必要があったため、対面の繋がりを基本とする互助・共助の取組みである地域福祉活動は大きな影響を受けました。そのような状況においても、地域福祉活動を止めることなく、試行錯誤を重ねて活動の継続を図りました。

2 シニア支え合いポイント制度*の取組み

- 毎年度シニア支え合いポイント制度推進協議会を開催し、制度の運営についての情報の共有と課題の整理を行い、事業の推進を図っています。コロナ禍においては、事業実施にあたり活動場所・活動内容ともに大幅な制限を受けたため、協力施設・団体にアンケート調査を実施し、受け入れ状況、継続可能な活動内容等の情報を関係者に共有し、事業継続を図りました。

3 地域福祉コーディネーター*（仮称）設置の検討

■令和4（2022）年度に市民社協において、相談支援機関や市民と共に「地域福祉コーディネーター立ち上げ検討委員会」を設置し、武蔵野市における地域包括ケアシステム*の中で市民社協の担うべき役割を検討しました。令和5（2023）年度より地域担当職員の機能を拡充し、取組みを進めています。

4 民生児童委員協議会、赤十字奉仕団*、保護司会の活動支援

■民生児童委員協議会、赤十字奉仕団*、保護司会の各団体において、市が事務局として会議開催や研修実施等の支援を行い、課題の解決や福祉資源の情報共有等に繋げています。また、街頭運動やイベントでの啓発活動を通じて各団体の活動内容の周知を図っています。

5 心のバリアフリー*事業等の推進

■認知症理解の促進と地域における認知症高齢者の見守り意識醸成のため、認知症サポーター養成講座を実施しました。また、意欲ある認知症サポーターによる地域支援活動のための環境整備等を目的とした認知症サポーターステップアップ講座を実施しました。

■認知症の正しい理解促進のため、各コミュニティセンター単位で地域認知症講座を開催しています。毎年9月を「認知症を知る月間」と位置づけ、講演会などを通じて認知症理解の促進を図っており、令和4（2022）年度より「健康長寿のまち武蔵野推進月間」と定めて、認知症とフレイル*予防の普及啓発活動を一体的に行っています。

■様々な障害を理解し、偏見や差別をなくすため、心のバリアフリー*出前講座や障害者差別解消法講演会等を実施しました。

■市民社協では、「認知症サポーター養成講座・高齢者疑似体験」などの高齢者理解に関する講義や体験を小・中学校等で実施しました。また、学校の長期休暇期間を活用したボランティア活動へのきっかけづくりのため、「ボランティアキャンペーン」事業を実施しました。従来実施していた夏休みに加え、新たに春休みにも事業を実施したほか、小学生親子が参加できるプログラムも開始するなど、多くの方に参加いただけるような取組みも実施しました。

第2項 安心・安全な暮らしを支える自助・互助・共助の連携（基本施策2）

1 孤立防止施策の推進

■武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、各種個別施策を実施し、地域包括ケアシステム*（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の推進を図っています。

■異変の発見、速やかな通報、相談窓口の周知等の取組みに加え、消費者被害・認知症・生活困窮者等の課題に対応するため「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*」を開催し、安否確認の対応報告や関係機関との連携体制の強化にむけた情報交換を年に2回行っています。また、令和3（2021）年度に、事務局を高齢者支援課から地

域支援課へ移管しました。地域で孤立する方の見守りについては、高齢者のみの問題でなく、より広い世代を対象として取り組んでいます。

- 「高齢者安心コール事業*」では、ひとり暮らし高齢者の安心の確保に向けて、平成 26（2014）年7月より、利用を希望するひとり暮らし高齢者に対し、社会福祉士等の専門職が原則週1回、決まった曜日・時間帯に電話による安否確認を行っています。

2 災害が発生しても安心して暮らし続けられるまちづくりの推進

- 毎年度避難行動要支援者*の名簿を更新し、名簿登載者に対して登録した旨を通知するとともに、災害時要援護者対策事業*への登録案内を同封し、登録を勧奨しています。
- 災害時要援護者対策事業*における支援者のマッチングを担っている地域社協（福祉の会）において、支援者を確保するため、声掛けや広報誌の募集記事掲載、勧誘が行われているほか、概ね年1回程度開催されている支援者説明会等で制度理解のフォローアップを行っています。
- 市では、年1回開催している総合防災訓練にて避難行動要支援者対策訓練の機会を設け、制度の周知に努めています。また、令和3（2021）年度からは避難行動要支援体制にて避難支援コーディネーターを担う市民安全パトロール隊、防災推進員向けに研修を実施しています。各地域社協（福祉の会）では、実際の災害を想定した安否確認訓練を行っているほか、支援者の制度に対する理解を深めるために説明会を開催しています。
- 高齢者施設の福祉避難所*は合計 17 か所、障害者施設の福祉避難所*は4か所が指定されており、令和4（2022）年度の総合防災訓練では、関前地区の施設と連携し、福祉避難所*開設訓練を実施しました。また、高齢者施設の福祉避難所*の防災備蓄品については、令和3（2021）年度から大人用おむつを追加しました。

3 権利擁護事業及び成年後見制度*の利用促進

- 本市の補助事業として、成年後見制度推進機関*である公益財団法人 武蔵野市福祉公社*（以下、「福祉公社」という。）が金銭管理、財産保全等の権利擁護*事業の実施、法人としての成年後見人の受任等、認知症高齢者など判断能力が十分でない方の権利を擁護し、安心して自立した地域生活が送れるよう支援しています。また、認知能力の低下等により判断能力が低下した高齢者に対して、在宅介護・地域包括支援センターと市は連携し、権利擁護*事業を活用し、本人の生活と財産の保護を図りました。
- 令和元（2019）年度に、学識経験者、法曹等関係者、福祉従事者、金融機関代表者、公募市民、福祉公社代表者を策定委員とし、令和2（2020）年度～令和5（2023）年度を計画期間とする武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。
- 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和2（2020）年度に、本市の成年後見制度利用促進に係る中核機関*として武蔵野市成年後見利用支援センター*（以下「利用支援センター」という。）を設置し、本市と福祉公社で運営しています。また、従前の福祉公社権利擁護センターを事務局とした既存のネットワークである武蔵野市福祉公社関係機関等連絡協議会を発展させ、令和2（2020）年度に武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会*（以下「連絡協議会」という。）を設置しました。

- 市では、委託事業としてNPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット*（以下「こだまネット」という。）による親なき後講座を実施し、制度の普及啓発、相談対応を行っています。

4 虐待防止の推進

- 虐待防止のパンフレットの配布や関係団体に対する虐待防止の取組の周知を通じて、理解促進に努めました。
- 平成 24（2012）年 10 月より、高齢者及び障害者に対する虐待の早期発見並びに当該高齢者及び障害者に対する適切な援助を行うため、武蔵野市高齢者及び障害者虐待防止連絡会議を設置し、年 2 回会議を開催しています。

5 相談支援ネットワークの連携強化

- 令和元(2019)年度に「武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会」（令和 5（2023）年度に「武蔵野市重層的支援体制整備調整委員会」に改組）を設置し、庁内での推進体制を強化しました。また、令和 2（2020）年度に開始した第六期長期計画では、地域共生社会*の推進を目標とし、その実現に向けた取組みを進めるため、令和 2（2020）年度に「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」を「武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議」に改組しました。
- 令和 3（2021）年度に福祉総合相談窓口*を設置し、相談先がわからない市民等の対応をしてきました。また相談内容に応じて関係各課が連携し、全世代に対応した包括的な相談支援のネットワークを強化してきたほか、相談支援を行う関係機関の連携強化のため、福祉総合相談窓口*を中心に総合支援調整会議*を開催しました。
- 在宅医療・介護連携推進協議会*及び 5 部会をそれぞれ年 2～4 回程度開催し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の在宅生活を支える体制の推進・強化を図っています。

6 バリアフリー化の推進

- 令和 4（2022）年 3 月に武蔵野市バリアフリー基本構想*を改定し、三駅周辺及び市役所周辺を重点整備地区として位置付けたうえで、令和 5（2023）年 3 月には重点整備地区における各特定事業主が作成した特定事業計画がとりまとめられました。
- 「武蔵野市お出かけサポートマップ(バリアフリーマップ)」の改訂については、高齢者、障害者等の実情や利用者の使い勝手を踏まえ、インターネットを含めた既存の情報媒体への代替の可能性を含めた検討を行いました。

第 3 項 生活困窮者への支援（基本施策 3）

1 生活困窮者等を対象とした総合相談窓口*の周知と自立を支援する事業の検討

- 市報、こころのつながり*、武蔵野市国際交流協会（M I A）が発行する M I A カレンダーへの掲載、年 1 回のチラシ全戸配布を行うとともに、名刺サイズの啓発カードを作成し、トイレや各相談窓口へ配架するとともに、民生児童委員*等の携帯用として配布しました。

- 生活困窮者自立支援庁内連絡会議により市役所内部の各課との連携体制強化を図ったほか、見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*への参加を通じ、関係機関との連携体制強化を図りました。
- 家計のバランスが崩れ、家計収支の改善が必要な方に対し、家計表等を用い家計を見える化し、家計管理の意欲や家計管理能力を高めるほか、滞納の解消に向けた支援を行う家計改善支援事業を平成 30（2018）年度より実施しています。
- 不登校等の課題を抱える子どもや大人数の教室型では支援が難しい子ども等に対応するため、サポート型の学習支援教室を令和元（2019）年 6 月より開始しました。令和 2（2020）年度より 2 教室に拡大されました。

第 4 項 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進（基本施策 4）

1 市民の多様なステージ（活動、機会など）づくりの支援

- 市民社協では、「お父さんお帰りがなさいパーティー」*や「おとばサロン」*等の事業を通して、男女を問わず定年を迎えた方々が地域福祉活動へ参加するきっかけづくりを支援しています。また、老壮連合会と武蔵野文化生涯学習事業団武蔵野プレイス（武蔵野市教育委員会）との共催で「老壮シニア講座」が開催されました。
- 健康づくり推進員*による健康づくり情報の発信、講座の企画などを実施したほか、健康づくり人材バンク*に登録した保健師等の専門知識を有する人による講座の支援をしました。また、市民社協では、ボランティアセンター武蔵野においてボランティアを希望される方に活動先の紹介やボランティア講座の紹介などを行いました。

第 5 項 サービスの担い手の確保（基本施策 5）

1 福祉人材の確保と育成

- 平成 30（2018）年度に、武蔵野市地域包括ケア人材育成センター*を設置し、運営を福祉公社に委託しています。同センターでは、「人材・養成事業」、「研修・相談事業」、「就労支援事業」、「事業者・団体支援事業」の 4 つを柱として総合的な支援を一体的に行っています。
- 武蔵野市通所介護・通所リハビリテーション事業者連絡会の研修会として、武蔵野市地域包括ケア人材育成センター*との共催で連続講座による研修を実施しました。
- 地域社協（福祉の会）については、市民社協と連携し、活動内容の充実や広報の充実を図っています。シニア支え合いポイント制度*や災害時要援護者対策事業*等、地域福祉活動のきっかけとなるような制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手の発掘を図っています。
- 4 つの大学から、毎年 5 人の社会福祉士実習生を受け入れました。
- 平成 30（2018）年度に設置された「武蔵野市社会福祉法人連絡会」に対し、必要に応じて情報提供等を行いました。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

武蔵野市第六期長期計画では、健康・福祉分野において、一人ひとりの命を守り、誰もがいきいきと安心して住み続けられる「支え合いのまち」を築いていくことを目的としています。また、介護や医療、看取りのニーズがピークを迎える令和22（2040）年を展望し、市民一人ひとりの多様なニーズや困りごとを捉え、地域の課題を把握し、福祉から武蔵野市の地域づくりを進めています。本計画でも同じ目標を目指して、施策を展開していきます。

人と人がつながる
互いに支え合うまち

第2節 基本施策

武蔵野市第六期長期計画の施策の方向性との整合を図るとともに、基本目標である「人と人がつながる 互いに支え合うまち」の実現に向けて、自助・互助・共助・公助の連携*の力を高めていくため、次の6つを基本施策として位置づけます。

1	市民の主体的な地域福祉活動の促進
2	安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携
3	生活困窮者への支援
4	誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進
5	地域福祉活動の担い手の確保
6	重層的な支援体制の推進

第3節 施策体系図

第六期長期計画・調整計画	第6期地域福祉計画	
基本施策1 まちぐるみの支え合い を実現するための取組 み	基本施策1 市民の主体的な地域福祉活動の促進	
		(1) 地域社協（福祉の会）をはじめとする地域福祉団体への活動支援の充実
		(2) 市民社協等財政援助出資団体*との連携
		(3) シニア支え合いポイント制度*の推進
		(4) 民生児童委員協議会、赤十字奉仕団*、保護司会の活動支援
		(5) 地域担当職員(市民社協)の機能の拡充
		(6) ボランティア学習・福祉学習の推進
基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	基本施策2 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携	
		(1) 見守り・孤立防止の推進
		(2) 安否確認及び避難支援体制づくりの推進
		(3) 権利擁護*支援の促進
		(4) 在宅医療・介護連携推進事業*の推進
	基本施策3 生活困窮者への支援	
		(1) 多様な形での就労支援の実施
	(2) 次世代育成支援事業の推進	
基本施策1 まちぐるみの支え合い を実現するための取組 み	基本施策4 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進	
		(1) 市民の多様な活動機会づくりの支援
		(2) 多様な形での就労支援の実施【再掲】
		(3) ひきこもり当事者・家族への支援の充実
基本施策4 福祉人材の確保と育成 に向けた取組み	基本施策5 地域福祉活動の担い手の確保	
		(1) 地域福祉活動を支える人材の発掘・確保
基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	基本施策6 重層的な支援体制の推進	
		(1) 包括的な相談支援体制の推進
		(2) 社会参加支援の実施（就労支援・居住支援等）
		(3) 地域づくりに向けた事業の拡充

第4章 施策の展開（具体的取組み）

これまでの取組みやアンケート調査、地域福祉団体等ヒアリングから見えてきた課題をもとに、第6期地域福祉計画の6つの基本施策を設定し、施策を展開します。

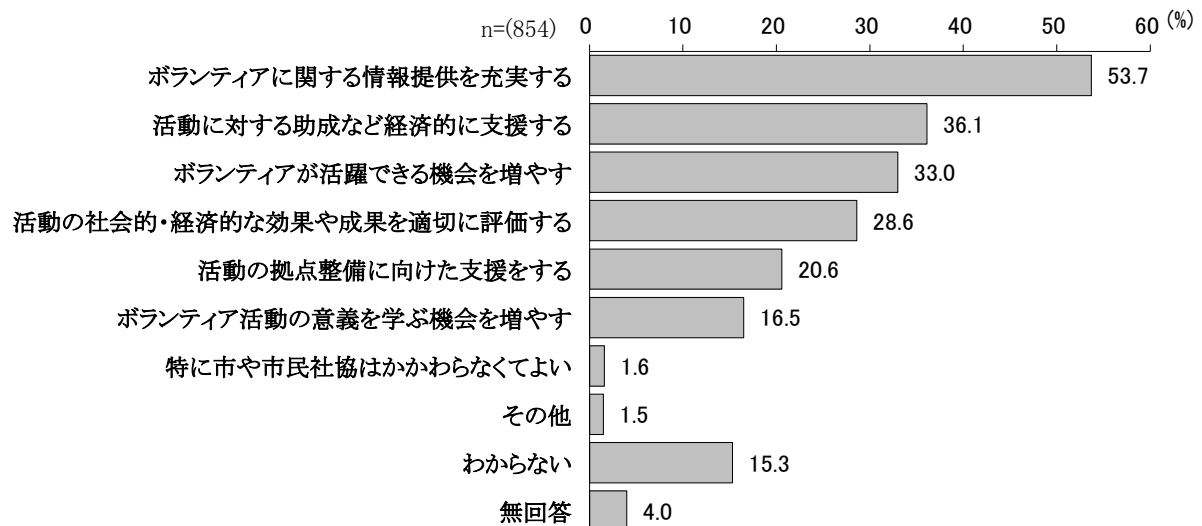
多様な働き方の広まりによるライフスタイルの変化、新しい生活様式への対応、DX*の加速なども踏まえ、地域福祉のさらなる充実を目指し、施策を推進します。

<基本施策1> 市民の主体的な地域福祉活動の促進

【現状と課題】

- 地域福祉活動の活性化に向けて、公的サポートとしては、情報提供や経済的支援、活躍の機会の提供が求められています。また、参加促進に向けては、賛同できる活動の趣旨・内容であることや空き時間を利用して参加できるような配慮・工夫が求められています。
- 「シニア支え合いポイント制度」*については、毎年度、シニア支え合いポイント制度推進協議会を開催し、情報共有と課題の整理を実施し、福祉人材のすそ野の拡大を図っています。
- 地域福祉団体等ヒアリングでは、地域福祉活動の課題として、「活動員の不足や固定化・高齢化」や「団体の認知度が低い」「活動拠点が必要」「活動団体どうしの交流・連携」「時代に即した運営」「社会情勢の変化に対応した持続可能な地域活動」といった意見があげられました。

地域活動やボランティア活動を活性化するために行うべき市や市民社協のサポート



出典：武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年3月）

【今後の方向性】

- 地域福祉活動の推進は、市民社協が大きな役割を担っており、市は、地域福祉推進のための環境整備を行うなど、その活動を支援していきます。
- 活動団体の認知度向上を図るとともに、活動団体同士の交流・連携、時代に即した運営を働きかけ、地域福祉団体への活動支援のさらなる充実を目指します。
- 地域における互助・共助の取組みが継続・発展していけるよう、誰もが地域での活動に参加しやすく、担い手にもなれるような活躍の場を広げる取組みを推進します。
- 共働き世帯の増加、働き方の変化、定年延長等、社会情勢の変化に対応していけるよう、持続可能な地域福祉活動を支援していきます。

【主な取組み】

NO	施策（事業）名	取組みの方向
1	地域社協（福祉の会）をはじめとする地域福祉団体への活動支援の充実	○市内3圏域（東部・中部・西部）に配置した地域担当職員（市民社協）を通じて、地域社協（福祉の会）活動支援のほか、地域福祉活動の立ち上げや運営相談等に対応していきます。
2	市民社協等財政援助出資団体*との連携強化	○市民社協が策定する地域福祉活動計画と施策・事業間の連携を図ります。 ○複雑化・複合化する市民の福祉ニーズに対応する地域共生社会*推進の拠点の一つとして、福祉公社及び市民社協に期待される機能と役割を実現する観点から、両団体の新社屋建設を支援します。 ○各団体の自立性を尊重しながら、地域の課題解決にとって有効な組織や連携のあり方を調整します。
3	シニア支え合いポイント制度*の推進	○毎年度シニア支え合いポイント制度推進協議会を開催し、制度の運営について情報の共有と課題の整理を行い、制度の効果的な推進を目指します。
4	民生児童委員協議会、赤十字奉仕団*、保護司会の活動支援	○民生児童委員協議会、赤十字奉仕団*、保護司会の各団体の事務局として会議開催や研修実施等の支援を行い、課題の解決や福祉資源の情報共有等につなげていきます。 ○街頭運動やイベントでの啓発活動を通じて各団体の活動内容の周知を図っていきます。

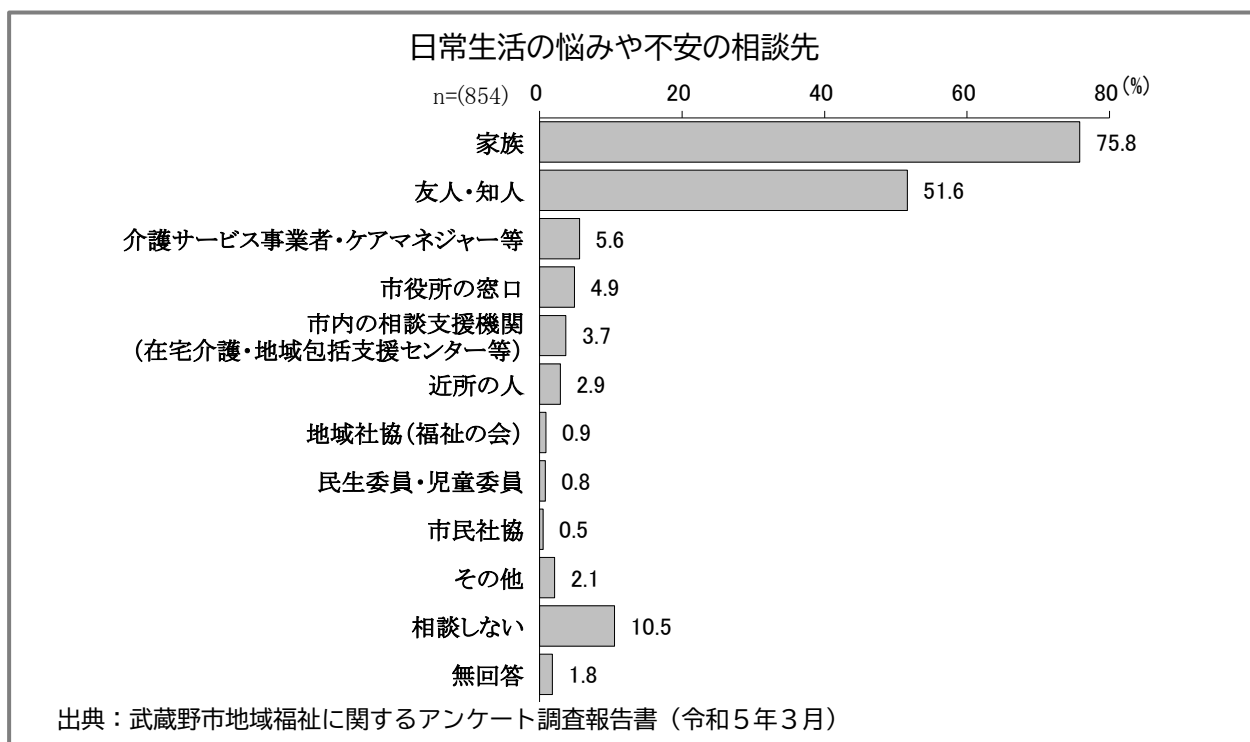
NO	施策（事業）名	取組みの方向
5	地域担当職員（市民社協）の機能の拡充	<p>○地域福祉コーディネーター*（仮称）設置の検討については、その機能を地域担当職員（市民社協）の機能に含め拡充することで整理しました。今後は、地域で活動する団体や個人からの相談への対応を強化します。</p> <p>○福祉サービス等の利用が必要であるにも関わらず、地域でのつながり等がないために支援につながっていない方を、地域社協（福祉の会）などの住民組織を中心とした互助の仕組みで気づき、市の包括的な相談支援体制につなげ支援します。</p>
6	ボランティア学習・福祉学習の推進	<p>○市民社協の実施する福祉学習事業の推進に向け、市内の福祉施設・事業所に対する事業への協力要請、小中学校等に対する周知活動などを支援します。</p> <p>○市民社協が、ボランティア活動へのきっかけづくりとして、学校の長期休暇期間に実施している「ボランティアキャンペーン」事業により多くの市民が参加するよう、市民に対する周知活動などを支援します。</p>

<基本施策2> 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携

第1項 地域でのつながりを維持していくために

【現状と課題】

- これまでの直接対面でのコミュニケーションの方法だけではなく、地域や社会の状況の変化も踏まえて、社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりが求められています。
- 困りごとがある際の相談先を知らない人も多いことから、地域の様々な相談先とのつながりを持てるよう、気軽に相談を受けられる窓口の更なる周知が必要と考えられます。
- 住み慣れた地域で安心して生活していくうえで、地域住民による相互の助け合いは大切であり、世代に応じた支援ニーズの把握に努めるとともに、日頃からの地域での見守りや支え合いの体制づくり、世代間交流の機会が求められています。
- 地域の複合的・分野横断的な課題に対応するため、相談支援ネットワークの充実が求められています。
- 平成26(2014)年7月より、社会福祉士等の専門職が原則週1回、決められた日時に電話による安否確認を行う「高齢者安心コール事業*」を実施しており、利用登録者数は増加傾向にあります。
- 地域福祉団体等ヒアリングでは、地域の課題について、「孤立防止対策の促進」「交流・居場所づくり」「地域のつながりや顔の見える関係性の構築」などがあげられました。



【今後の方向性】

- 地域や社会の状況の変化も踏まえて、地域活動団体および各相談窓口の連携強化や災害時に身近な住民同士で助け合う環境の整備に向けて、定期的な情報交換や安否確認訓練等を実施し、市民が社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりを進めます。

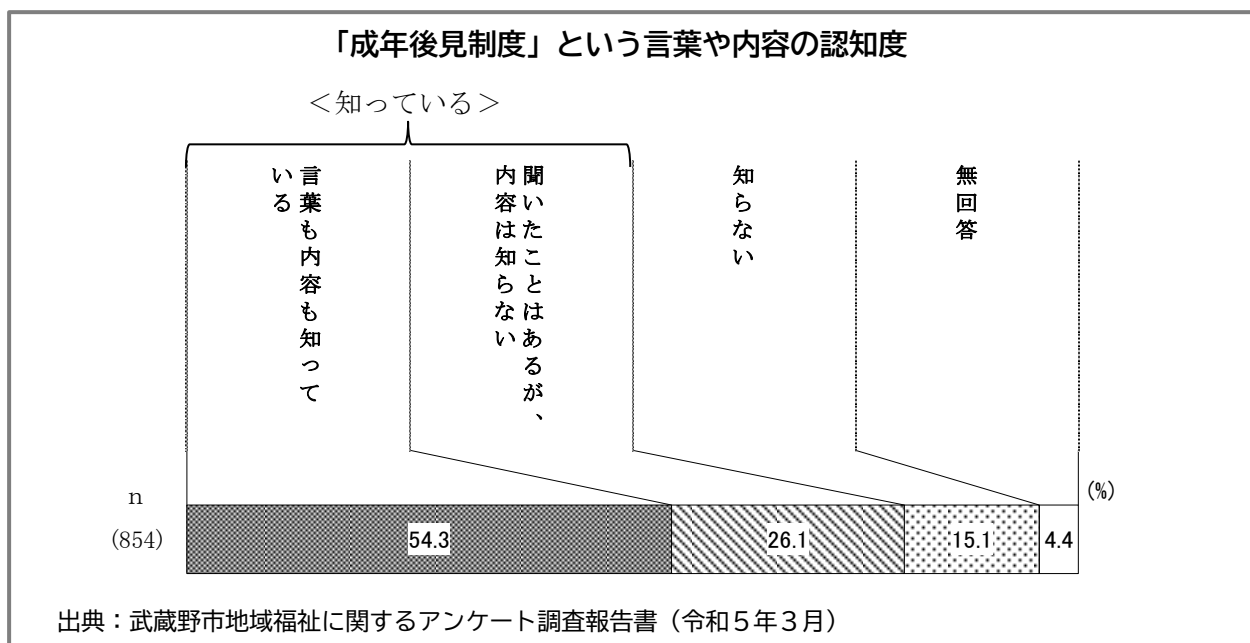
【主な取組み】

NO	施策（事業）名	取組みの方向
1	見守り・孤立防止の推進	<p>○関係機関が通常業務の中で、異変の発見、速やかな通報、相談窓口の周知等の取組みに加え、消費者被害・認知症・生活困窮者等の課題に対応するため「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*」を開催し、安否確認の対応報告や連携体制の強化にむけた情報交換を定期的実施します。</p> <p>○対象者を高齢者だけでなく、より広い世代に拡大していきます。</p>
2	安否確認及び避難支援体制づくりの推進	<p>○毎年度避難行動要支援者*の名簿を更新し、名簿登載者に対して登録した旨を通知するとともに、災害時要援護者への登録案内を同封し、登録を勧奨していきます。</p> <p>○市民社協と連携し、地域社協（福祉の会）において、支援者のなり手を掘り起こすことが課題との認識のもと、若い世代へのアプローチ、地域社協(福祉の会)広報誌での募集記事掲載等を行うとともに、社会状況の変化に応じた、活動を続けていきます。</p>

第2項 権利擁護・意思決定支援の推進に向けて

【現状と課題】

- 地域で暮らす認知症などの福祉的支援が必要な人の増加が見込まれる中、判断能力が不十分な人の権利擁護*の推進と成年後見制度*の利用促進が求められています。
- 福祉公社において、権利擁護*事業の利用促進を図るため、広報を実施しています。また、成年後見制度*についても相談から申立まで、継続的な支援を実施しています。
- 権利擁護*・意思決定支援を必要とする人は今後も増加することが予想されます。
- 福祉公社権利擁護センターにて、市民の皆様が安心して生活できるよう、成年後見制度*の法人後見や地域福祉権利擁護事業*、老いじたく講座等の事業を実施しています。
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行う場として、医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会*」が設置（平成27（2015）年7月）され、国の定める8つの事業への取組みを進めています。これまでの医療・介護関係者の研修でACP（人生会議）*をテーマにした研修も実施されました。

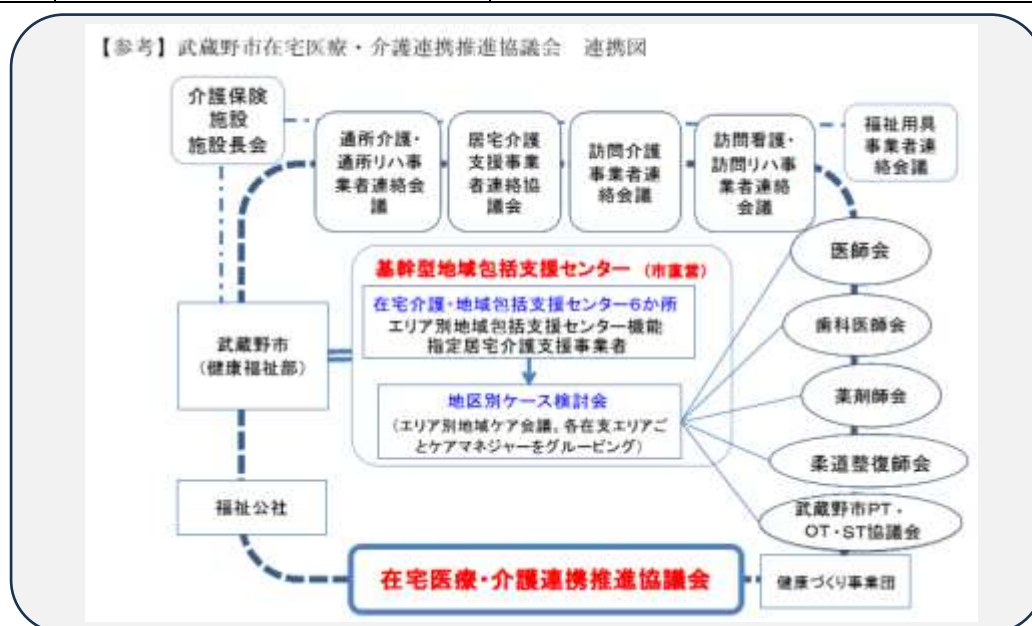


【今後の方向性】

- 権利擁護*支援については、財産管理の支援と終末期を含めた本人の意思決定支援があり、そのそれぞれの取組みを推進していく。
- 認知症・障害等、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して生活できるよう、武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護*支援を推進します。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう、引き続き、在宅医療・介護連携推進事業*を進めていきます。またACP（人生会議）*の取組みが広がるよう、既存の様々な仕組みやツールを周知・活用を図ります。

【主な取組み】

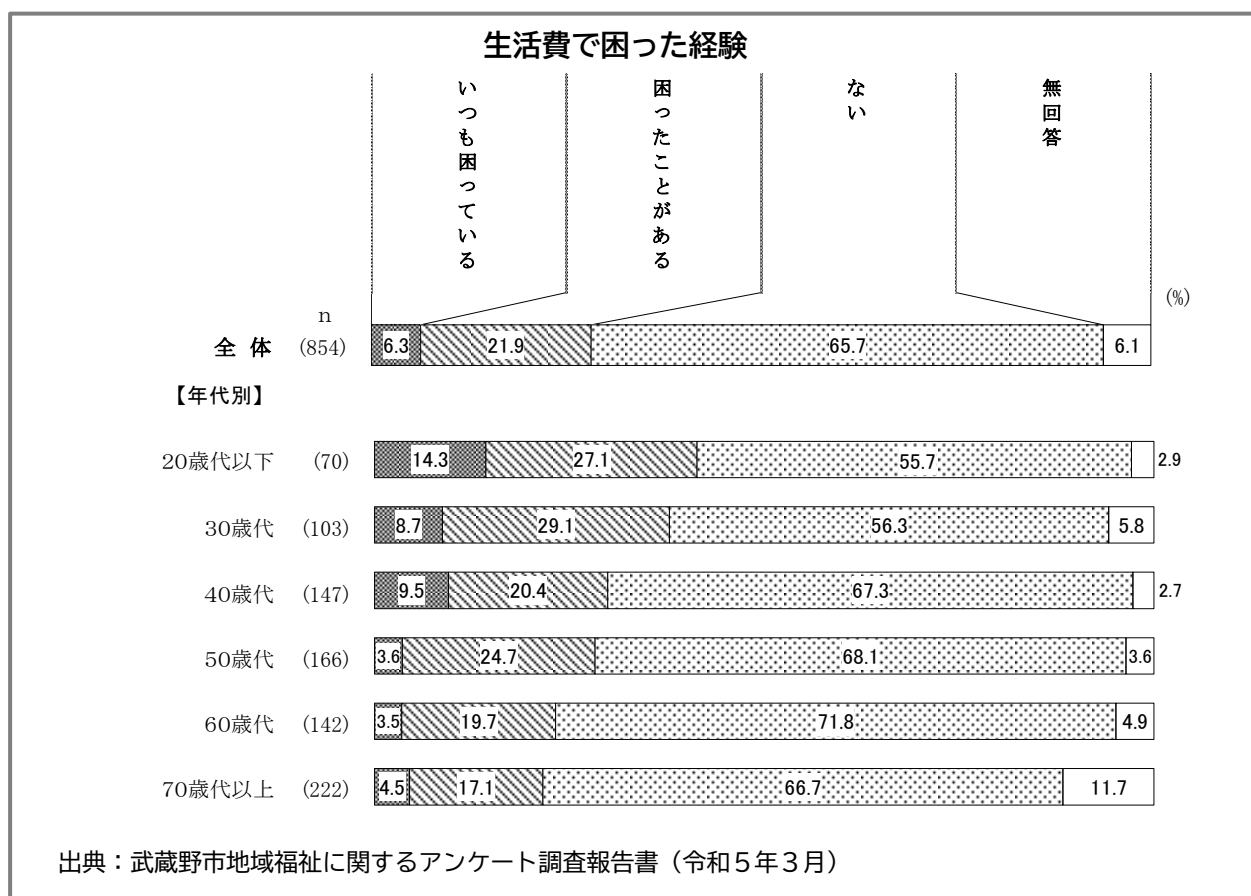
NO	施策（事業）名	取組みの方向
1	権利擁護*支援の推進	<p>○判断能力が十分でない方の権利を擁護し、安心して自立した地域生活が送れるよう、成年後見制度推進機関*である（公財）武蔵野市福祉公社*が権利擁護*事業及び法人としての成年後見人の受任等を行います。</p> <p>○市と福祉公社を権利擁護*支援の地域連携ネットワークの中核機関*として、国や都の動向を注視しながら、成年後見制度の利用促進も含めた権利擁護*支援を推進します</p>
2	在宅医療・介護連携推進事業*の推進	<p>○関係機関、保健所等の行政関係機関の職員等で構成された在宅医療・介護連携推進協議会及び5部会を定期的を開催し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の在宅生活を支える体制により、国の定めた8事業を踏まえつつ、具体的な「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面を想定し、どのような状態であっても本人の意思が尊重されるよう、取組みの推進・強化を図っていきます。</p>



<基本施策3> 生活困窮者への支援

【現状と課題】

- 生活に困った経験は、若年層ほど高い傾向があり、若年層に向けた支援が求められています。
- 地域共生社会*の実現を目指す中、生活困窮者支援の分野でも、複合的な課題への対応に向けて、各種施策と連携して、包括的な相談支援体制とそこにつなげるための普及・啓発を進めていくことが求められています。
- 平成30(2018)年度より家計収支の改善が必要な方に対し、家計表等を用いて家計の状況を見える化する家計改善支援事業を実施しています。実利用者数は令和3(2021)年度より12人に増加しました。
- 令和元(2019)年度より、不登校や集団での学習形態が苦手等の課題を抱える子どもに対応するため、サポート型学習支援教室を開始しました。令和2(2020)年度より2教室に拡大しました。
- 地域福祉団体等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、物価高騰の影響もあり、低所得者支援や離職者支援、困窮している高齢者の増加、生活困窮の相談に訪れる20代・30代が多いといった意見があげられました。



【今後の方向性】

- 相談支援・就労支援・家計改善支援といった自立支援事業の強化、貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応等、関係機関・分野等との円滑な連携を進めます。
- 若年層等で困窮が広がるなど、新たな支援対象者、複合的な課題を抱える世帯の増加に伴い、支援や仕組みづくりを進めます。

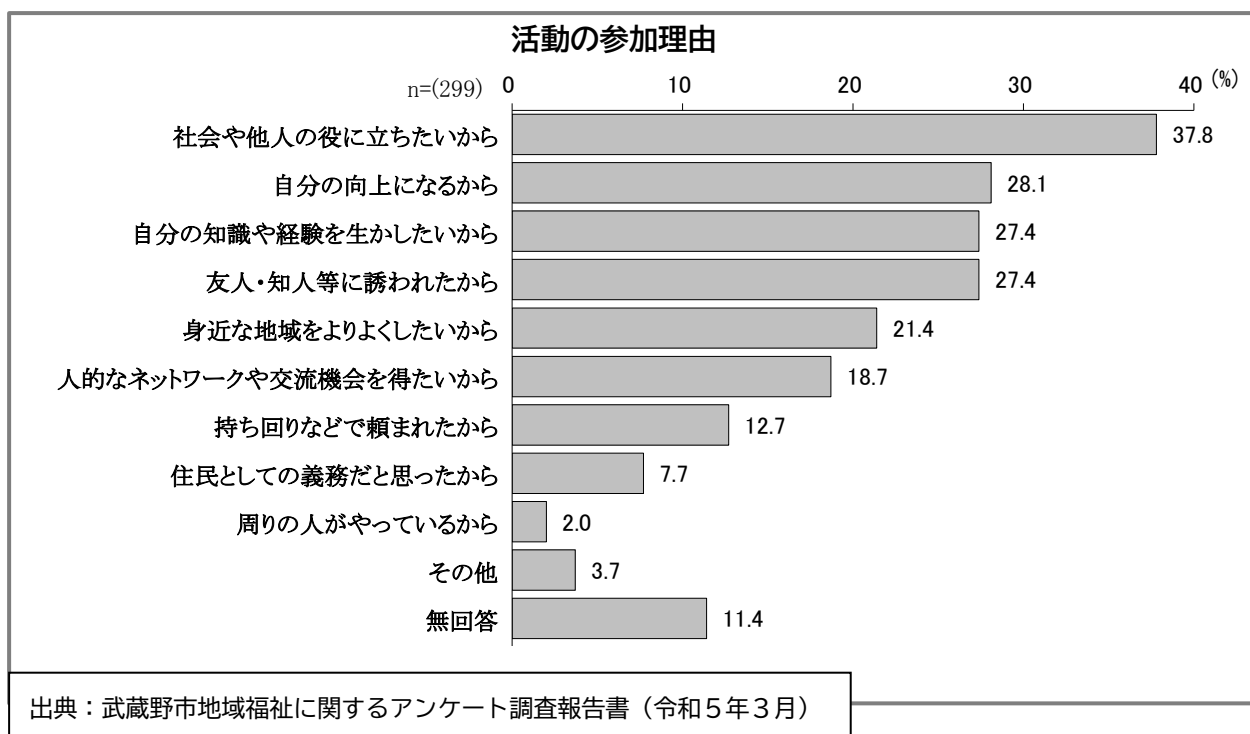
【主な取組み】

NO	施策（事業）名	取組みの方向
1	多様な形での就労支援の実施	○心身の病気等を抱えたり、長年ひきこもっていたりする等、就労に課題を持つ方々が、それぞれの状況に応じた段階を経て、配慮された職場環境での就労に繋がり、継続して働くことができるよう、就労先の開拓を含めた支援体制を整備していきます。
2	次世代育成支援事業の推進	○学齢期の子どもを抱える困窮家庭にアプローチし、進学に対する動機付けや、情報収集及び提供、高等・専門教育を受けるための資金計画作成援助及びそれら手続の進行管理などの支援体制を整備していきます。

<基本施策4> 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進

【現状と課題】

- 活動の参加理由は、社会貢献や向上心、知識や経験の活用といった自発的な要素のほか、友人・知人等からの誘いもあり、対象を絞った戦略的な広報や活動への参加のきっかけづくりが効果的と考えられます。
- コロナ禍で失われた運動や体を動かす機会や人とのつながり、活動機会を取り戻すような日常生活の中での活動が求められています。
- 市民社協では、定年を迎えた方々が地域福祉活動へ参加するきっかけづくりを支援しています。男女を問わないシニア世代の地域デビューの機会の一環として「お父さんお帰りなさいパーティー*」を開催しています。
- 市民社協では、ボランティアセンター武蔵野において、希望者に活動先の紹介やボランティア講座の紹介を行っています。
- 「いきいきサロン*」などの通いの場の参加者が固定化しているため、新たな会員の獲得が求められています。
- 若年層等で困窮が広がるなど、新たな支援対象者、複合的な課題を抱える世帯の増加への対応が求められています。
- ひきこもり*など、社会につながりづらい方の参加を促進する取組みが求められています。



【今後の方向性】

- 人と人がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける地域づくりに向けて、様々な参加の機会を創出していきます。
- 地域での活動に、今まで参加していない層を取り込むため、現状のライフスタイルにあった柔軟性のある仕組みを考え、各種取組みを進めます。
- ボランティア活動は、人や社会のためになるだけでなく、活動を継続することで社会とつながり、結果的に自分自身の生きがいや活力増進といった有益な効果があるということも含めて、活動の周知広報を進めていく。
- 社会参加の観点からも、多様な形での就労を可能とする仕組みづくりを進めます。
- 既存の参加支援の取組みでは対応できないひきこもり*当事者・世帯等に対しては、市内相談先や福祉総合相談窓口*、ひきこもり相談受付フォーム、ひきこもりの支援関係機関などの周知、ひきこもりに関するイベントの周知を進めます。

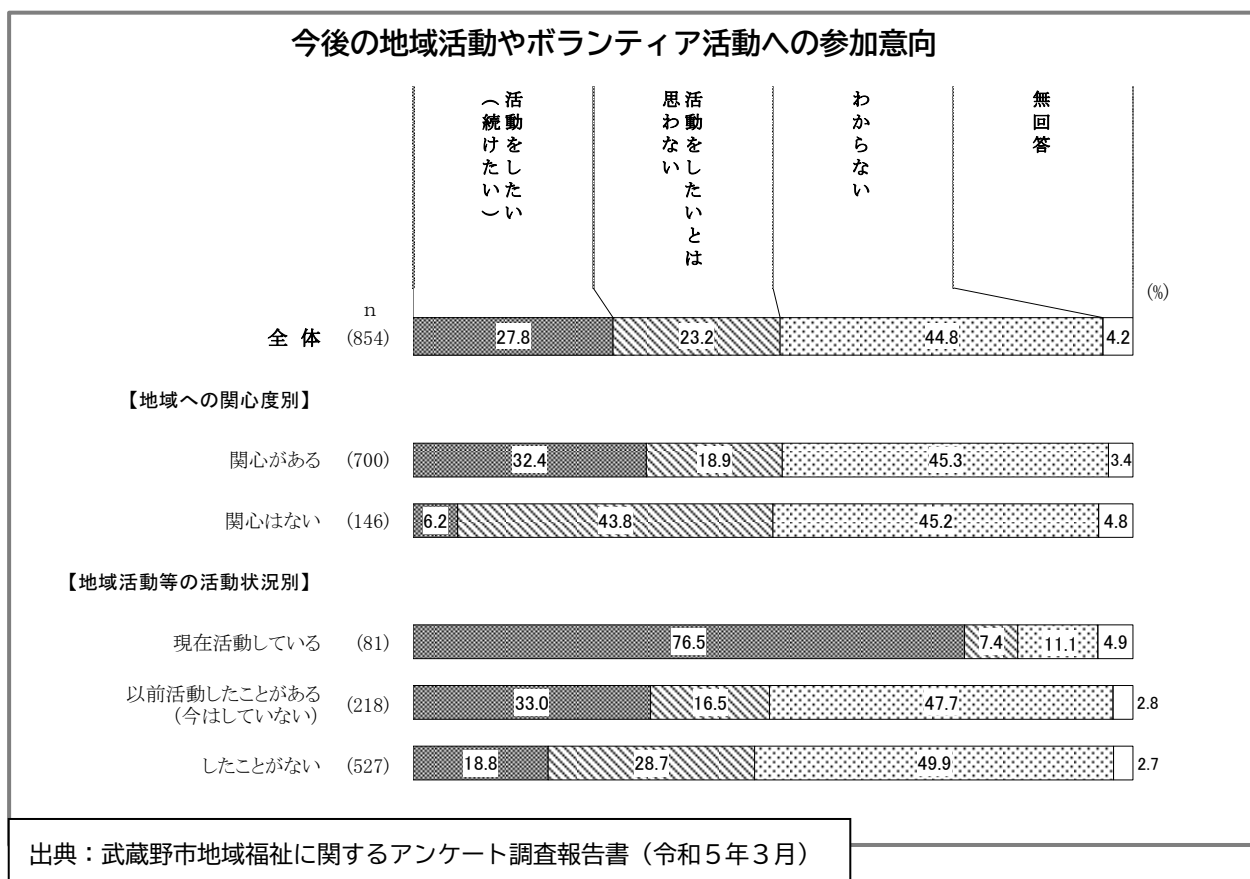
【主な取組み】

NO	施策（事業）名	取組みの方向
1	市民の多様な活動機会づくりの支援	○市及び市民社協は、地域住民と連携して、社会の中で生きがいのある充実した暮らしを送れるようなステージづくりの支援を行っていきます。 ○健康づくり推進員*による健康づくり情報の発信、講座の企画などの実施、健康づくり人材バンク*に登録した保健師等の専門知識を有する人による講座の支援を行っていきます。
2	多様な形での就労支援の実施	○心身の病気等を抱えたり、長年ひきこもっていたりする等、就労に課題を持つ方々が、それぞれの状況に応じた段階を経て、配慮された職場環境での就労に繋がり、継続して働くことができるよう、就労先の開拓を含めた支援体制を整備していきます。 【再掲】
3	ひきこもり*当事者・家族への支援の充実	○市内相談先や福祉総合相談窓口*、ひきこもりの支援関係機関などの周知、ひきこもり相談受付フォーム等の活用・充実、ひきこもりに関するイベントによる周知・啓発を進めます。 ○地元では参加しにくい方のために、近隣自治体と広域連携での事業をおこないます。

<基本施策5> 地域福祉活動の担い手の確保

【現状と課題】

- 地域福祉に関するアンケート調査において、地域への関心度が8割を超える中、市民の主体的な地域福祉活動に向けて、以前参加したことがある層への働きかけと未参加者層への働きかけが必要です。
- 活動を知る手段は、家族・友人、近所の人、学校など、知り合いを介したつながりも多いため、サービスの担い手の確保のためには普段から声かけができるような関係をつくることが重要です。
- 平成30（2018）年度に、地域包括ケア人材育成センター*を設置し、人材・養成事業、研修・相談事業、就労支援事業、事業者・団体支援事業の4つの柱として総合的な支援を実施しています。
- 市民社協と連携し、地域の互助・共助を担う、地域社協（福祉の会）の活動内容の充実や活動内容を伝える広報の充実を図っています。
- シニア支え合いポイント制度*や災害時要援護者対策事業*等、地域福祉活動のきっかけとなるような制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手の発掘を図っています。
- 地域福祉活動を支える担い手の確保に向けて、興味を持てるように活動内容を伝える機会を提供することで、以前活動したことがある人など潜在的な地域福祉活動の担い手層へのアプローチ等が求められています。



【今後の方向性】

- 地域福祉活動の担い手不足や固定化・高齢化といった活動団体共通の課題があり、将来的に活動継続への影響も懸念されます。潜在的に活動意欲のある方への働きかけも含め、活動団体の組織的な課題に対応していくため、人材の発掘・育成・定着などの取組みを進めます。

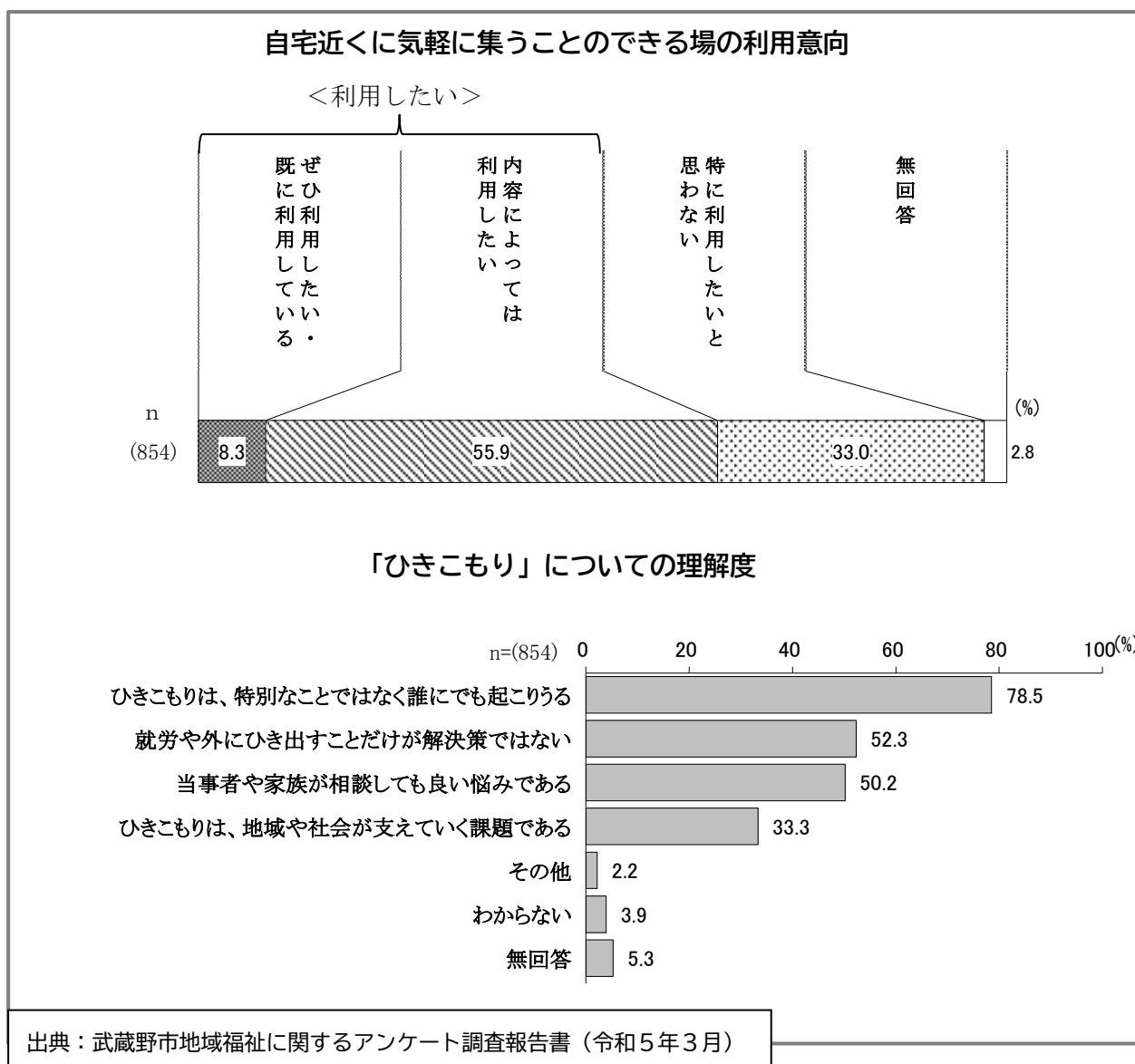
【主な取組み】

NO	施策（事業）名	取組みの方向
1	地域福祉活動を支える人材の発掘・確保	○市民社協と連携し、地域社協（福祉の会）の広報の充実を図るとともに、社会状況の変化に応じた活動を続けていきます。 ○シニア支え合いポイント制度*や災害時要援護者対策事業*等、地域福祉活動のきっかけとなるような制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手の発掘を図っていきます。

<基本施策6> 重層的な支援体制の推進

【現状と課題】

- 地域福祉・生活福祉・高齢者福祉・障害者福祉・健康など様々な健康福祉分野と連携しながら、まちぐるみで支え合える地域づくりが求められています。
- 令和3（2021）年度に福祉総合相談窓口*を設置し、福祉に関する相談先や解決方法がわからない困りごとや生活の不安等への対応をしてきました。相談内容に応じて市及び関係機関が連携し、全世代に対応した包括的な相談支援体制を強化してきました。
- 市民の福祉ニーズが複雑化・多様化する中、市職員にも高度な個別援助技術力や地域の相談支援機関をバックアップする能力の強化が求められており、福祉分野での業務を中心に担う職員の育成が必要になってきています。
- ひきこもり*など、社会につながりづらい方のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して、社会参加を促進する取組みが求められています。
- 世代や属性を超えた交流の場や、居場所づくりを進めることが求められています。



【今後の方向性】

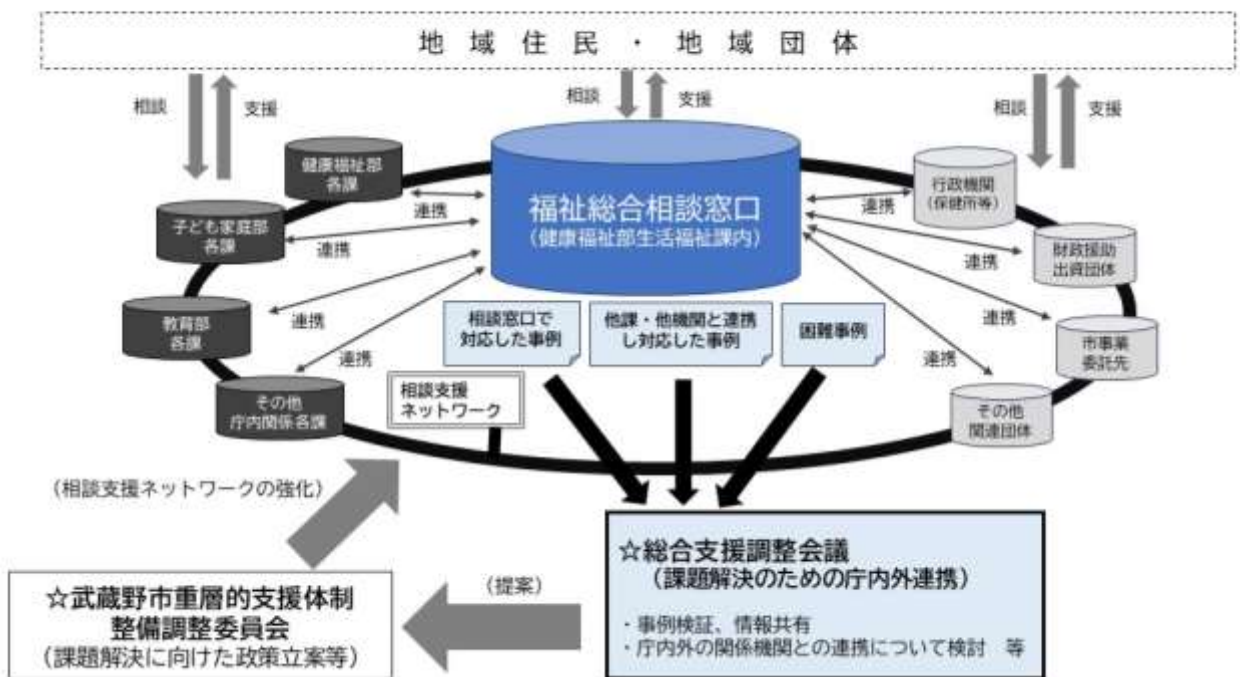
- ひきこもり*や8050問題*、複数人の介護を同時に行うダブルケアなど、複合的な課題や分野横断的な課題に対応するため、分野を越えて連携・協力しながら相談支援体制の強化を図ります。
- 市の相談支援体制を強化するため、社会福祉士等の資格保有を要件とする福祉専門職の採用を含めて検討します。
- 健康福祉分野で進めている、様々な参加支援について、就労支援・居住支援なども含め、社会とのつながりを作るための支援や利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくりを進めていきます。また、就労支援としては、本人への就労定着支援と同時に受入先への支援について、本市の社会資源を活用しながら、取組みを検討していきます。
- 様々な世代や属性を超えた交流の場や居場所づくりについて、連携しながら推進します。

【主な取組み】

NO	施策（事業）名	取組みの方向
1	包括的な相談支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「福祉総合相談窓口*」（福祉相談コーディネーター*）で受け止めた多様かつ複合的な課題について、関連各課・（庁外）関係機関と連携・協力しながら対応していきます。 ○訪問事業に力を入れ、地域で安定した生活ができるように支援を行います。 ○対応困難ケースや福祉総合相談窓口*にて受けたケースで、その後様々な課と連携して対応した事例を「総合支援調整会議*」で事例検討・情報共有することで、相談支援のネットワーク体制の強化を図ります。 ○市職員における福祉専門職の設置について検討します。
2	【新規】社会参加支援の実施（就労支援・居住支援等）	<ul style="list-style-type: none"> ○社会とのつながりを回復するため、本人のニーズ等を踏まえ社会資源を活用した多様な支援を行います。 ○心身の病気等を抱えたり、長年ひきこもっていたりする等、就労に課題を持つ方々が、それぞれの状況に応じた段階を経て、配慮された職場環境での就労に繋がり、継続して働くことができるよう、就労先の開拓を含めた支援体制を整備していきます。 【再掲】 ○あんしん住まい推進事業*による住宅確保要配慮者等に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定の確保を促進するため、関係者間で連携し、必要な協議・検討、情報の共有や提供等を図ります。 ○市内相談先や福祉総合相談窓口*、ひきこもり相談受付フォーム、ひきこもり*の支援

		関係機関などの周知、ひきこもりに関するイベントの周知を進めます。
3	【新規】地域づくりに向けた事業の拡充	<p>○属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を行います。</p> <p>○市民社協*は「武蔵野市民地域福祉活動計画」に基づき、市民や地域社協（福祉の会）*等と連携し、地域福祉活動を推進する地域づくりを担います。市は、「武蔵野市民地域福祉活動計画」の策定や計画推進に対する取組みの支援を行います。</p>

武蔵野市の包括的な相談支援体制



第5章 計画の推進と見直し

第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進

本計画は、健康・福祉の各個別分野の施策について、主に地域福祉活動の側面から支えていくため、各個別計画と連携を図りながら推進します。また、国においては地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制を構築するため、「①相談支援（包括的な相談支援の体制）」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業*が創設されています。市では、重層的支援体制の推進について、これまで庁内における相談支援体制の充実及び当該実務担当者相互のネットワークの強化を図るため、「健康福祉実務担当者調整委員会」において検討を行ってきましたが、令和5（2023）年度に「健康福祉実務担当者調整委員会」を「重層的支援体制整備調整委員会」に改組し、武蔵野市ならではの重層的支援体制整備による庁内における相談支援体制の充実及び実務担当者相互のネットワーク等から見えてきた課題の解決に向けた政策立案を図ります。

第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表

今回の健康福祉総合計画の策定にあたり、計画策定から進捗状況の把握、評価までを分野横断的、一体的に審議することができるよう、新たな会議体として「武蔵野市健康福祉施策推進審議会」（以下「審議会」という。）を設置しました。審議会において本計画の進捗状況を報告し、事業の進行管理及び進捗管理等を行うとともに、ホームページ等を活用して進捗状況を公表します。

第3節 次期計画の策定

本計画の改定は、第4期健康福祉総合計画の改定とともに令和11（2029）年度に行います。

武蔵野市第2期成年後見制度 利用促進基本計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

答申（案）

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

成年後見制度*は平成 12 (2000) 年に発足し、平成 28 (2016) 年に成年後見制度*の利用の促進に関する法律 (以下「成年後見制度利用促進法」という。) が施行されました。本法をもち、平成 29 (2017) 年 3 月には、国の『成年後見制度利用促進基本計画』が策定されるとともに、市町村は、地域における成年後見制度*の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなり、本市では、令和 2 (2020) 年 3 月に『武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画』(以下「前計画」という。) を策定しました。

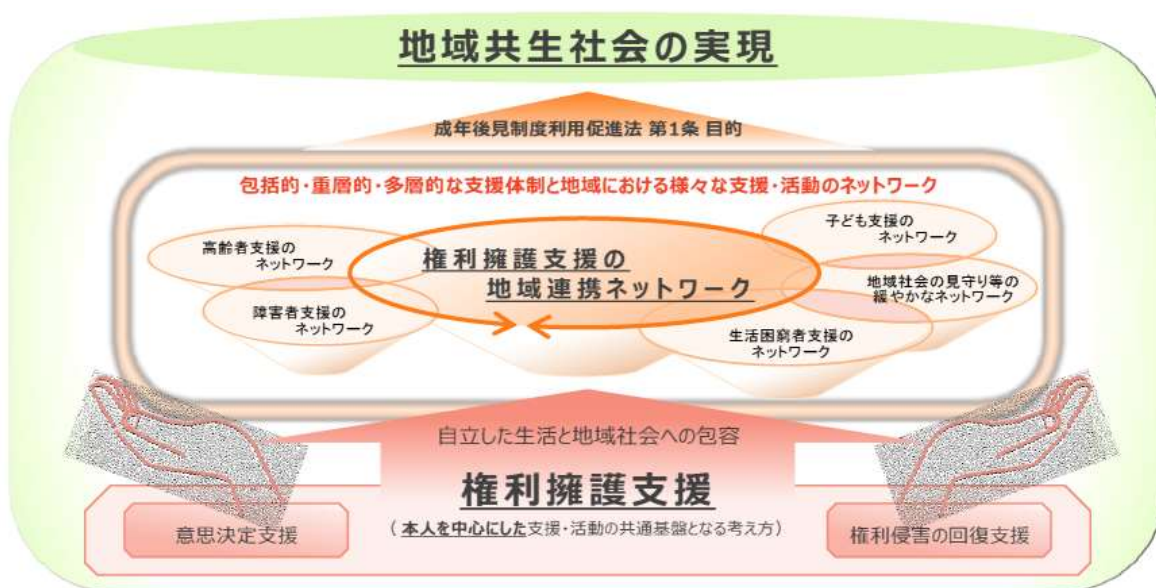
従前より本市においては、公益財団法人 武蔵野市福祉公社* (以下「福祉公社」という。) が中心となり、権利擁護*事業、成年後見事業を実施しており、前計画の策定後も、市と福祉公社を地域連携ネットワークの中核機関*と位置づけ、施策を実施してきました。

このたび、本市の健康福祉分野の上位計画である『武蔵野市第 3 期健康福祉総合計画・第 5 期地域福祉計画』の改定に合わせ、また、国の『第二期成年後見制度利用促進基本計画 (令和 4 (2022) 年度～令和 8 (2026) 年度)』(以下、「国の第二期計画」という。) の内容を踏まえて、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、『武蔵野市第 4 期健康福祉総合計画・第 6 期地域福祉計画』に包含する形で『武蔵野市第 2 期成年後見制度利用促進基本計画』として策定します。

第2節 国の第二期計画の概要

令和 4 (2022) 年 3 月に策定された国の第二期計画では、地域共生社会*の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護*支援」を位置づけ、成年後見制度*の利用促進の取組みは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものとして、権利擁護*支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきであるとされています。

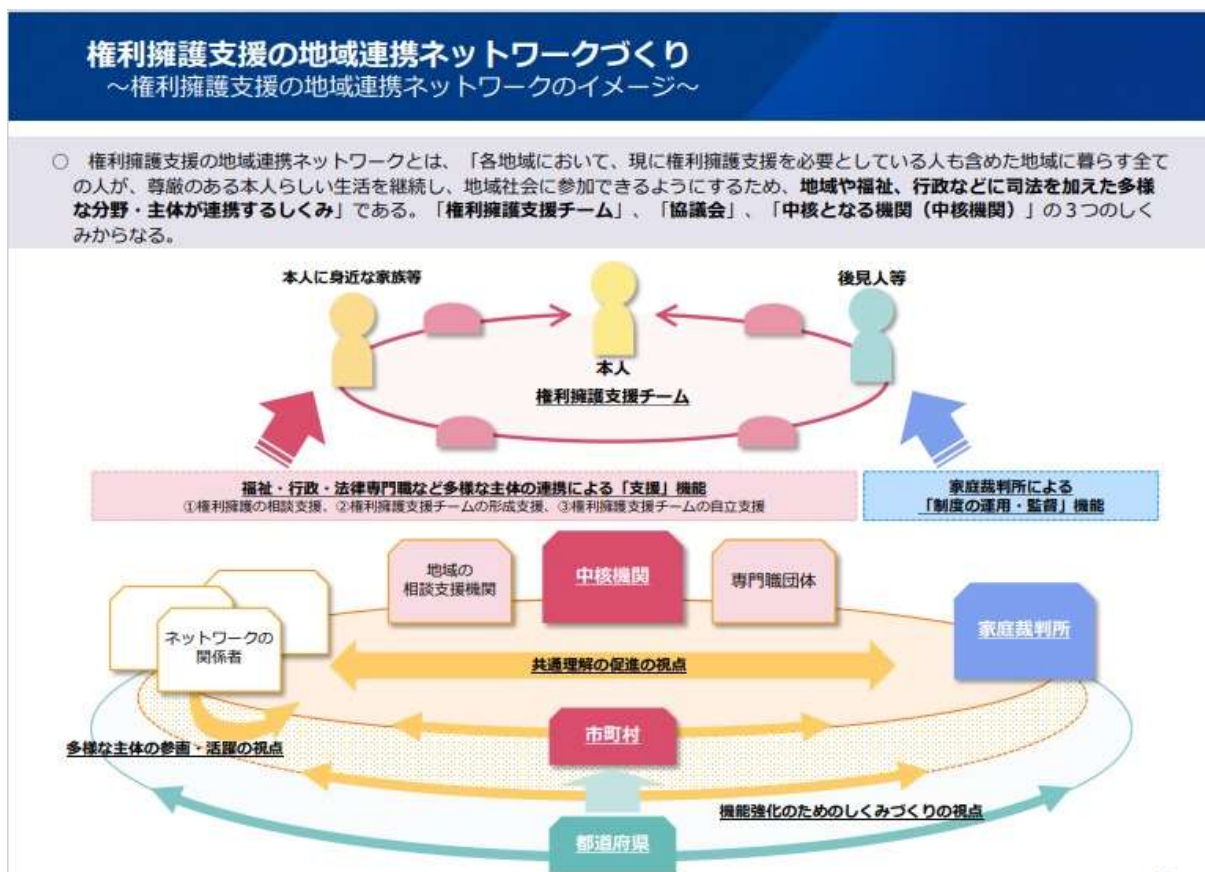
図表1-1 成年後見制度*の利用促進にあたっての基本的な考え方イメージ(厚生労働省資料)



そのうえで、市町村の役割として以下の5点が挙げられています。

- ・地域連携ネットワークづくり（協議会及び中核機関の整備・運営など）
- ・権利侵害回復支援における主体的取組
- ・市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業*の適切な実施
- ・担い手の育成・活躍支援
- ・市町村計画の策定

図表1-2 権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ(厚生労働省資料)

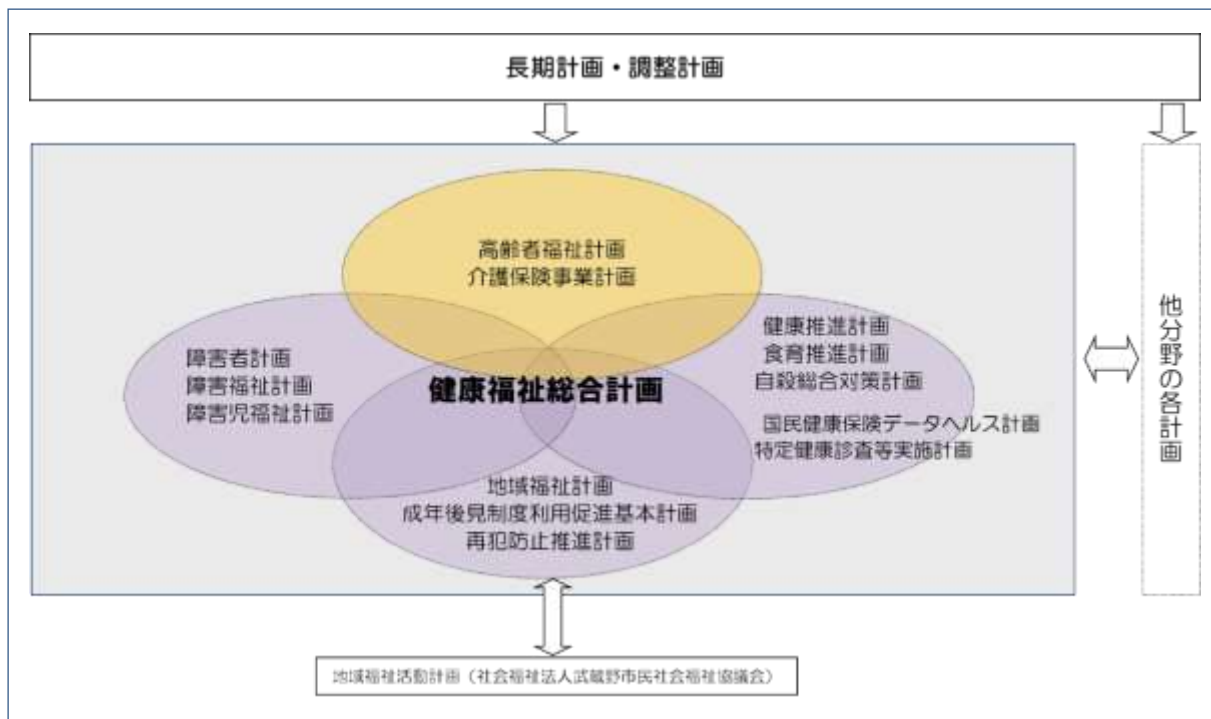


第3節 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく市町村計画です。

また、武蔵野市第4期健康福祉総合計画の基本理念である「武蔵野市ならではの地域共生社会*の実現」のため、健康福祉分野の個別計画及び関連する各種計画との整合性を図ります。

図表1-3 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ



※『地域福祉活動計画』は、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会*が市民や地域福祉活動推進協議会*等と連携して定める行動計画です。

図表1-4 各計画策定における法令の根拠

地域福祉計画	社会福祉法第107条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険法第117条
障害者計画	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20
健康推進計画	健康増進法第8条
食育推進計画	食育基本法第18条
自殺総合対策計画	自殺対策基本法第13条第2項
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条

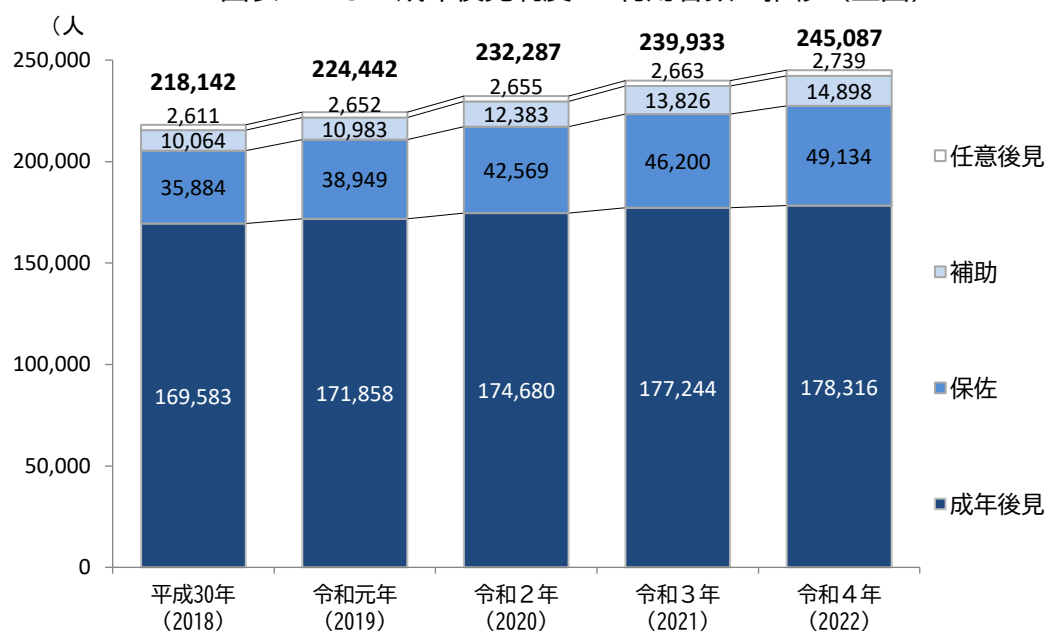
第2章 成年後見制度を取り巻く状況

第1節 全国の状況

令和4（2022）年12月末日時点における成年後見制度*（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で245,087人、毎年増加が続いています。

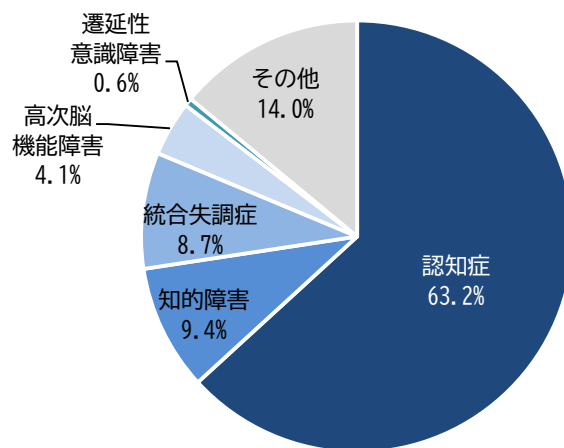
開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.2%を占めています。

図表1-5 成年後見制度*の利用者数の推移（全国）



*各年12月末日時点

図表1-6 開始原因別割合（全国）



（注1）後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

（注2）各開始原因は，各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。

（注3）開始原因「その他」には，発達障害，うつ病，双極性障害，アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

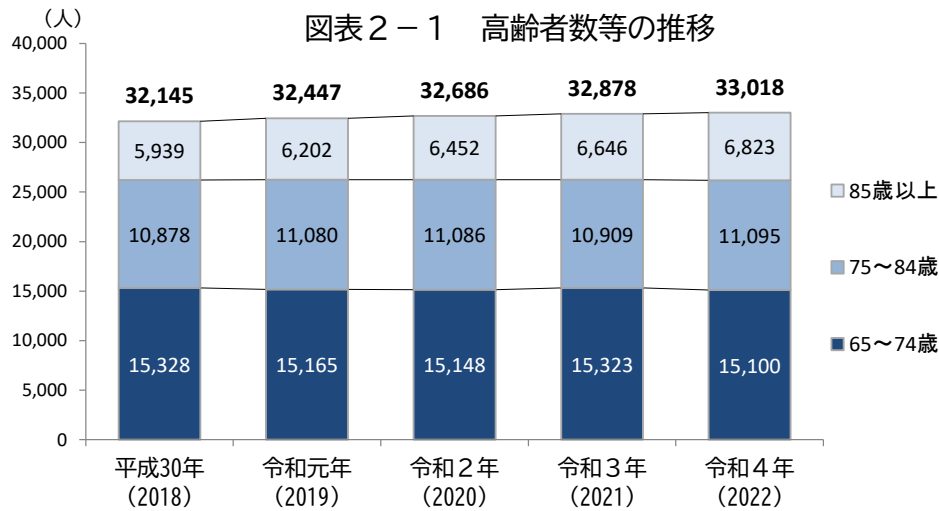
（注4）開始原因については平成29年から調査を開始している。

第2節 武蔵野市の状況

第1項 高齢者数の推移

本市の高齢者数は増加が続いており、75歳以上の方の増加が顕著となっています。全国に比べて、高齢単身世帯の比率が高いことが特徴となっています。

また、認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）は、増加が続いています。



出典：2022 市勢統計 令和4年版（市民部 市民課〔住民基本台帳人口〕）

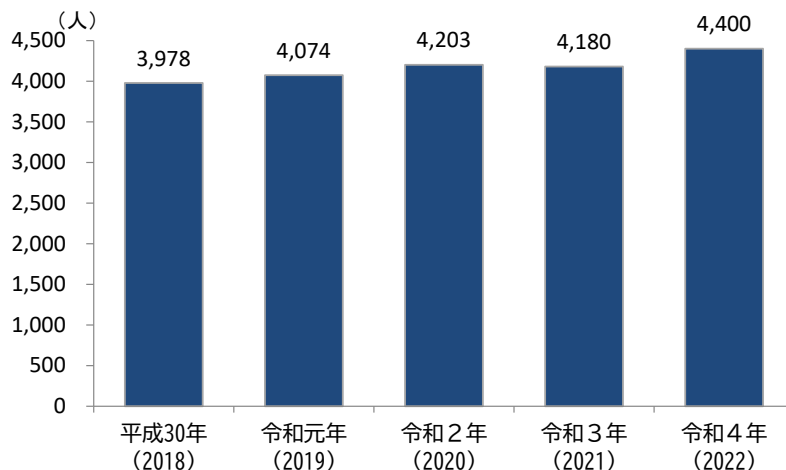
図表2-2 高齢者単身世帯等の現状（全国、東京都、武蔵野市）

区域	総数		65歳以上の高齢者数		65歳以上の高齢単身世帯		高齢夫婦世帯 (夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)	
	人口	世帯	人口	構成比(%)	世帯	単身世帯比率(%)	世帯	構成比(%)
全国	126,146,099	55,830,154	35,335,805	28.01%	6,716,806	19.01%	6,527,077	11.69%
東京都	14,047,594	7,227,180	3,107,822	22.12%	811,408	26.11%	563,603	7.80%
武蔵野市	150,149	78,054	31,725	21.13%	8,159	25.72%	6,349	8.13%

（注）構成比(%)は各総数に対する割合、単身世帯比率(%)は高齢者人口に占める高齢単身世帯の割合

出典：令和2年度国勢調査

図表2-3 認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）の推移



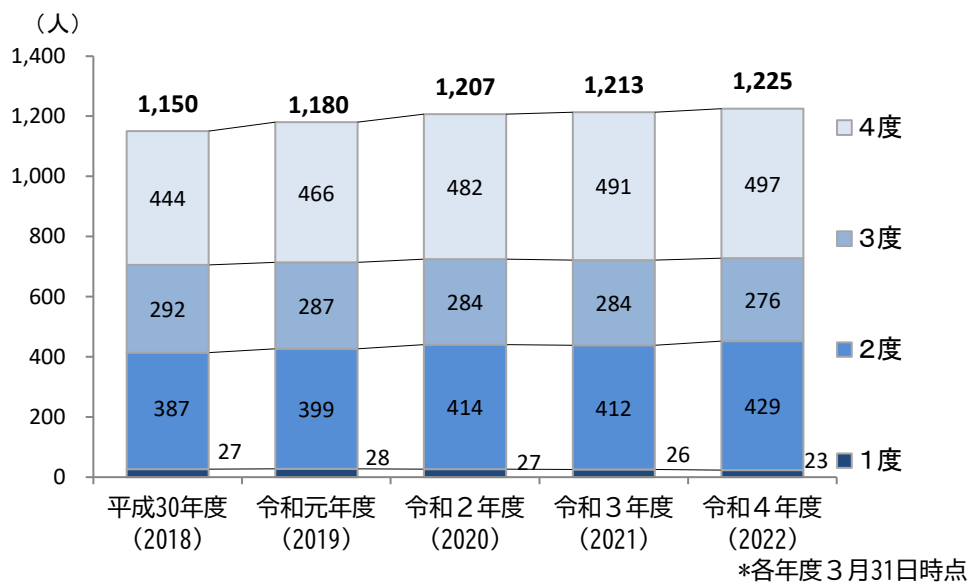
*各年7月1日現在

（注）基準日現在、要介護・要支援の認定を受けている65歳以上の者のうち、認定調査時の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者数（住所地特例者及び施設入所者含む）

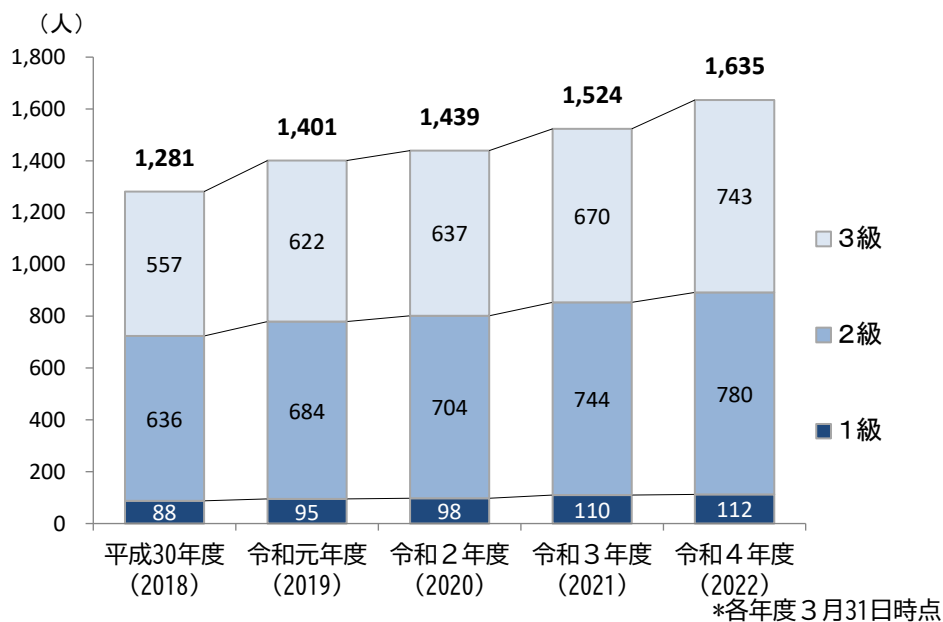
第2項 障害者数の推移

知的障害者数、精神障害者数も増加傾向が続いており、意思決定支援を必要とする可能性のある人の数は増加しています。

図表2-4 愛の手帳所持者数の推移（障害程度別）



図表2-5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）

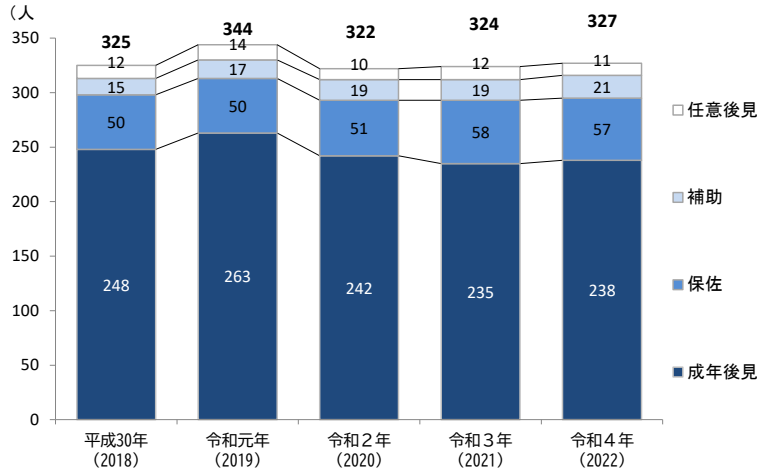


第3項 成年後見制度*等の利用状況

(1)成年後見制度*利用者数

市内の利用者数は近年のほぼ横ばいで、東京都や全国と比較し、人口に対する利用者数の割合が高くなっています。

図表2-6 成年後見制度*利用者数推移（各年12月末時点、平成30年のみ6月8日時点）



図表2-7 成年後見制度*利用者数比較（令和4（2022）年12月末）

	後見	保佐	補助	任意	合計	人口	人口1万人あたり利用者数
武蔵野市	238	57	21	11	327	150,436	21.74
東京都	19,562	4,943	1,614	522	26,641	14,034,861	18.98
全国	178,316	49,134	14,898	2,739	245,087	124,751,716	19.65

※東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数（東京都）」、

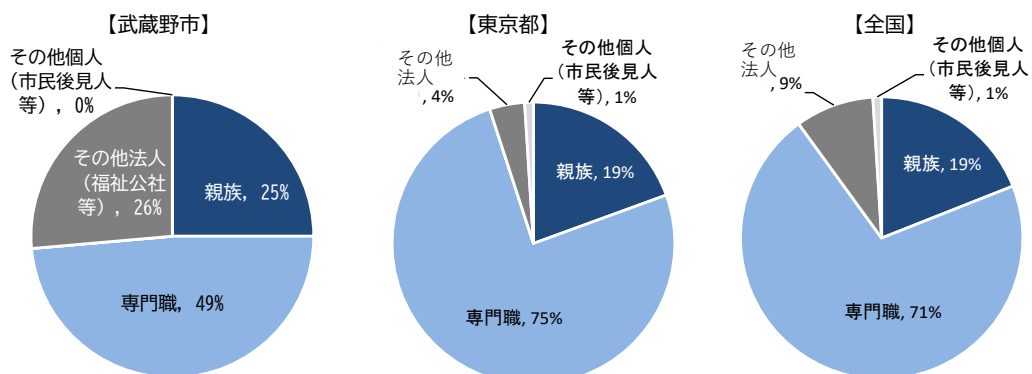
最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和4年1月～12月—」より作成

※人口「東京都の人口推計（令和5年1月1日現在）」、総務省の推計人口（令和5年1月1日現在（確定値）」

(2)成年後見人等と本人との関係

本市では、福祉公社が権利擁護*事業の一環として法人として後見を受任し、地域の成年後見制度*の利用を支えていることが特徴となっています。

図表2-8 令和4（2022）年に開始された事案の成年後見人等と本人との関係 比較



※東京家庭裁判所「成年後見人等と本人との関係別件数（区市町村別）」、

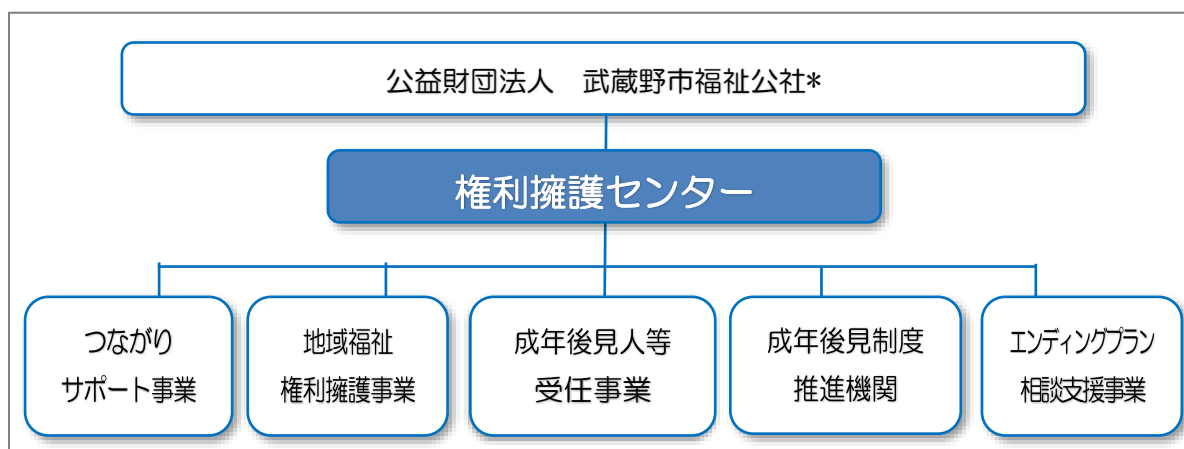
最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和4年1月～12月—」より作成

※「専門職」は弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士、社会保険労務士を指し、それぞれの法人が含まれる。

第4項 福祉公社権利擁護センター実績

本市の権利擁護*支援の取組みにおいては、福祉公社が大きな役割を果たしています。

図表2-9 福祉公社権利擁護センター事業体系



(1) つながりサポート事業

独居もしくは頼れる親族のいない高齢者等を対象に、安心した在宅生活を継続するために必要なサービスを提供する。定期的なソーシャルワーカーの訪問、相談、緊急時の対応等により支援する。

<サービス内容>

- ① 基本サービス ※「基本プラン」か「つながりプラン」を選択
- ・基本プラン：3か月に1回の訪問、月2回の電話コールサービス
(月額 5,500円(税込))
 - ・つながりプラン：月1回の定期訪問、月2回の電話コールサービス、定期訪問以外に年間12回(時間)を上限に個別サービスを利用可能
(年間132,000円(税込))

図表2-9 つながりサポート事業利用数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基本サービス	世帯	72	67	66	71	67
	(人)	(83)	(74)	(75)	(81)	(77)
つながりプラン	世帯	17	17	14	12	9
	(人)	(19)	(18)	(15)	(12)	(9)
合計	世帯	89	84	80	83	76
	(人)	(102)	(92)	(90)	(93)	(86)

② 個別サービス

- ・「緊急支援サービス」「随時訪問サービス」「入院・入所等支援サービス」
(3,850円(税込)/時間)
- ・「日常的金銭管理サービス」(令和2年度新設)
(月額11,000円(税込))

図表 2-10 個別サービス契約件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院入所支援	52	50	50	56	60
随時訪問	89	84	80	83	76
緊急支援	89	84	80	83	76
没後支援	-	22	20	27	32

③ 没後支援サービス 火葬から納骨、家財管理、行政機関への手続き等の支援

図表 2-11 エンディング支援事業利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談人数	-	4	15	10	14
相談時間	-	5	15	11	16
没後支援サービス契約	-	0	0	2	0

(2) 成年後見制度*関連事業

図表 2-12 権利擁護*相談件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見	124	97	142	128	171
権利擁護	54	64	12	25	24
その他	55	0	21	28	12
計	233	161	175	181	207

図表 2-13 成年後見人等受任件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	29	15	40	22	25
終結	21	21	22	41	31
年度未受任	135	129	147	128	122

(3) 地域福祉権利擁護事業

判断能力が低下し、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方へのサポートを行う。

図表 2-14 地域福祉権利擁護事業利用者数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	10	9	10	8	13
解約	13	4	10	11	9
死亡	0	5	1	0	2
累計	41	41	40	37	39

第3節 前計画期間中の取組状況

前計画では、基本目標である「生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち」の実現に向け、基本方針として

- 1 利用者とその家族、誰もが安心して利用できる制度の運営と周知
- 2 その人が望むその人らしい生活を、継続的に支援する体制を整備
- 3 成年後見制度*のネットワークを、市と福祉公社を中核機関*に据え強化を掲げ、以下の施策に取り組んできました。

第1項 地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営

(1) 既存の推進機関とネットワークを活用した地域連携の強化

■従前の福祉公社権利擁護センターを事務局とした既存のネットワークである武蔵野市福祉公社関係機関等連絡協議会を発展させ、令和2（2020）年度に武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会*（以下「連絡協議会」という。）を設置しました。

■家庭裁判所とは、年2回程度、東京都主催の会議等で意見交換を行っています。

図表2-15 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会*

区分	内容
構成員	専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士）、NPO法人、民生児童委員*、在宅介護・地域包括支援センター、介護支援専門員、相談支援専門員*、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課
活動内容／年	会議2回、学習会・相談会1回
事務局	中核機関*（武蔵野市（地域支援課）・福祉公社）

(2) 中核機関*の整備・運営

■令和2（2020）年4月、本市の成年後見制度*の利用促進に係る中核機関*として、市と福祉公社を位置づけ、福祉公社内に利用支援センター*を設置しました。

■利用支援センター*は、中核機関*の機能のうち、周知・啓発、地域連携ネットワークの運営、相談支援等を行っています。うち、福祉公社は、相談対応、老いじたく講座、出前講座等を行い、市は、連絡協議会の運営、制度の周知、広報、連絡調整等を行っています。

第2項 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備

(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備

■令和2（2020）年4月に福祉公社内に設置した利用支援センター*について、パンフレットを作成し、市民や関係機関への周知に努めました。

■利用支援センター*には、福祉関係機関や金融機関、法律事務所等から相談があり、連携をしながら支援を行っています。

■関係機関の連携が円滑にとれるよう、連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を定期的に行っています。

(2) チーム体制による身上保護*及び意思決定支援を重視した支援体制の整備

■連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議において、事例の紹介やノウハウの共有を行っています。

■福祉公社では、高齢者や障害者の支援チームの体制を構築する段階から、本人の意思決定支援をサポートできる体制となるよう、関係者に働きかけを行っています。

第3項 制度利用を支える機能の充実

(1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）

■令和2（2020）年4月に福祉公社内に設置した利用支援センター*について、パンフレットを作成し、市民や関係機関への周知に努めました。【再掲】

■利用支援センター*主催の市民講演会、及び連絡協議会主催による学習会・相談会を年1回ずつ開催しています。

■福祉公社では老いじたく講座を、市ではエンディング支援事業*を実施し、制度の普及啓発に努めています。

■市は委託事業としてNPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット*（以下「こだまネット」という。）による親なき後講座を実施し、制度の普及啓発、相談対応を行っています。

(2) 相談機能の充実

■令和2（2020）年4月に福祉公社内に設置した利用支援センター*について、パンフレットを作成し、市民や関係機関への周知に努めました。【再掲】

■利用支援センター*には、福祉関係機関や金融機関、法律事務所等から相談があり、連携をしながら支援を行っています。【再掲】

■利用支援センター*では、他機関や市民から受けた相談について、アセスメントを実施し、福祉関係者と協力して適切な支援につなげるなど、成年後見人候補者選定のために専門職の紹介等を行いました。

図表2-16 利用支援センター相談受付実績

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談回数 (うち電話相談)		175 (91)	244 (181)	128 (102)
相談内容 (重複あり)	制度説明			91
	親族申立支援			45
	後見人支援			1
	その他			29
相談内容 計				166

※令和2（2020）年度に利用支援センター*を設置

※令和4（2022）年度より利用支援センター*単独で相談件数、相談内容を集計開始

(3) 受任者調整（マッチング）等の支援

■福祉公社において、市民等からの相談に対応し、親族申立のための申立書作成、家庭裁判所への定期報告作成などについての支援や、専門職の紹介などを行いました。

■受任者調整（マッチング）の調整方法等を検討するため、連絡協議会にて専門職団体を対象としたアンケートを実施しました。

(4) 担い手の育成

① 市民後見人*の育成

■利用支援センター*では、近隣6市と共同して7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修を隔年で実施するとともに、修了者への相談・助言等を実施しています。

■福祉公社では、市民後見人推薦ガイドラインを作成し、市民後見人*が適切である場合はガイドラインに基づいて候補者を立てることとしています。

② 法人後見人の育成

■福祉公社において、こだまネット*が実施する親なき後講座へ講師を派遣したり、同法人が主催する相談会へ相談員を派遣するなどの協力を行いました。

(5) 後見人への支援

① 市民後見人*への支援

■利用支援センター*では、近隣6市と共同して7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修を隔年で実施するとともに、修了者への相談・助言等を実施しています。
【再掲】

■福祉公社では、市民後見人推薦ガイドラインを作成し、市民後見人*が適切である場合はガイドラインに基づいて候補者を立てることとしています。【再掲】

② 親族後見人への支援

■福祉公社において、市民等からの相談に対応し、親族申立のための申立書作成、家庭裁判所への定期報告作成などについての支援や、専門職の紹介などを行いました。【再掲】

③ 専門職後見人への支援

■令和2（2020）年4月に福祉公社内に設置した利用支援センター*について、パンフレットを作成し、市民や関係機関への周知に努めました。【再掲】

■利用支援センター*には、福祉関係機関や金融機関、法律事務所等から相談があり、連携をしながら支援を行っています。【再掲】

■関係機関の連携が円滑にとれるよう、連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を定期的に行っています。【再掲】

(6) 市長申立による支援

■市では、市長申立案件の判定会議を実施しています。

■福祉公社は、中核機関*として市長申立判定会議に参加しています。

図表2-17 成年後見市長申立実績

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	4	3	10	3	6

第4項 成年後見制度*の担い手への支援の充実

■一般的な報酬助成審判額及び近隣自治体の事例を参考に、令和2（2020）年度に報酬費用助成額を改定しました。

図表2-18 成年後見人等報酬支払費用助成実績

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	13	10	13	12	14
金額	1,161,000	910,000	1,820,250	2,777,000	2,877,000

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

生涯を通じて 本人意思が尊重され
安心して 自分らしく暮らせるまち

武蔵野市第4期健康福祉総合計画では、基本理念として「武蔵野市ならではの地域共生社会*の実現」を掲げています。

健康福祉総合計画の理念を踏まえ、本計画では、引き続き基本目標として「生涯を通じて本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち」を掲げ、認知症になっても、障害があっても、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

第2節 基本方針

基本目標の達成に向け、基本方針では、権利擁護*支援の目的を達成するための手段として、成年後見制度*の利用促進に取り組むことを明らかにします。

本人意思の実現を目指し、身上保護*及び財産管理のみならず、意思決定支援を重視した後見事務とそのノウハウを市全体でも共有し、権利擁護*支援の活動へと広めていきます。

1	その人が望むその人らしい生活を、 継続的に支援する体制を強化
2	制度を必要とする人とその家族が 安心して利用できる制度の運営と周知

第3節 取組みの全体像（施策の体系）

施策1 中核機関*の運営及び連絡協議会の機能拡充	
	(1) 中核機関*の円滑な運営
	(2) 連絡協議会の機能拡充
施策2 既存のネットワークを活用した権利擁護*支援の地域連携ネットワークの強化	
	(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の強化
	(2) 権利擁護*支援のための成年後見人等の支援チームへの参加促進
施策3 権利擁護*支援を支える機能の充実	
	(1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）
	(2) 相談機能の拡充
	(3) 受任者調整（マッチング）等の支援
	(4) 市長申立の実施
	(5) 成年後見制度利用支援事業*の拡充の検討
施策4 担い手の育成及び支援	
	(1) 市民後見人*の育成及び支援
	(2) 法人後見人の育成
	(3) 親族後見人への支援
	(4) 専門職後見人への支援

第4節 施策の展開

施策1 中核機関*の運営及び連絡協議会の機能拡充

(1) 中核機関*の円滑な運営

【現状と課題】

- 令和2（2020）年度、本市の成年後見制度*の利用促進に係る中核機関*として市と福祉公社を位置づけ、福祉公社内に利用支援センター*を設置し、市と福祉公社が共同で運営しています。
- 利用支援センター*は、中核機関*の機能のうち、周知・啓発、地域連携ネットワークの運営、相談支援等を行っています。うち、福祉公社は、相談対応、老いじたく講座、出前講座等を行い、市は、連絡協議会の運営、制度の周知、広報、連絡調整等を行っています。

図表3-1 国の第二期計画における地域連携ネットワークに求められる役割

名称	定義	役割
権利擁護支援チーム	権利擁護*支援が必要な人に対し、親族、地域、保健・福祉・医療の関係者等が協力して日常的に見守り、本人の意思及び選考や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ	既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、法律・福祉の専門職や後見人等、本人の意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に権利擁護*が図られるようにする
協議会	各地域における専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、自発的な協力を進めるしくみ	成年後見制度*を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける
中核機関*	地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制	本人や関係者等からの相談を受け、専門的助言等を確保しつつ、権利擁護*支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために、協議会の運営等、関係者のコーディネートをを行う

※国の第二期計画をもとに作成

【今後の方向性】

- 引き続き、中核機関*及び利用支援センター*を市と福祉公社が共同で運営します。
- 市は連絡協議会の事務を担い、会議の開催及び関係機関への連絡調整等を行います。また、制度の周知や広報を行います。
- 相談対応、成年後見人等支援は福祉公社を中心に行います。

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	◎	—	—	—

(2) 連絡協議会の機能拡充

【現状と課題】

- 令和2（2020）年度、従来の武蔵野市福祉公社関係機関等連絡協議会を発展させる形で、連絡協議会を設置しました。同協議会は利用支援センター*を事務局として、専門職団体代表、福祉関係者、民生委員、市職員により構成しています。
- 連絡協議会では、年2回の定例会議で課題共有や情報交換を行うほか、年1回、学習会・相談会を主催しています。
- 権利擁護*支援を必要とする人を早期に発見し、支援へつなげるためには、地域連携ネットワークの拡大及び強化が必要です。

【今後の方向性】

- 引き続き、現在の連絡協議会の活動を維持しながら、内容の充実を図ります。
- 権利擁護*支援を必要とする人に近い関係者に対し、連絡協議会を周知し、地域連携ネットワークの強化を図ります。

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	◎	○	○	◎	○ 生活福祉課 高齢者支援課 障害者福祉課

施策2 既存のネットワークを活用した権利擁護*支援の地域連携ネットワークの強化

(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の強化

【現状と課題】

- 令和2（2020）年度に福祉公社内に設置した利用支援センター*は、各福祉関係機関や金融機関、法律事務所等からの相談が寄せられるなど、本市における成年後見制度*の相談窓口として一定程度認知され、関係機関と連携して支援を行っています。
- 関係機関の連携が円滑にとれるよう、連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を定期的に行っています。
- 権利擁護*支援を必要とする人について把握すべき情報やその共有方法などが整理されていないために、早期の相談から支援へとスムーズにつながっていないケースがあります。
- 今後、権利擁護*支援を必要とする人が増加することが想定され、福祉関係者のみで対応することが困難となる可能性があります。

【今後の方向性】

- 利用支援センター*について、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。
- 権利擁護*支援について、的確にニーズを把握し必要な機関につなぐための方法を検討し、共有します。

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	◎	○	○	○

(2) 権利擁護*支援のための成年後見人等の支援チームへの参加促進

【現状と課題】

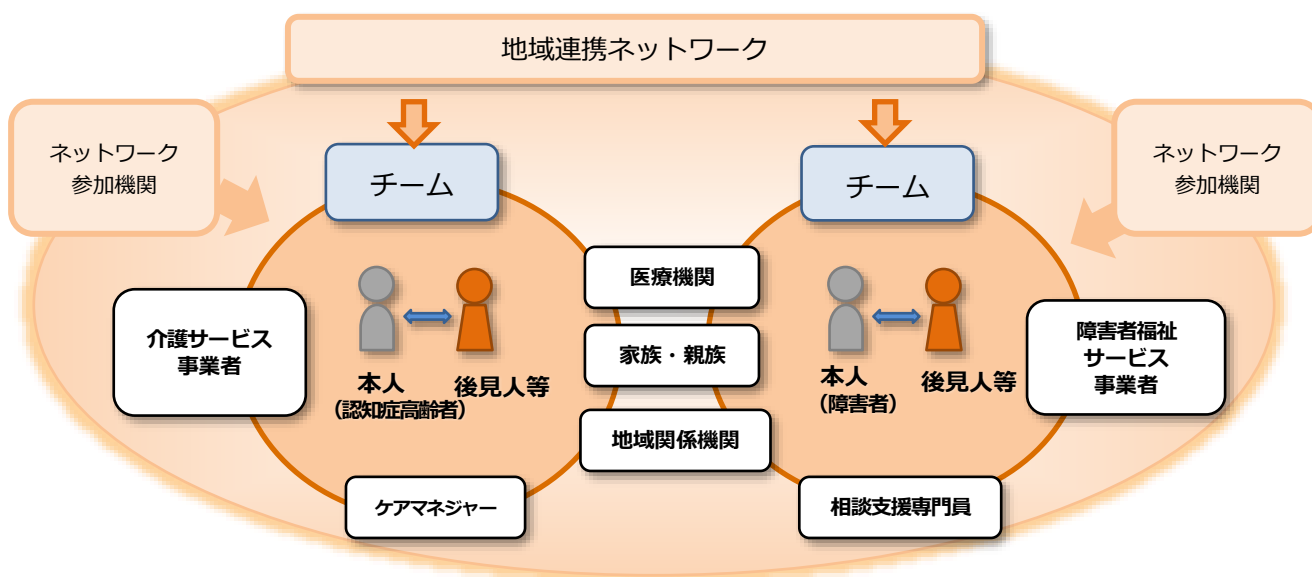
- 成年後見制度*の利用者は何らかの福祉サービスを利用していることが多く、例えば介護保険サービス利用者に対し、支援のためにサービス担当者会議が開催されています。また、障害者福祉サービスでも同様の会議があります。
- 福祉公社が後見等を受任する場合、このサービス担当者会議等に担当職員が参加しています。

【今後の方向性】

- 成年後見の受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から支援チームへ参加できるよう、併せて検討します。
- 意思決定についての支援者が支援チームへ参加することの必要性について、引き続きケアマネジャー*・相談支援専門員*等を含めサービス提供関係機関に周知します。

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	○	○	○

図表3-2 チーム体制による支援のイメージ



施策3 権利擁護*支援を支える機能の充実

(1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）

【現状と課題】

- 利用支援センター*について、パンフレットを作成し市民や関係機関への周知に努めました。
- 利用支援センター*主催の市民講演会、及び連絡協議会主催の学習会・相談会を年1回ずつ開催しています。
- 福祉公社では老いじたく講座を、市ではエンディング支援事業*（高齢者支援課）、親なき後講座（障害者福祉課がこだまネット*へ委託）等を実施し、制度の普及啓発、相談対応を行っています。

【今後の方向性】

- 利用支援センター*について、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。【再掲】
- 市民及び関係者を対象とした講演会及び学習会・相談会を開催します。
- 関係機関や市の関連イベント等（ケアリンピック武蔵野*、認知症サポーター養成講座等）を活用し、権利擁護支援についての周知を図っていきます。
- 市民を対象とした講座として、福祉公社は老いじたく講座を、市ではエンディング支援事業*や親なき後講座等を継続します。
- 権利擁護*支援を必要とする人の早期の発見につなげるほか、終末期への備えを考えるきっかけとなるよう広報内容を工夫していきます。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	◎	◎	○	○	○ 高齢者支援課 障害者福祉課

(2) 相談機能の拡充

【現状と課題】

- 令和2（2020）年度に福祉公社内に設置した利用支援センター*は、各福祉関係機関や金融機関金融機関、法律事務所等からの相談が寄せられるなど、本市における成年後見制度*の相談窓口として一定程度認知され、関係機関と連携して支援を行っています。【再掲】
- 関係機関の連携が円滑にとれるよう、連絡協議会の会議や、市と福祉公社の連絡会議を定期的に行っています。【再掲】
- 在宅介護・地域包括支援センター*等から市へ成年後見市長申立ての相談があった際に、必要に応じて、福祉公社を紹介し相談対応から支援へと移行しました。
- 権利擁護支援を必要とする人について把握すべき情報やその共有方法などが整理されていないために、早期の相談から支援へとスムーズにつながっていないケースがあります。【再掲】

【今後の方向性】

- 利用支援センター*について、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。【再掲】
- 福祉公社では引き続き、相談を受けた対象者のアセスメントを行い、必要なサービスや福祉資源、後見人等候補者の選定等について、専門職団体等の協力も得ながら、相談者、福祉関係者へアドバイスし、専門職間での連携のための調整を行います。
- 障害特性に応じた専門的な相談対応などについて検討し、相談体制の充実を図ります。
- 利用支援センター*では、身上保護*に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係機関と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡し、対応を依頼します。

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	◎	○	○	○

(3) 受任者調整（マッチング）等の支援

【現状と課題】

- 成年後見に関する相談を受け付けた関係機関だけでは対応が難しいと判断される事案については、福祉公社が申立支援を行うことが多くなっています。
- 福祉公社において、市民等からの相談に対応し、親族申立のための申立書作成、家庭裁判所への定期報告作成などについての支援や、専門職の紹介などを行いました。【再掲】
- 受任者調整（マッチング）等の実施基準は明確になっていません。

【今後の方向性】

- 福祉公社は中核機関*として関係機関からの相談に対応し、アセスメントや申立支援を行います。
- 成年後見人候補者に市民後見人*を推薦する場合は、今後も引き続き、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整します。
- 受任者調整（マッチング）等について、連絡協議会*において、仕組みや調整方法を協議し、体制の構築を図ります。
- 受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から支援チームへ参加できるよう、併せて検討します。【再掲】

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	○	○	—

(4) 市長申立の実施

【現状と課題】

- 市では、市長申立案件判定会議を実施しています。
- 福祉公社は、中核機関*として市長申立判定会議に参加しています。

【今後の方向性】

- 成年後見制度を必要としながら申立権者がいない人について、支援の必要が生じた際に迅速に対応できるよう、中核機関*及び市の関係部署での連携体制を維持します。

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	—	—	○

(5) 成年後見制度利用支援事業*の拡充の検討

【現状と課題】

- 一般的な報酬審判額、及び近隣自治体の実態を参考に、令和2（2020）年度に報酬助成額を改定しました。
- 報酬助成の経済的要件について、本市は生活保護受給（相当も含む。）ですが、都内で報酬助成を実施する自治体の半数以上が、住民税非課税も対象としています。
- 都内の自治体の7割以上が申立費用の助成を実施していますが、本市は未実施です。
- 成年後見制度*の利用促進のためには、後見人報酬が確実に見込める必要があります。

【今後の方向性】

- 制度の利用を促進し、かつ実態にあった助成となるよう、報酬助成額の改定や申立費用の助成等助成のあり方を検討します。

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	◎	○	—	—	—

施策4 担い手の育成及び支援

(1) 市民後見人*の育成及び支援

【現状と課題】

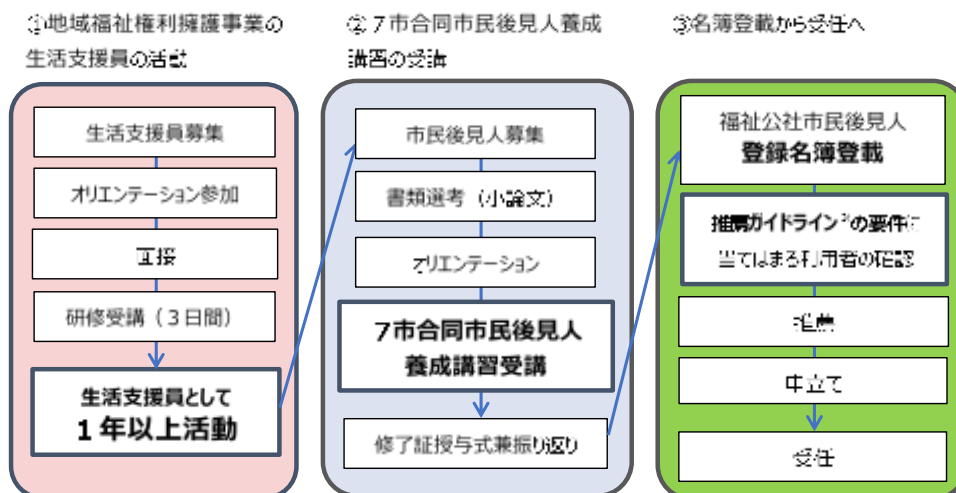
- 利用支援センター*では、近隣6市と共同して7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修を隔年で実施するとともに、修了者への相談・助言等を一貫して実施しています。
- 福祉公社における、これまでの市民後見人*の後見監督受任実績は10件です。(令和4(2022)年度末時点)

【今後の方向性】

- 引き続き、利用支援センター*では、近隣6市と共同して7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修を実施します。
- 成年後見人等候補者に市民後見人*を推薦する場合は、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整します。【再掲】
- 市民後見人*が後見人等を受任した場合は、福祉公社が後見監督人としてフォローします。
- 福祉公社の市民後見人登録名簿登載者について、福祉公社の後見協力員としての活動を通じ、スキルアップを図ります。

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	—	—	—

図表3-3 福祉公社 市民後見人受任までのフロー



(2) 法人後見人の育成

【現状と課題】

- 現在、本市で法人後見を実施しているのは主に福祉公社です。
- 市内では、こだまネット*が保護者などの親なき後、障害のある人の権利や財産が将来にわたって守られ、安心した生活を送ることができるよう、制度の周知・啓発などの活動をしています。
- 福祉公社において、こだまネット*へ講師及び相談員を派遣し、連携を維持しています。

【今後の方向性】

- 連絡協議会を通じ、法人後見のニーズ及び状況等を調査研究します。
- 福祉公社において、こだまネット*をはじめとした障害分野の関係機関と情報の共有、連携を図りながら、法人後見の受け手を広げ、障害分野の後見業務を実施します。

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	—	○	○ 障害者福祉課

(3) 親族後見人への支援

【現状と課題】

- 福祉公社において、必要に応じて親族申立のための支援を行うとともに、家庭裁判所への定期報告作成の支援や専門職を紹介しつなぐなど、支援を継続しました。【再掲】

【今後の方向性】

- 在宅介護・地域包括支援センター*職員やケアマネジャー*を通じて、親族後見人に中核機関である福祉公社が相談機関であること等を周知していきます。
- 市内における親族後見人の実情を把握し、必要に応じて支援するため、親族後見人が情報交換や相談ができる場の設定について検討実施します。

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	—	○	—

(4) 専門職後見人への支援

【現状と課題】

- 本市における専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等）の受任状況は、令和4（2022）年の新規利用者の約48%となっています。
- 専門職団体代表、福祉関係者、民生委員、市職員により構成する連絡協議会では、年2回の定例会議で課題共有や情報交換を行っています。
- 成年後見制度*の利用促進のためには、後見人報酬が確実に見込める必要があります。【再掲】

【今後の方向性】

- 連絡協議会において専門職と関係機関の連携を推進し、専門職後見人の活動を支援します。

- 福祉公社では相談を受けた対象者のアセスメントを行い、必要なサービスや福祉資源、後見人等候補者の選定等について、専門職団体等の協力も得ながら、相談者、福祉関係者へアドバイスし、専門職間での連携のための調整を行います。【再掲】
- 受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から支援チームへ参加できるよう、合わせて検討します。【再掲】
- 制度の利用を促進し、かつ実態に合った助成となるよう、改定を検討します。【再掲】

実施体制	中核機関*		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	○	○	—

第4章 計画の推進と見直し

第1節 計画の推進のために

第1項 制度の周知

利用者の権利の擁護につながるよう、本計画に基づき、成年後見制度*を含めた意思決定支援の趣旨及び制度の内容について、利用者やその家族、また支援を必要とする人たちに接する機会の多い関係機関の職員等に対する周知に努めます。

第2項 庁内連携の推進

庁内では武蔵野市重層的支援体制整備調整委員会において、権利擁護*支援や成年後見制度*に関し、各課が持つ相談機能についての情報交換、課題の抽出や共有を行います。

第3項 国・都・家庭裁判所との連携

国や都の動向を注視しつつ、家庭裁判所とも連携を図りながら施策を推進します。

制度の運用において、不正が疑われる事案が生じた場合には、家庭裁判所との連携により対処します。

第2節 計画の点検と評価

本計画の各種施策の進捗把握・点検は武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会*で行い、武蔵野市健康福祉施策推進審議会*で評価等を行います。

第3節 次期計画の策定

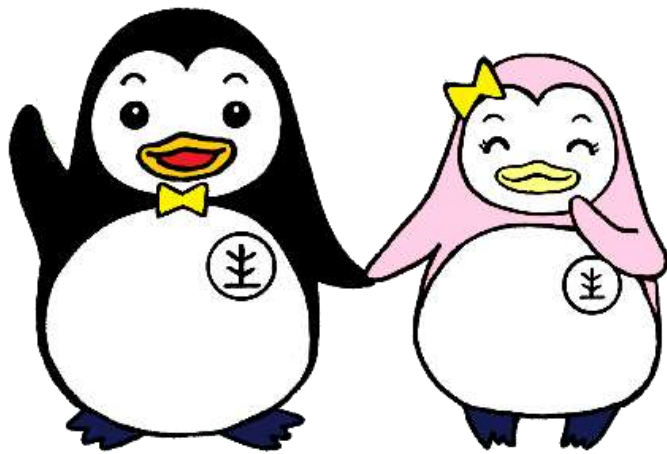
本計画の改定は、第4期健康福祉総合計画の改定とともに令和11（2029）年度に行います。

武蔵野市再犯防止推進計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

地域で孤立することなく
誰もが受け入れられるまち

答申（案）



更生保護マスコットキャラクター

更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

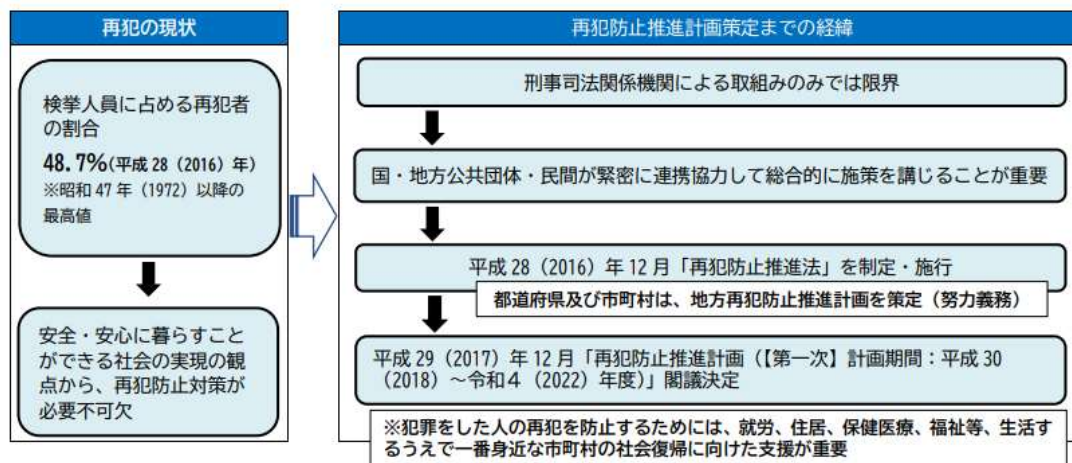
国の刑法犯検挙人員は、平成16(2004)年をピークに減少している一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は増加が続き、平成28(2016)年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47(1972)年以降最も高い48.7%となりました。また、平成19(2007)年版犯罪白書においては、戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果等を基に、全検挙者のうちの3割にあたる再犯者によって約6割の犯罪が行われているという事実を示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘しました。

このような状況のなか、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「再犯防止推進法」という。)が成立、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勧告し、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務が課されました。

国が再犯防止推進法に基づき策定した『第一次再犯防止推進計画』(平成29(2017)年12月)、『第二次再犯防止推進計画』(令和5(2023)年3月)の両計画においては、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがいない人など地域社会で生活するうえで様々な課題を抱えている人が多く存在し、そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続を離れた後も、地域社会で孤立させない“息の長い”支援を、国・地方公共団体・民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があり、取り分け、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体の役割が極めて重要である旨が記載されています。

このたび武蔵野市においては、国の再犯防止推進法に基づき、再犯を防止するための取組みを整理・体系化し、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、『武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画』に包含する形で『武蔵野市再犯防止推進計画』を策定します。

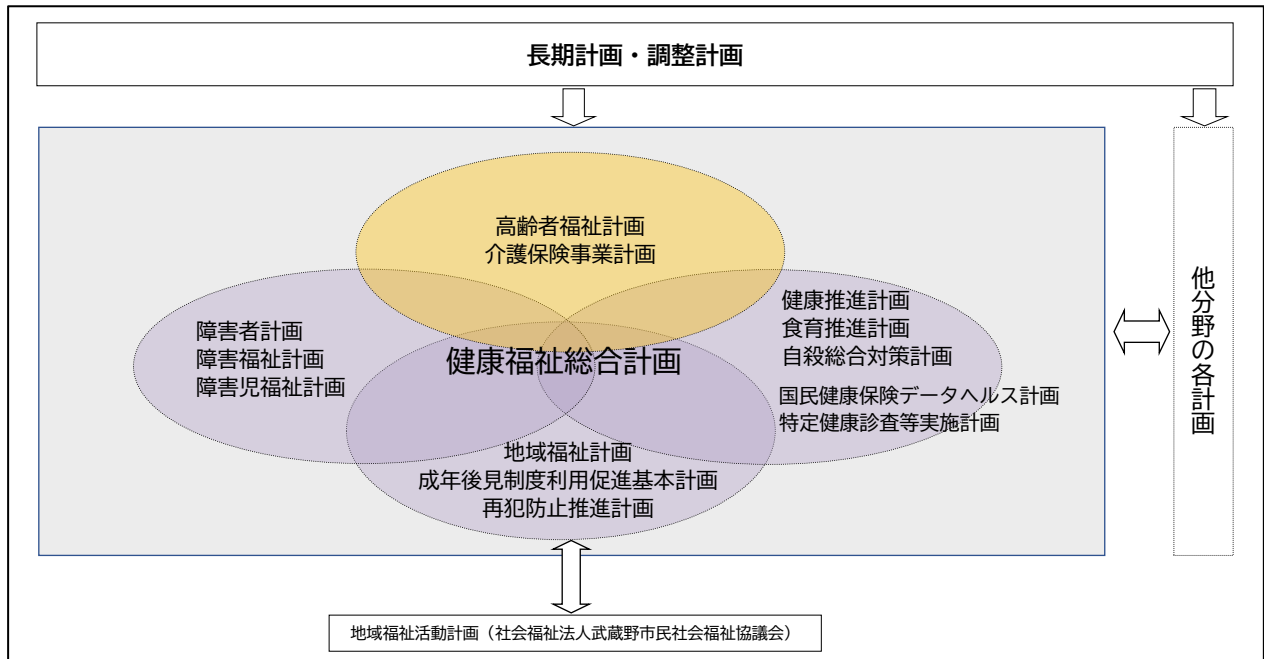
図表1-1 【参考】再犯防止推進計画策定の経緯



第2節 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として位置づけ、国の「再犯防止推進計画」を勘案し、本市における施策の取組みを示します。また、武蔵野市第4期健康福祉総合計画の基本理念である「武蔵野市ならではの地域共生社会*の実現」のため、健康福祉分野の個別計画及び関連する各種計画との整合性を図ります。

図表1-2 【武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ】



※『地域福祉活動計画』は、社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会*が市民や地域福祉活動推進協議会*等と連携して定める行動計画です。本計画と相互に連携しながら総合的な地域福祉の推進を目指します。

図表1-3 【各計画策定における法令の根拠】

地域福祉計画	社会福祉法第107条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険法第117条
障害者計画	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20
健康推進計画	健康増進法第8条
食育推進計画	食育基本法第18条
自殺総合対策計画	自殺対策基本法第13条第2項
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条



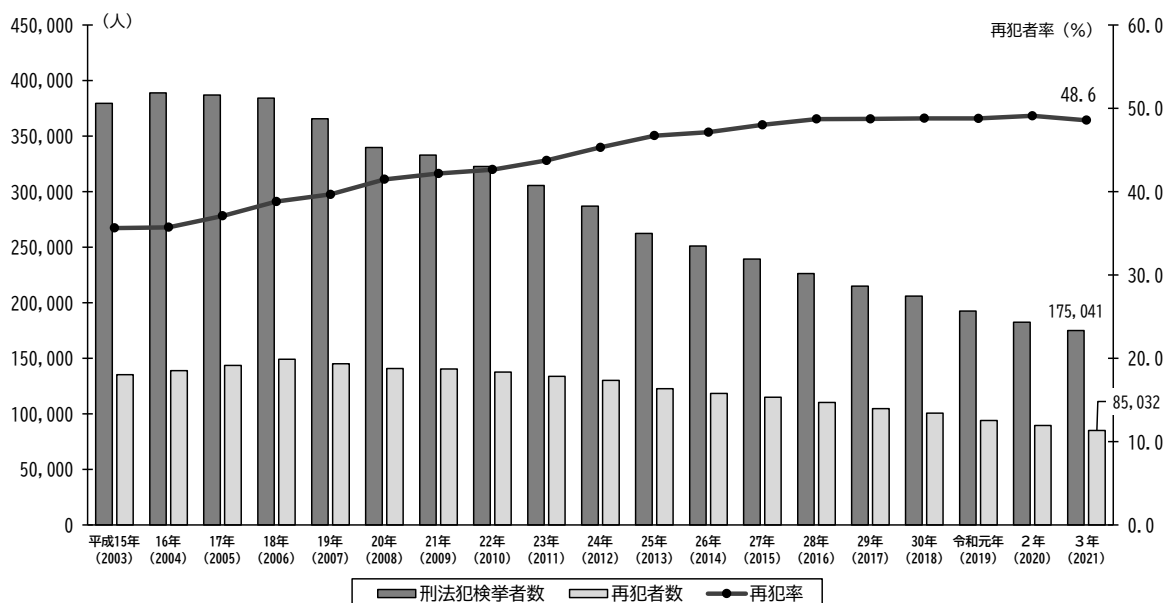
第2章 再犯防止を取り巻く状況と課題

第1節 国の動向

第1項 再犯者数の動向

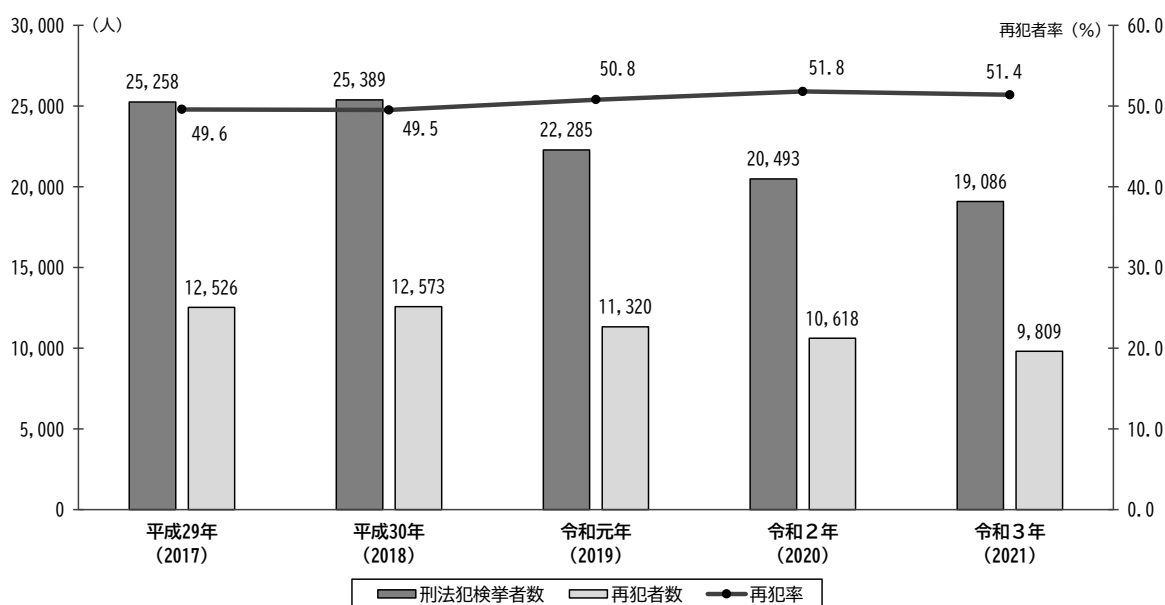
全国の刑法犯検挙人員は、平成16（2004）年をピークに減少傾向が続いている一方、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加が続いていましたが、ここ最近ではほぼ横ばい傾向となっています。

図表2-1 【刑法犯検挙人員の中の再犯者数・再犯者率の推移（全国）】



※法務省総合研究所「令和4（2022）年版犯罪白書」による

図表2-2 【刑法犯検挙人員の中の再犯者数・再犯者率の推移（東京都）】

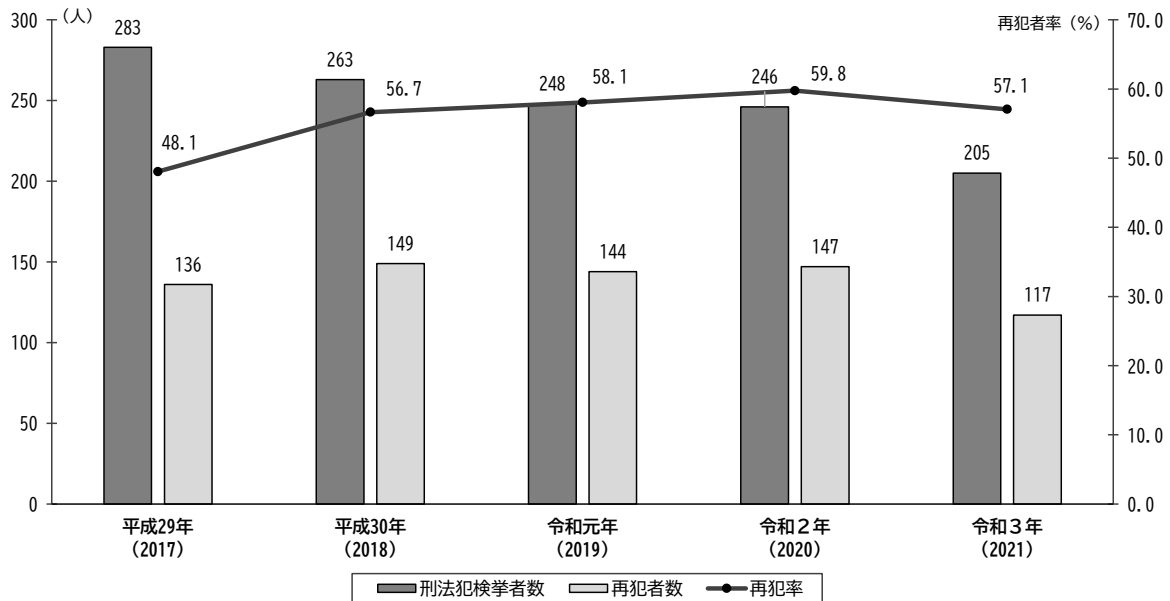


※法務省矯正局提供の警察署別犯罪統計データを基に武蔵野市作成

(注) 20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。



図表 2-3 【刑法犯検挙人員の中の再犯者数・再犯者率の推移（武蔵野警察署管内）】



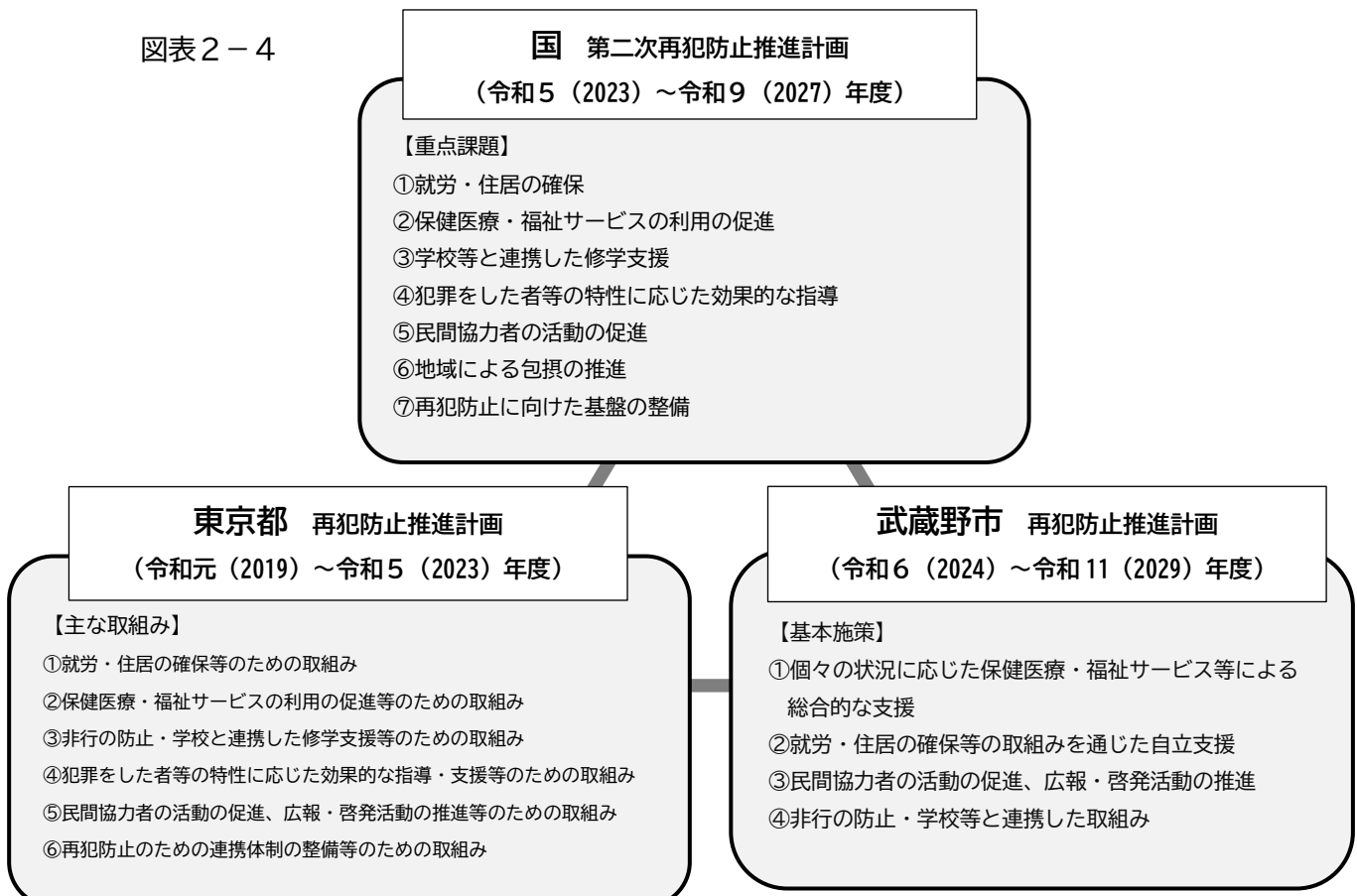
※法務省矯正局提供の警察署別犯罪統計データを基に武蔵野市作成

(注) 20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

第2節 国の重点課題

国の『第二次再犯防止推進計画』では多岐にわたる再犯防止施策を7つの重点課題として示しています。本市では、国や都の計画の方向性を勘案し、4つの基本施策として整理しました。

図表 2-4



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

本計画では、様々な課題を抱えた犯罪や非行をした人等に対し、社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるための支援をしていくことを目的としています。再犯を防止するための取組みを整理・体系化することにより、犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰することができ、安心して暮らし続けることができる地域共生社会*の実現に向けた取組みを推進します。

**地域で孤立することなく
誰もが受け入れられるまち**

第2節 基本施策

本計画は、次の4つの施策に基づき、取組みを進めていきます。

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービス等による総合的な支援 |
| 2 | 就労・住居の確保等の取組みを通じた自立支援 |
| 3 | 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 |
| 4 | 非行の防止・学校等と連携した取組み |



第3節 取組みの全体像（施策の体系）

基本施策1 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービス等による総合的な支援	
主な取組み	福祉総合相談窓口*による相談支援
	生活困窮者自立支援事業*
	生活保護事業
	福祉公社権利擁護センター事業
	民生児童委員協議会
	見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*
	在宅介護・地域包括支援センター*
	基幹型地域包括支援センター
	認知症サポーター養成講座
	基幹相談支援センター
	地域活動支援センター
	東京都薬物乱用防止推進武蔵野市地区協議会
	依存症相談事業（東京都立多摩総合精神保健センター）
	北多摩東地区保護司会武蔵野分区 （国）パンフレット『犯罪被害者の方々へ』、被害者ホットライン
基本施策2 就労・住居の確保等の取組みを通じた自立支援	
主な取組み	生活困窮者自立支援事業*【再掲】・就労準備支援事業
	シルバー人材センター*
	障害者就労支援センターあいる
	生活困窮者自立支援事業*【再掲】・住居確保給付金
	あんしん住まい推進事業
	福祉型住宅
基本施策3 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	
主な取組み	北多摩東地区保護司会武蔵野分区【再掲】
	“社会を明るくする運動”事業
基本施策4 非行の防止・学校等と連携した取組み	
主な取組み	教育相談支援
	スクールソーシャルワーカー*
	スクールカウンセラー*
	若者サポート事業みらいる
	青少年問題協議会
	生活困窮者自立支援事業*【再掲】・学習支援事業
	武蔵野市子ども学習・生活支援事業
	東京都薬物乱用防止推進武蔵野市地区協議会【再掲】
民生児童委員協議会【再掲】・児童委員	



第4章 施策の展開（具体的取組み）

第1節 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービス等による総合的な支援

【現状と課題】

刑務所出所後、再犯に至る背景の一つとして、様々な福祉的課題を抱え、「再び犯罪や非行をしない」という決意だけでは容易に立ち直ることが困難な状況にあることが挙げられます。このような状況の中、福祉的ニーズを抱えた人をよりの確に把握し、本人の状況や生活環境等に応じて、適切な保健医療・福祉サービス等に繋げ、地域での社会生活を総合的に支援する必要があります。

犯罪をした当事者の立ち直りを支えるとともに、再犯による新たな犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、保健医療・福祉サービス等による総合的な支援体制を整備することが必要です。

また、犯罪や非行からの立ち直りを目指す当事者だけでなく、犯罪被害者等の支援にも目を向ける等多面的な支援を意識する必要があります。

【主な取組み】

（総合相談・支援）

■福祉総合相談窓口*による相談支援（生活福祉課）

福祉に関することで、相談先や解決方法がわからない困りごと（ひきこもりを含む）や生活の不安などについての相談を福祉相談コーディネーター*が受け付けています。

■生活困窮者自立支援事業*（生活福祉課）

生活保護に至らないものの、経済的に困窮し、心身や家庭などの様々な課題を抱える失業者や多重債務者など、課題解決が困難な人を対象に、自立相談支援機関の相談員が課題と一緒に整理し、ご本人の意思を尊重した支援計画を作成し、各種制度を活用しつつ、ご本人に寄り添った支援を行います。

■生活保護事業（生活福祉課）

何らかの理由で困窮し、生活することが難しいとき、憲法第25条の理念に基づき定められた生活保護法による保護を受けることができます。

■福祉公社権利擁護センター事業（武蔵野市福祉公社*・地域支援課）

武蔵野市福祉公社*にて、つながりサポート事業や成年後見制度*、地域福祉権利擁護事業など、身近に頼れる親族がいない人や、認知症、知的障害及び精神障害などによって判断能力が十分でない人の福祉サービス利用援助を実施します。

■民生児童委員協議会（地域支援課）

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生児童委員*が、地域住民の立場に立って相談に応じ、行政や専門機関とのつなぎ役として地域福祉向上のために関係機関と連携・協力します。本市においては地域支援課が民生児童委員協議会の事務局を担っており、活動支援、関係機関との連携支援等を行います。



■見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*（地域支援課）

地域住民の異変の早期発見・早期対応のため、住宅供給系事業者や宅配事業者、コンビニエンスストア等サービス事業者、警察・消防等の関係機関等と連携し、情報・意見交換等を行うとともに、通常業務の中での見守り・孤立防止を図ります。

（高齢者相談・支援）

■在宅介護・地域包括支援センター*（高齢者支援課）

地域住民の身近な相談窓口として、市内6か所で在宅介護などに関する様々な相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行います。また基幹型地域包括支援センターと連携して介護予防サービスに関する支援や相談を行います。

■基幹型地域包括支援センター（高齢者支援課）

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、各地域の在宅介護・地域包括支援センター*と連携し、介護予防マネジメント、総合相談支援、権利擁護、虐待の早期発見・防止、ケアマネジャー*支援を行っています。

■認知症サポーター養成講座（高齢者支援課）

認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症のある人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成し、地域や職場での見守りを支援します。

（障害者相談・支援）

■基幹相談支援センター（障害者福祉課）

地域の実情に応じて身体障害、知的障害、精神障害のある人の総合相談、専門相談や地域の相談支援体制の強化に取り組み、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着支援等を総合的に行います。

■地域活動支援センター（障害者福祉課）

社会交流の促進、創意的活動、生産活動の機会の提供、相談支援などを通して、社会的孤立を防ぎ、地域での生活を支援します。

（薬物依存等相談・支援）

■東京都薬物乱用防止推進武蔵野市地区協議会（健康課）

本会議では年間を通じて覚せい剤などの薬物乱用防止のための啓発活動を続けています。年2回の街頭での啓発活動のほか、市内の中学生に薬物乱用問題について関心を持ってもらうため、薬物乱用防止のポスター・標語の募集及び表彰も行っています。

■依存症相談事業（東京都立多摩総合精神保健センター）

東京都立多摩総合精神保健福祉センターは東京都の依存症相談拠点として、保健・医療・福祉等の関係機関や団体と連携しています。依存症の相談は「こころの電話相談」が窓口となって、「個別面接相談」「家族教室」「再発予防プログラム：TAMARPP（タマープ）」の3つの支援体制により、本人、家族、関係機関からの相談を受け付けています。



(保護観察等)

■北多摩東地区保護司会武蔵野分区(地域支援課)

保護司*は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間のボランティア)で、保護観察官と協力して、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たし、円滑に社会生活を営めるよう保護観察・環境調整・犯罪予防活動等に従事しています。

武蔵野市内の保護司*は、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市の4市からなる北多摩東地区保護司会の武蔵野分区に所属しており、令和5(2023)年4月14日現在23人の保護司*がいます。

本市においては地域支援課が武蔵野分区の事務局を担い、保護司*の活動を支援しています。

(国 犯罪被害者等相談・支援)

■パンフレット『犯罪被害者の方々へ』、被害者ホットライン(法務省)

犯罪による被害者ご遺族の方々に対して検察庁で行っている保護や支援の制度について、捜査や裁判などの各段階に応じて記載しているほか、被害者ホットラインの連絡先が掲載されています。法務省ホームページにて閲覧・ダウンロード可能です。



第2節 就労・住居の確保等の取組みを通じた自立支援

【現状と課題】

令和3（2021）年において刑務所に再入所した人のうち7割以上が再犯時に無職であり、不安定な就労が再犯の大きな要因となっています。実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人が少なくないことから、就労やその継続の前提となるコミュニケーション能力等の強化も含めた職場定着に向けた支援が必要です。

また、刑務所満期出所者のうち4割以上が適切な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、帰住先が確保されていない出所者の2年以内再入率は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯防止を推進するうえで重要な要素の一つと言えます。

【主な取組み】

（就労相談・支援）

■生活困窮者自立支援事業*【再掲】・就労準備支援事業（生活福祉課）

「社会との関わりに不安がある」、「長期間就労をしていない」など、直ちに就労が困難な人を対象に、1年以内の期間限定で就労の前段階として必要な社会的能力の習得や、事業所での就労体験の場の提供、就労活動に向けた技法や知識の取得などの支援を実施します。

■シルバー人材センター*（高齢者支援課・公益社団法人シルバー人材センター）

社会に参加する充実感と、生きがいづくりを目指し、働きたい、社会に役立つ仕事がしたいという人が自主的・主体的に共に助け合いながら活動しています。

■障害者就労支援センターあいる（障害者福祉課）

職業相談、就職準備支援、職場定着支援などをハローワーク、福祉施設、市役所などと連携しながら行います。障害のある人の社会的、経済的な自立を進めるために、就労にチャレンジしたい人、現在働いている人、以前働いていて再就職を目指す人等の企業への就労をサポートします。

（住居相談・支援）

■生活困窮者自立支援事業*【再掲】・住居確保給付金（生活福祉課）

離職などで経済的に困窮し、住宅喪失またはその恐れがある人を対象に、3か月を原則として、家賃相当額を支給します（上限額あり）。世帯の収入・資産やハローワークでの求職活動などの要件があります。

■あんしん住まい推進事業（住宅対策課）

高齢者や障害者など（住宅確保要配慮者）に不動産店の紹介、契約手続などをサポートする支援事業者の派遣、連帯保証人がいない場合の家賃債務保証会社の紹介、保証委託料の助成等、民間賃貸住宅の住まい探しの段階から入居後まで様々な支援を行います。

■福祉型住宅（住宅対策課）

住宅に困窮し世帯の所得が一定基準以下の高齢者、障害者、ひとり親及び子育て世帯向けの、市が管理・運営する住宅です。



第3節 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

犯罪をした人等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった公的な活動とも連携した取組みが行われています。

民間協力者のうち、保護司*は、犯罪をした人等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

また、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための地域に根差した幅広い活動を行う更生保護女性会*やBBS会* (Big Brothers and Sisters Movement) 等の更生保護ボランティアをはじめとした数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし相互に連携しながら、地域社会における様々な支援を行っています。

民間協力者が再犯防止において極めて重要な社会資源であることを踏まえ、より一層連携を強化していく必要があります。

また、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動を支援し、犯罪や非行の立ち直りに関する理解や民間協力者を含む更生保護活動の周知を推進する必要があります。

【主な取組み】

■北多摩東地区保護司会武蔵野分区【再掲】(地域支援課)

保護司*は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）で、保護観察官と協力して、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たし、円滑に社会生活を営めるよう保護観察・環境調整・犯罪予防活動等に従事しています。

武蔵野市内の保護司*は、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市の4市からなる北多摩東地区保護司会の武蔵野分区に所属しており、令和5（2023）年4月14日現在23人の保護司*がいます。

本市においては地域支援課が武蔵野分区の事務局を担い、保護司*の活動を支援しています。

また、令和5（2023）年度から4年間の予定で北多摩東地区保護司会の幹事市を武蔵野市が務めることとなるため、地区保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら更生保護活動を行う拠点として、市内に更生保護サポートセンターを開設しました。

■“社会を明るくする運動”事業(地域支援課)

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”を武蔵野市において効果的に推進するため、“社会を明るくする運動”武蔵野市推進委員会を設置し、関係団体と連携し広報・啓発活動に取り組みます。

国は毎年7月を“社会を明るくする運動”強化月間・再犯防止啓発月間としており、本市においては保護司を中心として、駅頭PR活動、夏祭り等地域イベントへの参加、小・中学生作文コンテスト等を通し、この運動の趣旨に鑑み活動を広めています。



第4節 非行の防止・学校等と連携した取組み

【現状と課題】

我が国において、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にある中で、入所受刑者の約3割は高等学校に進学しておらず、約2割は高等学校を中途退学しています。また、少年院入院者においても高等学校への進学率の低さや、進学後の高等学校の中退率の高さが課題となっています。

非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子どもの居場所づくりや子ども・保護者等に対する相談支援の充実、犯罪予防活動の推進、学習相談・学習支援など、継続した学びや進学・復学の支援や、児童生徒の非行の防止や深刻化の防止に向けた取組みを、学校を含めた関係機関等と連携・強化していく必要があります。

【主な取組み】

■教育相談支援（教育支援課教育支援センター）

幼児から思春期の子どもにより豊かな健全育成のため、相談者の課題やニーズに応じ、臨床心理士である教育相談員による相談支援を行います。

■スクールソーシャルワーカー*（教育支援課教育支援センター）

不登校や家庭環境の問題などの困りごとを抱える小・中学生に対して、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー*が、学校や家庭を訪問し子どもや保護者と面談を行い、必要な支援機関に繋がります。

■スクールカウンセラー*（教育支援課教育支援センター）

市立小・中学校に、東京都のスクールカウンセラー*を週1回配置するとともに、市の教育相談員を週1回派遣し、課題解決に向けた相談支援を行っています。

■若者サポート事業みらいる（児童青少年課）

人とのつながりや「次のステップ」に踏み出す足がかりを求めている若者に、相談の場と安心して参加できる活動の場を提供します。個別相談をしながら、学習や体験を通して自分の進路を探していく支援をします。

■青少年問題協議会（児童青少年課）

地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の健全育成のため、市における青少年の指導、育成、保護および矯正に係る青少年の総合的な問題を検討し、必要な調整等を行います。

■生活困窮者自立支援事業*【再掲】・学習支援事業（生活福祉課）

生活に困窮する家庭のうち、学習支援が必要な小学校3～6年生および中学校1～3年生の子どもに対し、基礎学力の向上を目的とした補習教室を実施します。

■武蔵野市子ども学習・生活支援事業（子ども子育て支援課・武蔵野市民社会福祉協議会*）

無料または低額で利用できる、子どもの学習支援や子どもが自由に過ごせる場（居場所）づくり等を地域住民団体や企業などが行い、子どもと地域の人たちがつながりを持ち、交流する場を開催しています。



■東京都薬物乱用防止推進武蔵野市地区協議会【再掲】（健康課）

本会議では年間を通じて覚せい剤などの薬物乱用防止のための啓発活動を続けています。年2回の街頭での啓発活動のほか、市内の中学生に薬物乱用問題について関心を持ってもらうため、薬物乱用防止のポスター・標語の募集及び表彰も行っています。

■民生児童委員協議会【再掲】・児童委員（地域支援課）

民生委員は「児童委員」を兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、見守り・相談・支援を行います。年に1回児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等関係機関による地区連絡協議会を開催し、情報交換・識見の向上を図ります。



資料編

1. 計画の策定及び推進体制

(1) 武蔵野市健康福祉施策推進審議会を設置

本市における健康福祉施策をより推進するため、計画策定から進捗状況の把握、評価までを分野横断的、一体的に審議することができるよう、従来、健康福祉総合計画・地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、健康推進計画・食育推進計画に分かれていた各個別計画策定委員会と、健康福祉総合計画の実施状況の点検及び評価等を行っている健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議を統合し、新たな会議体を設置する。

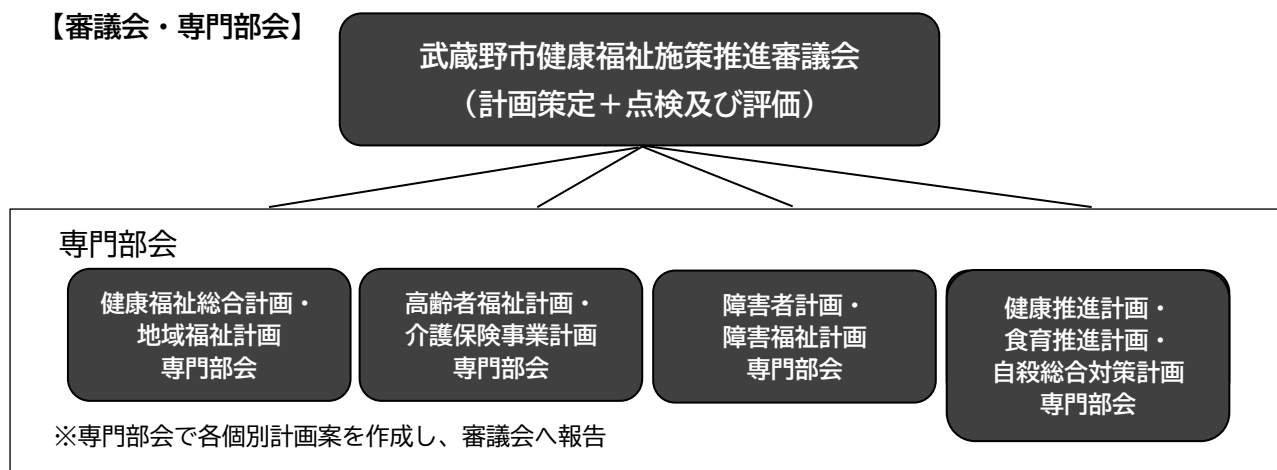
(2) 策定後のイメージ

<従来>

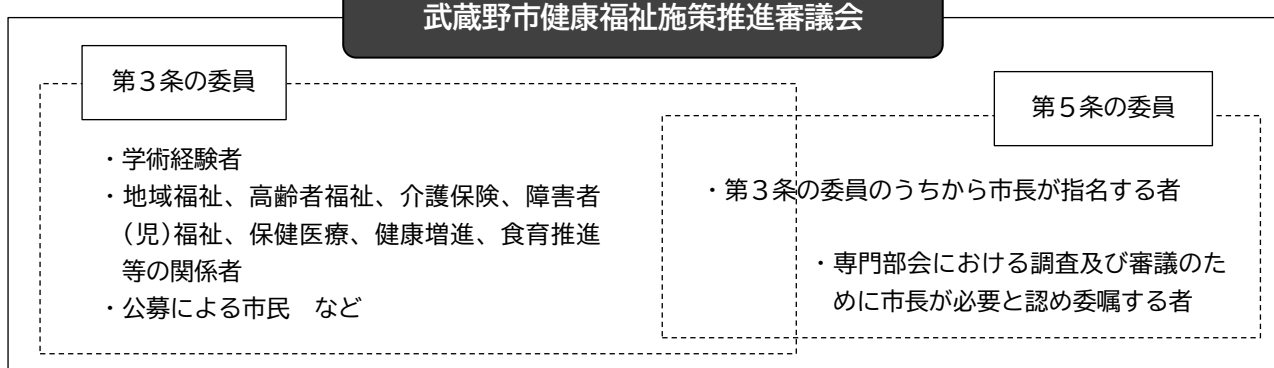


<条例策定後>

【審議会・専門部会】



【委員構成】



(3) 施行期日

令和5(2023)年4月1日

2. 武蔵野市健康福祉推進審議会

(1) 武蔵野市健康福祉施策審議会設置条例

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）における健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市健康福祉施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進及び食育推進に係る計画の策定及び評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員15人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

第5条 市長は、必要に応じて審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第3条の委員のうちから市長が指名する者
- (2) 専門部会における調査及び審議のため市長が必要と認め、委嘱する者

(報酬)

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改

正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明														
<p>(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。 (1)から(21)まで (略)</p> <p>(22)から(63)まで (略)</p> <p>別表第2（第3条関係） 日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="225 1003 651 1496"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)		国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)		<p>(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。 (1)から(21)まで (略)</p> <p><u>(21)の2 健康福祉施策推進審議会の委員</u> (22)から(63)まで (略)</p> <p>別表第2（第3条関係） 日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="703 1003 1129 1496"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>健康福祉施策推進審議会の委員</u></td> <td>// 12,000円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)		<u>健康福祉施策推進審議会の委員</u>	// 12,000円	国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)		<p>号の追加</p> <p>項の追加</p>
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)																
国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)																
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)																
<u>健康福祉施策推進審議会の委員</u>	// 12,000円															
国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)																

(2) 武蔵野市健康福祉施策審議会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例（令和4年12月武蔵野市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 専門部会の委員（以下「部会員」という。）は、各専門部会15人以内とする。

2 条例第5条第2項第2号の規定により市長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験者

(2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者

(3) 公募による市民

3 前項の委員の任期は、委嘱の日から専門部会における調査及び審議が終了した日までとし、2年を超えないものとする。

4 第2項の委員は、専門部会にのみ出席する。

(準用)

第6条 第3条及び第4条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部地域支援課において処理する。ただし、専門部会の庶務は、市長が指定する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会及び専門部会について必要な事項は、市長が

定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 武蔵野市健康福祉施策審議会委員名簿

	氏名	職	選任区分
◎	渡邊 大輔	成蹊大学文学部教授 (第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画 専門部会部会長)	学識経験者
○	岩本 操	武蔵野大学人間科学部教授 (障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会部 会長)	学識経験者
	伊藤 さつき	公募委員	公募による市民
	稲住 成由美	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会会長	福祉関係者
	北島 勉	杏林大学総合政策学部教授 (第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合 対策計画専門部会部会長)	学識経験者
	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会事務局長	学識経験者
	後藤 耕士	社会福祉法人武蔵野ジョブアシストいんくる施設長	福祉関係者
	小安 邦彦	一般社団法人武蔵野市薬剤師会会長	保健医療関係者
	千種 豊	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会会長	福祉関係者
	中嶋 伸	一般社団法人武蔵野市医師会会長	保健医療関係者
	宮原 隆雄	公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会会長	保健医療関係者
	山井 理恵	明星大学人文学部教授 (高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門 部会部会長)	学識経験者

◎委員長 ○副委員長

3. 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会

(1) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会等設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例（令和4年12月武蔵野市条例第36号）第5条の規定に基づき、武蔵野市（以下「市」という。）が策定する次の各号に掲げる計画について、当該各号に定める専門部会（以下「各専門部会」という。）を設置する。

- (1) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画（次号から第8号までに掲げる計画からなる市の健康及び福祉分野に関する総合的な計画をいう。以下「健康福祉総合計画」という。）
武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により定める武蔵野市地域福祉計画 前号に定める専門部会
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により定める武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画
第1号に定める専門部会
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定により定める武蔵野市再犯防止推進計画 第1号に定める専門部会
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により定める武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定により定める武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・障害児福祉計画 武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会
- (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により定める武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画 武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画専門部会
- (8) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定により定める武蔵野市自殺総合対策計画 前号に定める専門部会

(幹事会)

第2条 健康福祉総合計画の策定にあたり、庁内の推進体制として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に、座長及び副座長各1人を置く。
- 4 座長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、副座長は健康福祉部地域支援課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。
- 6 前各号に定めるもののほか、健康福祉総合計画の策定における庁内の推進体制について

必要な事項は、市長が別に定める。

(ワーキングスタッフ)

第3条 各専門部会は、各計画の策定に関する調査及び研究を行うため、必要があると認めるときは、ワーキングスタッフを設置することができる。

(庶務)

第4条 各専門部会の庶務は、次の各号に掲げる専門部会の区分に応じ、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 第1条第1号から第4号までに定める専門部会 健康福祉部地域支援課
- (2) 第1条第5号に定める専門部会 健康福祉部高齢者支援課
- (3) 第1条第6号に定める専門部会 健康福祉部障害者福祉課
- (4) 第1条第7号及び第8号に定める専門部会 健康福祉部健康課

2 各専門部会全体の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、各専門部会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

健康福祉部長
健康福祉部保健医療担当部長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
健康福祉部障害者福祉課長
健康福祉部健康課長
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
健康福祉部健康課新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
健康福祉部保険年金課長
公益財団法人武蔵野市福祉公社常務理事兼事務局長
公益財団法人武蔵野健康づくり事業団保健センター改修・経営改善担当課長
公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター事務局長
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会事務局長
社会福祉法人武蔵野事業推進担当副参事

(2) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会 部会員名簿

	氏名	職	選任区分
◎	渡邊 大輔	成蹊大学文学部教授	学識経験者、健康福祉施策推進審議会委員
○	岩本 操	武蔵野大学人間科学部教授	学識経験者、健康福祉施策推進審議会委員
	伊藤 さつき	公募委員	公募による市民、健康福祉施策推進審議会委員
	宇田川みち子	武蔵野市赤十字奉仕団委員長	福祉関係者
	川鍋 和代	武蔵野市民生児童委員協議会代表会長	福祉関係者
	北島 勉	杏林大学総合政策学部教授	学識経験者、健康福祉施策推進審議会委員
	後藤 明宏	武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会会長	福祉関係者
	酒井 陽子	ボランティアセンター武蔵野運営委員会委員長	福祉関係者
	栃折 暢子	地域福祉活動推進協議会代表者連絡会会長	福祉関係者
	中嶋 伸	一般社団法人武蔵野市医師会会長	保健医療関係者、健康福祉施策推進審議会委員
	村雲 祐一	北多摩東地区保護司会武蔵野分区副分区長	福祉関係者
	山井 理恵	明星大学人文学部教授	学識経験者、健康福祉施策推進審議会委員

◎部会長 ○副部会長

(3) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会 幹事会
名簿・事務局名簿

【幹事会名簿】

	氏名	職名
◎	山田 剛	健康福祉部長
	田中 博徳	健康福祉部保健医療担当部長兼健康課長事務取扱
○	福山 和彦	健康福祉部地域支援課長
	宮本 亮平	健康福祉部生活福祉課長
	小久保 涉	健康福祉部高齢者支援課長
	長坂 朋子	健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
	齋藤 康子	健康福祉部障害者福祉課長
	寺井 一弘	健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
	小池 鉄哉	健康福祉部健康課新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
	江波戸史代	健康福祉部保険年金課長
	伊藤 朝子	公益財団法人武蔵野市福祉公社常務理事兼事務局長
	奥野 総一郎	公益財団法人武蔵野健康づくり事業団保健センター改修・経営改善担当課長
	中村 京子	公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター事務局長
	田村 晃一	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会事務局長
	大浦 裕子	社会福祉法人武蔵野事業推進担当副参事

◎座長 ○副座長

【事務局名簿】

氏名	職名（健康福祉部）	氏名	職名（健康福祉部）
福山 和彦	地域支援課長	宮本 亮平	生活福祉課長
深見 操	地域支援課課長補佐	馬庭 和子	生活福祉課課長補佐
平内 広野	地域支援課地域福祉担当係長	石垣 拓也	生活福祉課生活困窮者自立支援担当係長
金丸 絵里	地域支援課在宅医療・介護連携担当係長	安永 彰吾	生活福祉課主任
中村 紘平	地域支援課主事		
木島 詩央	地域支援課主事		

4. 会議の開催状況

【武蔵野市健康福祉施策推進協議会】

回	日程	次第内容
1	令和5年11月1日 ※各専門部会との合同部会	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○市長挨拶 ○審議会 ○審議会委員・専門部会員及び事務局紹介 ○会長・副会長選出 ○議事 <ul style="list-style-type: none"> 第4期健康福祉総合計画・各個別計画中間のまとめ（案）について (1) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 (2) 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 (3) 第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画 (4) 第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画 (5) 第4期健康福祉総合計画 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康福祉総合計画及び各個別計画策定今後の予定について
2	令和6年2月8日 ※健康福祉総合計画・地域福祉計画専門部会との合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各個別計画 答申（案）の健康福祉施策推進審議会への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 答申案 ・武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 答申案 ・武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画 答申案 (2) 中間のまとめ 意見募集結果報告 (3) パブリックコメント、市民意見交換会意見に対する取扱方針（案）について (4) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画 答申（案）について (5) 今後の予定について

【武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会】

回	日程	次第内容
1	令和5年7月5日	<p>○委嘱状交付 ○市長挨拶 ○部会員及び事務局自己紹介 ○部会長・副部会長選出 ○議事</p> <p>(1) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会の公開・運営について (2) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画等策定の体制とスケジュールについて ア武蔵野市健康福祉総合計画について (3) 地域福祉計画の策定について ア武蔵野市地域福祉計画について イ武蔵野市第5期武蔵野市地域福祉計画の進捗状況 ウ武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査の概要 エ地域福祉団体ヒアリングの概要 オ地域福祉計画をめぐる近年の動向 (4) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について ア武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画について イ武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況 ウ成年後見制度利用促進基本計画をめぐる近年の動向 (5) 再犯防止推進計画の策定について ア武蔵野市再犯防止推進計画について イ再犯防止推進計画をめぐる近年の動向について</p> <p>○その他</p>
2	令和5年8月21日	<p>○議事</p> <p>(1) 第6期地域福祉計画策定にあたっての論点について (2) 健康福祉総合計画について (3) 第2期成年後見利用促進基本計画素案について (4) 再犯防止推進計画素案について</p> <p>○報告事項</p> <p>(1) 今後の予定について</p> <p>○その他</p>
3	令和5年10月26日	<p>○議事</p> <p>(1) 第6期地域福祉計画中間のまとめ(案)について (2) 第2期成年後見利用促進基本計画中間のまとめ(案)について (3) 再犯防止推進計画中間のまとめ(案)について (4) 第4期健康福祉総合計画中間のまとめ(案)について</p> <p>○その他</p> <p>(1) 今後の予定について</p>
4	令和6年2月8日	<p>○議事</p> <p>(1) 各個別計画 答申(案)の健康福祉施策推進審議会への報告 ・武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 答申案 ・武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 答申案 ・武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画 答申案</p> <p>(2) 中間のまとめ 意見募集結果報告</p>

		(3) パブリックコメント、市民意見交換会意見に対する取扱方針（案）について (4) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画 答申（案）について (5) 今後の予定について
--	--	---

5. 健康福祉総合計画策定全体スケジュール図

	健康福祉施策推進 審議会	第4期健康福祉総合 計画・第6期地 域福祉計画 専門部会	高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事 業計画 専門部会	障害者計画・第7 期障害福祉計画 専門部会	第5期健康推進計 画・食育推進計 画・自殺対策総合 計画 専門部会
4月					
5月		地域福祉団体等 ヒアリング(地 域福祉団体等)	第1回 5/11(木)	第1回 5/29(月)	第1回 5/16(月)
6月			第2回 6/15(木)	第2回 6/26(月)	第2回 6/29(木)
7月		第1回 7/5(水)	第3回 7/13(木)	第3回 7/31(月)	健康づくり推進 委員ヒアリング
8月		第2回 8/21(月)	第4回 8/24(木)	↓	
9月		↓	↓	第4回 9/11(月) 中間まとめ	第4回 9/4(月)
10月		第3回 10/26(木) 中間まとめ	第5回 10/23(月) 中間まとめ		第5回 10/5(木) 中間まとめ
11月	第1回 健康福祉施策推進審議会 11/1(水) ※各専門部会との合同部会				
12月	<p><市民意見交換会及びパブリックコメントの実施(11/16(木)~12/17(日))> 対面開催：12/ 3(日)13時~15時 市役所 811 会議室 12/11(月)14時~16時 武蔵野商工会館 4階市民会議室 12/15(金)18時30分~20時30分 武蔵野スイングホール 10階 オンライン開催：12/ 3(日)15時~17時 オンライン (ZOOM)</p>				
1月			第6回 1/29(月)	第5回 2/5(月)	第6回 1/30(火)
2月	第2回 健康福祉施策推進審議会 2/8(木) ※健康福祉総合計画・ 地域福祉計画専門部会との合同会議				
3月	市長答申 高齢：2/21(水)、その他：3/5(火)				
		計画公表	計画公表	計画公表	計画公表

6. 市の健康・福祉分野の計画取組みの経緯

年	法令・国の計画等	武蔵野市						
		健康福祉総合	地域福祉	高齢者	障害者	健康	データヘルス・特定健診	子ども・子育て
1990	福祉八法改正							
1991								
1992								
1993								
1994	ハートビル法 エンゼルプラン 新ゴールドプラン		地域福祉計画	高齢者保健福祉計画				
1995	精神保健福祉法 高齢社会対策基本法 障害者プラン							
1996								
1997	介護保険法制定							
1998								
1999	知的障害者福祉法施行 ゴールドプラン21 新エンゼルプラン				障害者計画			
2000	社会福祉法施行 介護保険法施行							
2001								
2002	障害者基本計画・新障害者プラン							子育てプラン武蔵野
2003	健康増進法施行 予防接種法施行 次世代育成支援対策推進法施行	福祉三計画		高齢者福祉事業計画・ 介護保険事業計画				
2004	障害者基本法改正							
2005	発達障害者支援法施行 児童福祉法改正 介護保険法改正					健康推進計画・ 食育推進計画		
2006	障害者自立支援法施行 高齢者虐待防止法施行 バリアフリー新法施行 自殺対策基本法施行	福祉総合計画		高齢者計画	障害者計画・ 障害者福祉計画		特定健康診査等実施計画	(第二次)子どもプラン武蔵野
2007	児童虐待防止法改正 児童福祉法改正 健康増進法改正 がん対策基本法施行 障害者基本計画(重点施策実施5か年計画)							
2008	高齢者医療確保法施行 更生保護法施行							
2009	改正児童福祉法施行	健康福祉総合計画						
2010								
2011	改正障害者自立支援法施行			高齢者福祉事業計画・ 介護保険事業計画				
2012	障害者虐待防止法施行 改正障害者自立支援法全施行 子ども・子育て支援法制定							
2013	社会保障制度改革プログラム法施行 第3次障害者基本計画(5年計画) 障害者総合支援法施行							
2014	健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正							
2015	生活困窮者自立支援法施行 改正介護保険法施行							
2016	障害者差別解消法施行 改正自殺対策基本法施行 再犯防止推進法施行							
2017	成年後見制度利用促進基本計画(5年計画)							
2018	改正社会福祉法施行 改正障害者総合支援法施行 改定児童福祉法施行 第4次障害者基本計画(5年計画) 改正介護保険法施行 再犯防止推進計画(5年計画)						国民健康保険データヘルス計画	
2019	改正子ども・子育て支援法施行							
2020								
2021	改正社会福祉法施行 改正障害者総合支援法施行 改正介護保険法施行		成年後見制度利用促進基本計画			自殺総合対策計画		
2022	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行 第2期成年後見制度利用促進基本計画(5年計画)							
2023	第5次障害者基本計画(5年計画) 第2次再犯防止推進計画(5年計画) こども基本法施行							

7. 本市における健康福祉分野の協議会・会議体（確認中）

	会議・協議会（部会等）	目的	構成メンバー	主管課
1	健康福祉施策推進審議会	健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議する	学識経験者、地域福祉、高齢者福祉・介護保険・障害者（児）福祉・保健医療・健康増進・食育推進等の関係者、公募による市民、等	地域支援課
	（庁内推進委員会）	健康福祉総合計画及び地域共生社会を効果的かつ戦略的に推進する	健康福祉部長、保健医療担当部長、総合政策部企画調整課長、資産活用課長、財務部施設課長、施設課施設調整担当課長、市民部産業振興課長、市民活動推進課長、防災安全部防災課長、地域支援課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、相談支援担当課長、障害者福祉課長、健康課長、地域保健調整担当課長、保険年金課長、子ども家庭部子ども子育て支援課長、都市整備部まちづくり推進課長、住宅対策課長、教育部教育企画課長、教育支援課長、生涯学習スポーツ課長	地域支援課
	（重層的支援体制整備調整委員会）	健康福祉総合計画に基づき、武蔵野市ならではの重層的支援体制整備による庁内における相談支援体制の充実及び実務担当者相互のネットワーク等から見えてきた課題の解決に向けた政策立案を図る	健康福祉部長、保健医療担当部長、地域支援課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、相談支援担当課長、障害者福祉課長、健康課長、地域保健調整担当課長、保険年金課長、子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長、教育部教育支援課教育相談支援担当課長	地域支援課
	（総合支援調整会議）	市の福祉相談における個別の事例から把握できた全体的な連携の課題等について、対応方法を検討し、共有を図る	地域支援課、生活福祉課 高齢者支援課、障害者福祉課、健康課、子ども家庭支援センター、児童青少年課、教育支援課、市民活動推進課、多摩府中保健所、	生活福祉課

			福祉公社、市民社会福祉協議会、文化学習協同ネットワーク	
2	健康福祉部及び関連法人連絡会議	市と健康福祉部が所管する事務事業に関連を有する法人との間において総合的な調整を図る	健康福祉部長、保健医療担当部長、地域支援課長 生活福祉課長、高齢者支援課長、相談支援担当課長、障害者福祉課長、健康課長、地域保健調整担当課長、保険年金課長、(福)武蔵野市民社会福祉協議会事務局長、(公社)武蔵野市シルバー人材センター事務局長、(公財)武蔵野市福祉公社事務局長、(公財)武蔵野健康づくり事業団事務局長、(福)武蔵野事業推進担当副参事	
3	在宅医療・介護連携推進協議会 (入退院時支援部会) (ICT連携部会) (多職種連携推進・研修部会) (普及啓発部会) (認知症連携部会)	地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、連携を円滑にして、地域に住む人々への支援を行ううえでの課題を解決する	医療関係者、介護関係者 福祉関係者、行政関係者等	地域支援課 (認知症連携部会は高齢者支援課)
4	シニア支え合いポイント制度推進協議会	シニア支え合いポイント制度の実施にあたり、シニア支え合いポイント制度の検証等を行うことで内容の充実を図り、もって高齢者の介護予防及び健康寿命の延伸を推進する	地域の福祉関係者、社会福祉事業の運営者、福祉に関する知識または経験を有する者、施設等の関係者、制度の利用者	地域支援課
5	見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会	地域住民の異変の早期発見・早期対応のための連携体制の強化	参加団体：34団体（武蔵野市ほか官公署含む）	地域支援課
6	地域包括ケア人材育成センター運営委員会	地域包括ケア人材育成センターの運営について、庁内、関連団体等から広く意見を求め、武蔵野市らしい特色ある福祉人材の確保及び育成を行う	健康福祉部長、地域支援課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、相談支援担当課長、障害者福祉課長、健康課長、地域保健調整担当課長、保険年金課長、(公財)武蔵野市福祉公社常務理事、(福)武蔵野市民社会福祉協議会事務局長、(福)武蔵野事務局長、(公社)武蔵野市シルバー人材セン	地域支援課

			ター事務局長、(公財)武蔵野健康づくり事業団事務局長	
7	成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項及び市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度に関わる法律及び福祉の関係者等が連携し、及び協力し、成年被後見人等への支援等を行う	成年後見人等に選任されている又は選任されていた弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士その他の成年後見制度に関する法律の関係者、高齢者及び障害者の福祉を担う関係者、市の関係部署の職員、成年後見制度に関わるNPO法人の職員、関係機関の職員	地域支援課
8	地域包括ケア推進協議会	介護保険法第5条第4項の地方公共団体の責務に基づき、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する	公募による介護保険被保険者(第1号・第2号)介護サービスに関する事業者、職能団体等に属する者、地域における福祉活動、権利擁護、相談事業等を担う関係者、地域ケアに関する学識経験を有する者	高齢者支援課
9	地域ケア会議 (ケアプラン指導研修委員会)	ケアマネジャーの質向上やケアプラン作成のスキルアップを支援	基幹型地域包括支援センター、在宅介護・地域包括支援センターに所属する主任介護支援専門員、高齢者総合センター補助器具センターに所属する専門職	高齢者支援課
	(市レベルの地域ケア会議)	全市的な課題の把握及び対応など	「在宅医療・介護連携推進協議会」を市レベルの地域ケア会議に位置付けている。	
	(地区別ケース検討会)	・事例検討を通じた、ケアマネジャーが困難と感じるケース等に対する問題解決手法の共有 ・主任ケアマネジャーのスーパーバイズ機能	主に当該エリアで活動しているケアマネジャー・施設ケアマネジャー、必要に応じて医師会等	

		強化の場合		
	(エリア別地域ケア会議 (拡大地区別ケース検討会))	在宅介護・地域包括支援センターエリアごとのネットワーク構築、地域課題の把握、対応策の検討	主に当該エリアで活動しているケアマネジャー、医師会、民生児童委員、地域福祉の会等	
	(個別地域ケア会議)	・個別事例を通じた、多職種協働による利用者支援 ・サービス担当者会議では解決が難しいケース等についての課題解決	本人、家族、ケアマネジャー、主治医（いない場合にはエリア担当医）、薬剤師、権利擁護センター、民生児童委員等	
10	高齢者及び障害者虐待防止連絡会議	高齢者及び障害者に対する虐待の早期発見並びに当該高齢者及び障害者に対する適切な援助を行う	武蔵野警察署、東京都多摩府中保健所、地域活動支援センター、地域自立支援協議会、(公財)武蔵野福祉公社権利擁護センター、在宅介護・地域包括支援センター、障害者福祉センター、高齢者支援課相談支援担当課長、相談支援係地域包括担当、障害者福祉課長、基幹相談支援センター、地域支援課、生活福祉課 健康課、子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター	高齢者支援課 ・障害者福祉課
11	地域自立支援協議会 (相談支援ネットワーク部会) (地域移行部会) (住まい部会) (障害当事者部会)	地域における障害者及び障害児への支援体制に関する課題等について協議し、障害者等の自立した地域生活を支える	地域活動支援センターの代表者 障害者等の就労支援を行う関係機関の代表者 障害者等又はその家族 障害者等の支援に関する見識を有する者 公募により選定された者 関係行政機関の職員等	障害者福祉課
12	障害者差別解消支援地域協議会	障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う	武蔵野警察署、東京都多摩府中保健所、地域活動支援センター、地域自立支援協議会、(公財)武蔵野福祉公社権利擁護センター、在宅介護・地域包括支援	障害者福祉課

			センター、障害者福祉センター、高齢者支援課相談支援担当課長、相談支援係地域包括担当、障害者福祉課長、基幹相談支援センター、地域支援課、生活福祉課、健康課、子ども家庭部子ども子育て支援課	
13	就労支援ネットワーク連絡会	障害者就労支援センターを中心に、公共職業安定所、社会福祉施設、教育機関、医療機関、障害者団体、事業主団体その他の関係機関などが、障害者就労支援事業が円滑かつ効果的に実施されるよう地域における障害者等に対する就労支援のネットワークの整備を行う	障害者就労支援センターあいるおよび市が主催 公共職業安定所、就労支援事業所、特別支援学校指定特定相談支援事業所などの障害者就労支援に関係する機関	障害者福祉課
14	保健センター運営委員会	保健センターの運営及び事業計画に関する特に重要な事項について審議する	武蔵野市医師会、武蔵野市歯科医師会、武蔵野市薬剤師会、学識経験者、市議会厚生委員長、市議会厚生副委員長、武蔵野市体育協会、武蔵野市青少年問題協議会、武蔵野市老人クラブ連合会、東京都多摩府中保健所、(公財)武蔵野健康づくり事業団、健康福祉部長	健康課
15	「こころの健康づくり」 庁内連携会議	健康課、障害者福祉課を中心に、右記の庁内各課がそれぞれ行っているこころの健康づくりや自殺対策事業とその状況について情報共有し、庁内の連携強化を図る	人事課人材育成担当、産業振興課、市民活動推進課、地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課、子ども子育て支援課、子ども育成課、児童青少年課、指導課、教育支援課、生涯学習スポーツ課	健康課
16	食育担当課連絡会議	食育を担当する各課、団体が実施している食育事業について情報共有するとともに、本市の食育の方向性等についても協議・情報共有し、それぞれの食育事業に活かす	産業振興課、ごみ総合対策課、高齢者支援課、健康課、子ども子育て支援課、子ども育成課、指導課、教育支援課、生涯学習スポーツ課、(一財)武蔵野市給食・食育振興財団、(公財)武蔵野健康づく	健康課

			り事業団、(公財)武蔵野市子ども協会	
17	国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項(保険給付、保険税の徴収等)について審議する市町村長の附属機関として設置	被保険者を代表する委員5人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員5人、公益を代表する委員5人、被用者保険等保険者を代表する委員2人	保険年金課
18	子ども支援連携会議(障害児支援部会)(貧困対策部会)	第四次子どもプラン武蔵野に基づき、子どもが障害又は貧困等の環境要因に左右されることなく、地域の中で健やかに成長するための環境づくりを行う	子ども家庭部子ども支援課、子ども育成課、子ども家庭支援センター長、児童青少年課長、健康福祉部地域支援課長、生活福祉課長、障害者福祉課長、健康課長、教育部教育統括指導主事、教育支援課長	子ども子育て支援課
19	子育て支援ネットワーク(ネットワーク会議)(実務者連絡会議)(ケース検討会議)	児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に係る情報交換及び啓発活動に関する事項を所掌する	武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例施行規則の規定のとおり	子ども子育て支援課子ども家庭支援センター
20	バリアフリーネットワーク会議	年齢及び障害の有無にかかわらず、全ての人々が不自由なく、安心して生活し、及び移動することができる地域社会の形成を目指して、市民及び公共交通機関等の事業者が協働してまちづくりにおけるバリアフリー化を推進する	学識経験者、障害者団体の関係者、高齢者団体の関係者、子育て関係団体の関係者、商工関係者、公共交通事業者等、道路管理者・公園管理者等その他関係行政機関の職員、財務部長、健康福祉部長、都市整備部長	まちづくり推進課
21	あんしん住まい推進協議会	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置等について協議及び検討をする	大学・研究機関等で福祉施策又は住宅施策を研究している者、(公社)東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部、(公社)全日本不動産協会東京都本部多摩東支部、(公財)武蔵野市福祉公社、(福)武蔵野市民社会福祉協議会、(福)武蔵野、健康福祉部長、子ども家庭部部長、都市整備部長	住宅対策課

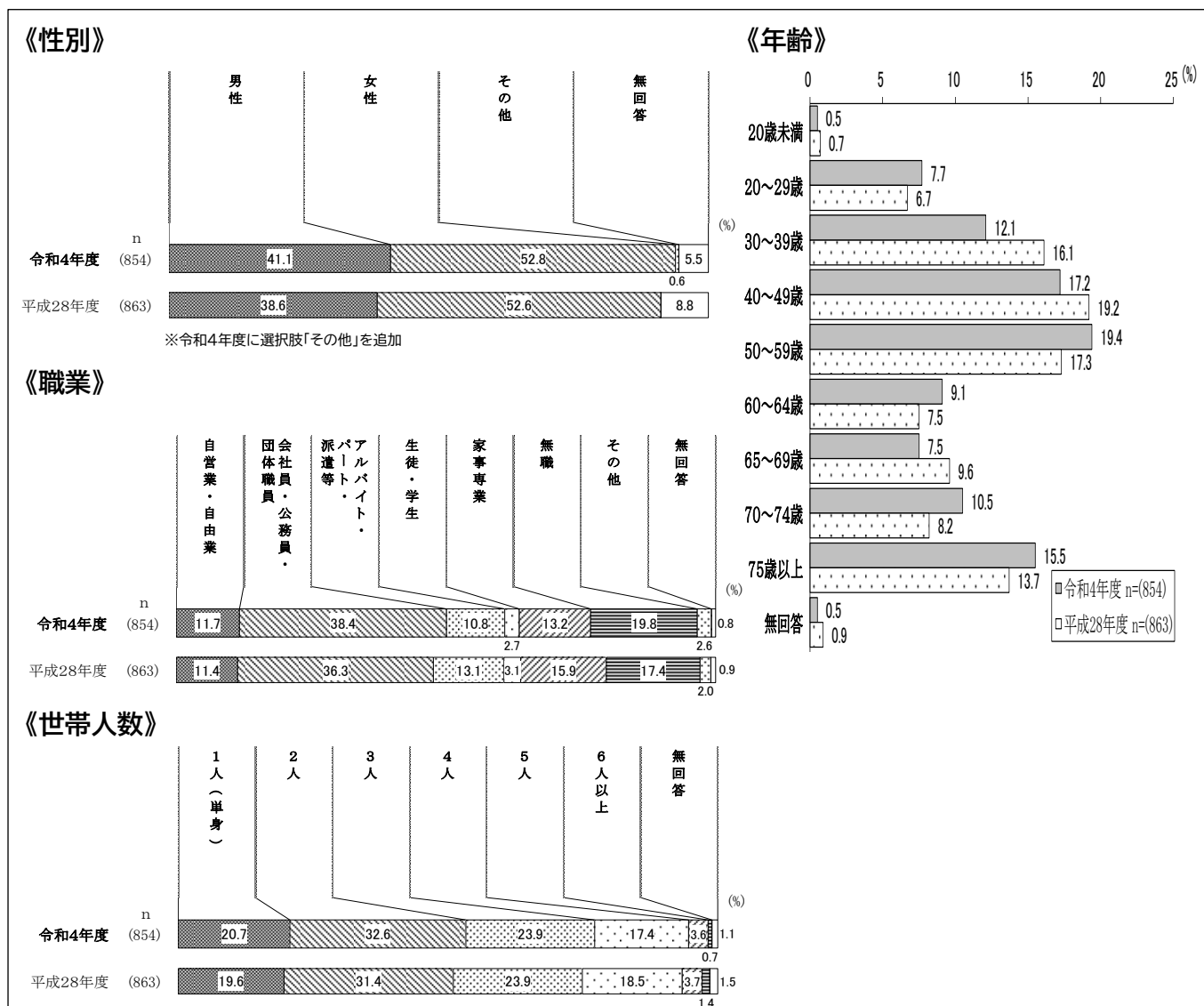
8. 武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査の報告【概要版】

(1) 調査の概要

- ◇ 調査目的 令和5(2023)年度に地域福祉計画を策定するにあたり、その基礎資料を得るため、地域での活動や地域との関わり等、健康福祉施策全般に係る意見・要望等を把握する。
- ◇ 調査対象者 武蔵野市内に住所を有する18歳以上男女個人 2,000人
(令和4(2022)年10月1日時点、無作為抽出)
- ◇ 調査期間 令和4(2022)年11月30日から12月16日まで
- ◇ 調査方法 郵送配布・郵送回収またはWEB回答併用(督促を兼ねたお礼状を1回発送)
- ◇ 回収状況 配布数:2,000件 回収数:854件 回収率:42.7%(平成28年度調査:43.2%)
うち、WEB回収数:300件 (回収数全体の35.1%)

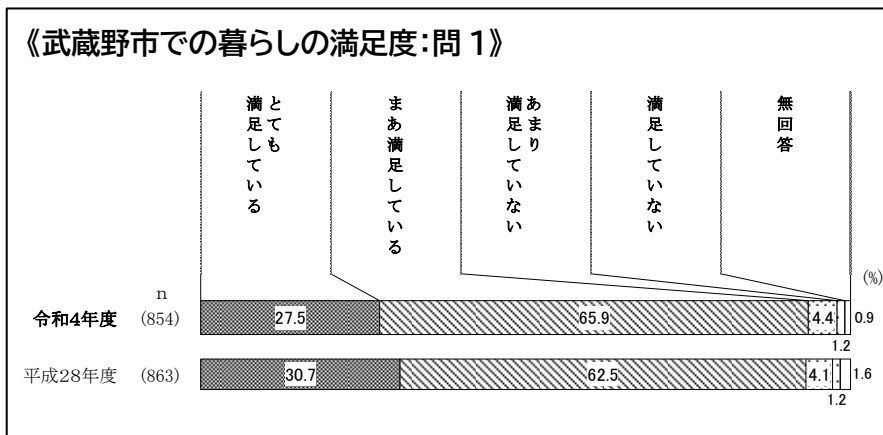
(2) 結果の概要

① 回答者の属性等について

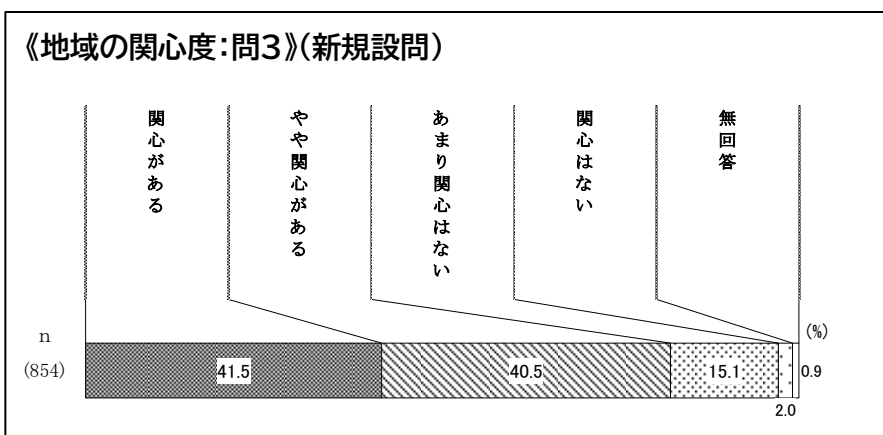


- ・回答者の性別では、「女性」が52.8%、「男性」が41.1%、「その他」が0.6%となっている。
- ・年齢では、「50～59歳」(19.4%)が最も多く、以下「40～49歳」(17.2%)、「75歳以上」(15.5%)と続いている。
- ・職業では、「会社員・公務員・団体職員」(38.4%)が最も多く、以下「無職」(19.8%)、「家事専業」(13.2%)と続いている。
- ・世帯人数では、「2人」(32.6%)が最も多く、以下「3人」(23.9%)、「1人(単身)」(20.7%)と続いている。

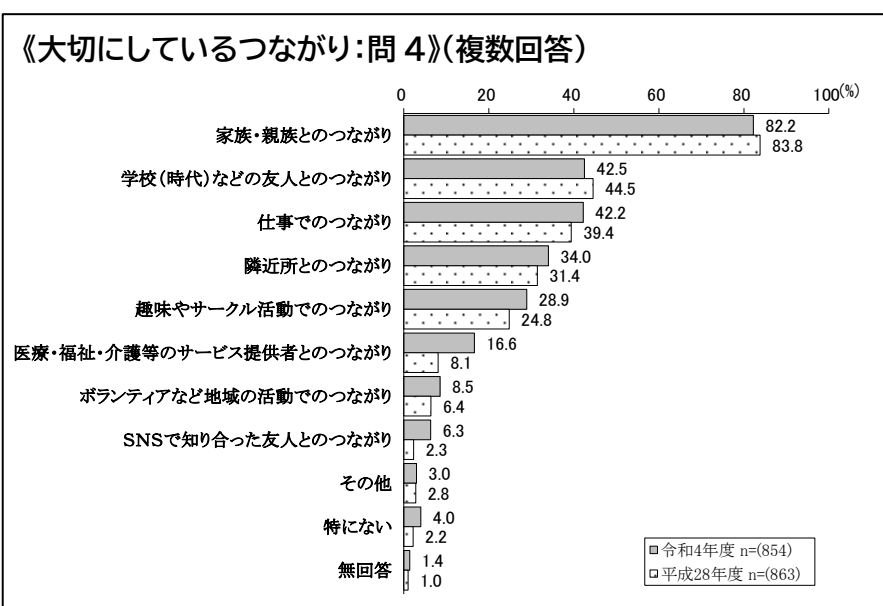
②地域での暮らしについて



・武蔵野市での暮らしの満足度では、「とても満足している」(27.5%)と「まあ満足している」(65.9%)を合わせた『満足』(93.4%)が9割を超える。

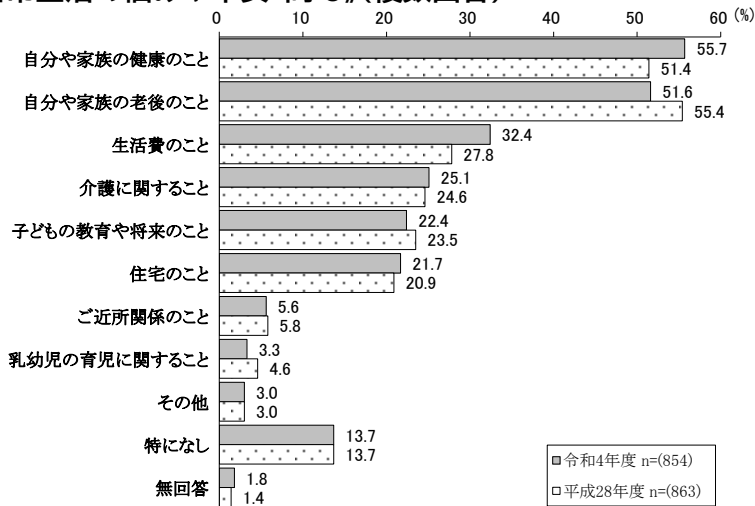


・地域の関心度では、「関心がある」(41.5%)と「やや関心がある」(40.5%)を合わせた『関心がある』(82.0%)が8割を超える。



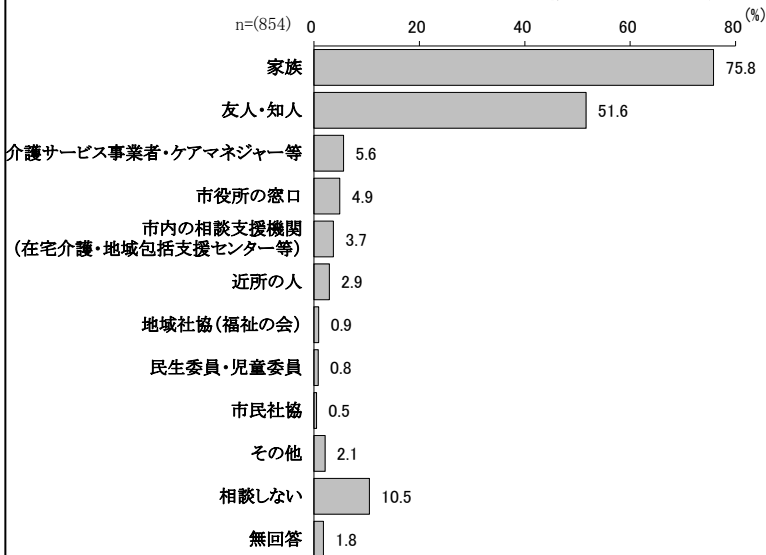
・大切にしているつながりでは、「家族・親族」が82.2%で突出しており、以下「学校(時代)などの友人」(42.5%)、「仕事」(42.2%)、「隣近所」(34.0%)、「趣味やサークル活動」(28.9%)と続いている。

《日常生活の悩みや不安:問 6》(複数回答)



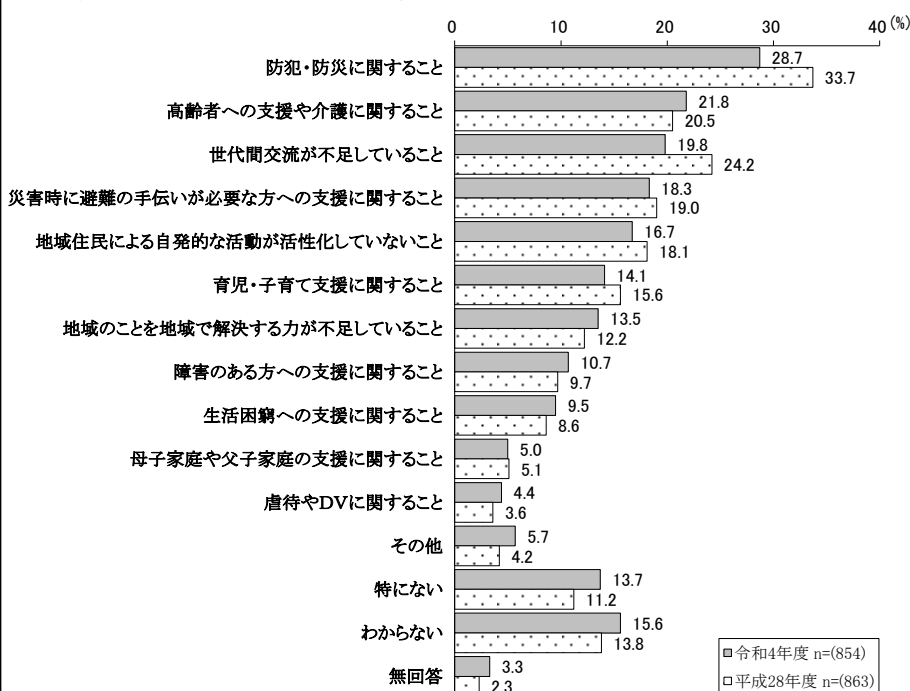
・日常生活の悩みや不安では、「自分や家族の健康のこと」(55.7%)と「自分や家族の老後のこと」(51.6%)が5割を超えており、以下「生活費のこと」(32.4%)「介護に関すること」(25.1%)と続いている。

《日常生活の悩みや不安の相談先:問7》(複数回答)(新規設問)



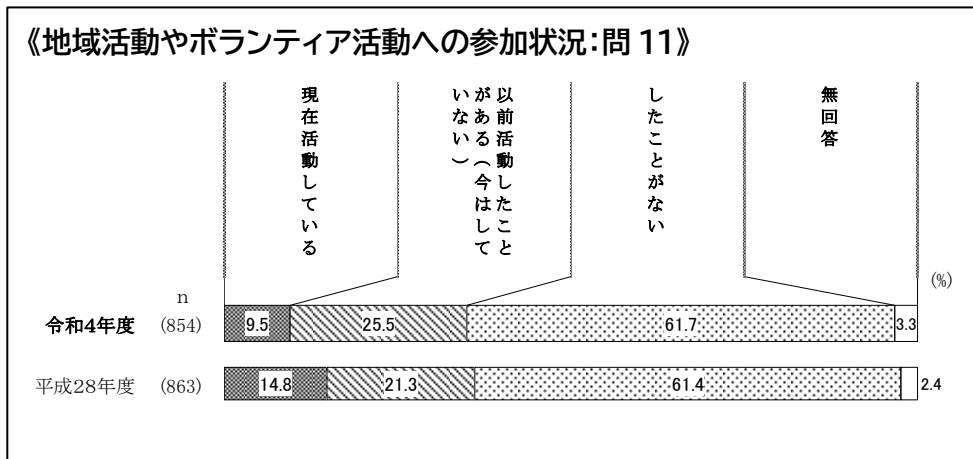
・日常生活の悩みや不安の相談先では、「家族」(75.8%)が最も多く、次に「友人・知人」(51.6%)となっている。一方、「相談しない」は10.5%となっている。

《地域における課題:問 10》(複数回答)

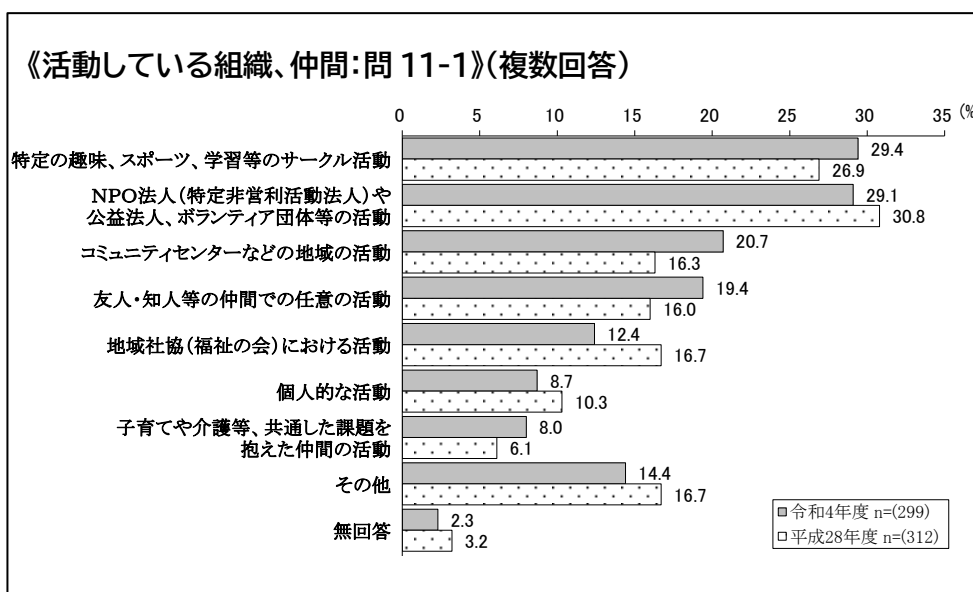


・地域における課題では、「防犯・防災に関すること」(28.7%)が最も多く、以下「高齢者への支援や介護に関すること」(21.8%)、「世代間交流が不足していること」(19.8%)と続いている。

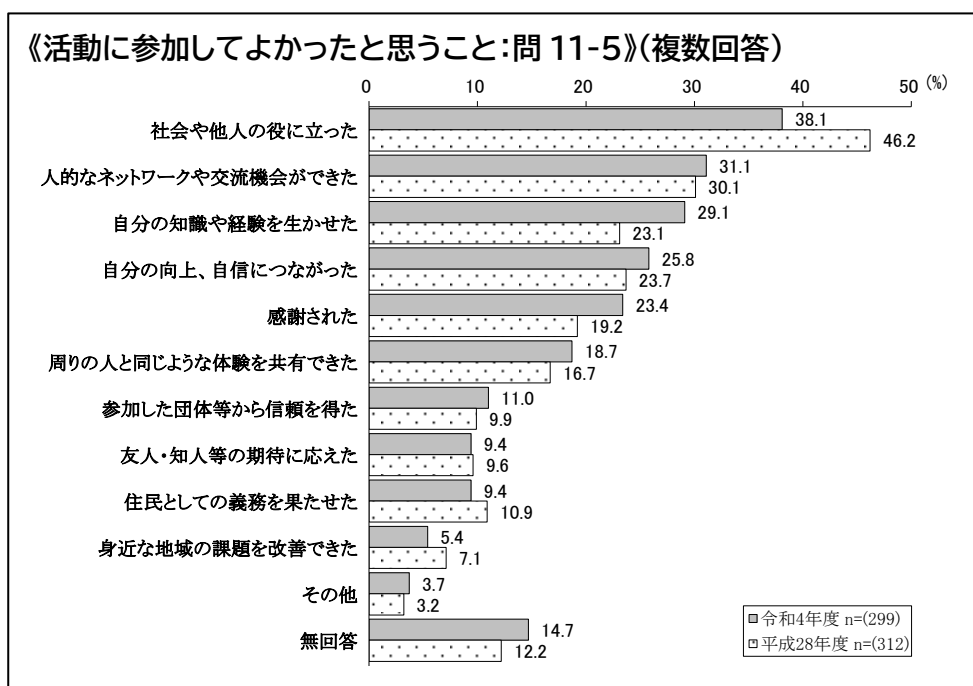
③地域活動やボランティア活動への参加状況について



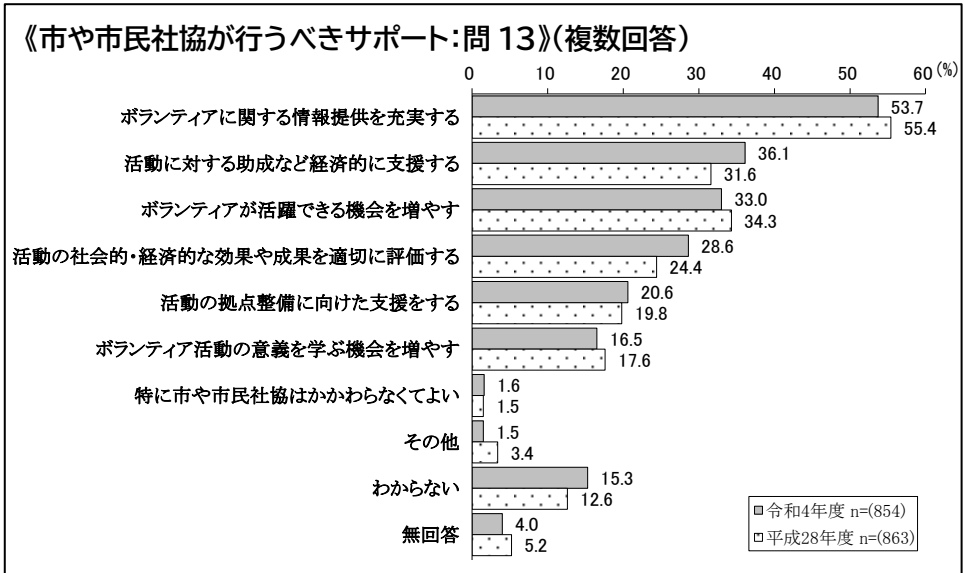
・地域活動やボランティア活動への参加状況では、「したことがない」(61.7%)が最も多い。一方、「現在活動している」(9.5%)と「以前活動したことがある(今はしていない)」(25.5%)を合わせて35.0%となっている。



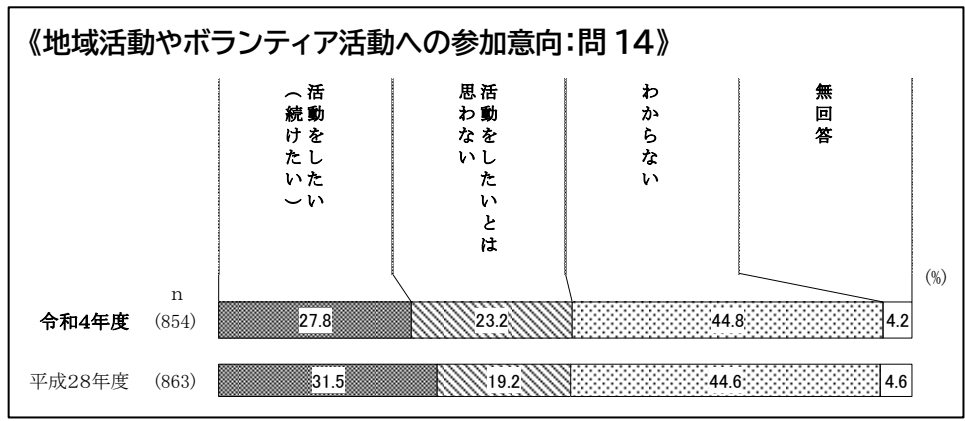
・活動している組織、仲間では、「特定の趣味、スポーツ、学習等のサークル活動」(29.4%)と「NPO法人(特定非営利活動法人)や公益法人、ボランティア団体等の活動」(29.1%)が多く、以下「コミュニティセンターなどの地域の活動」(20.7%)と続いている。



・活動に参加してよかったと思うことでは、「社会や他人の役に立った」(38.1%)が最も多く、以下「人的なネットワークや交流機会ができた」(31.1%)、「自分の知識や経験が生かされた」(29.1%)と続いている。

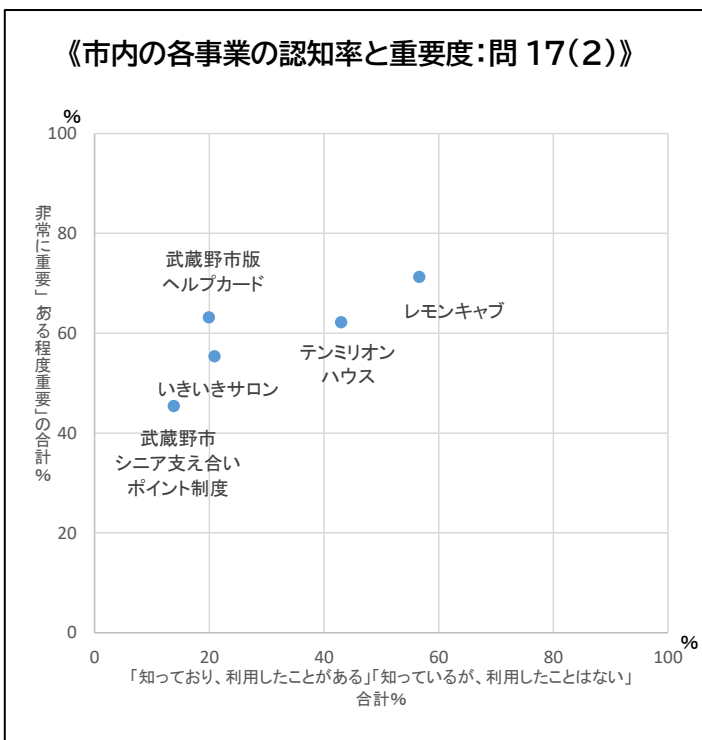


・市や市民社協が行うべきサポートでは、「ボランティアに関する情報提供を充実する」(53.7%)が最も多く、以下「活動に対する助成など経済的に支援する」(36.1%)、「ボランティアが活躍できる機会を増やす」(33.0%)と続いている。



・地域活動やボランティア活動への参加意向では、「活動をしたい(続けたい)」が 27.8%、「活動をしたいとは思わない」が 23.2%となっている。

④市や関係団体等が行っている事業について



・市内の各事業の認知率では、「レモンキャブ」(56.6%)が最も多く、以下「テンミリオンハウス」(43.0%)、「いきいきサロン」(20.9%)と続いている。また重要度では、「レモンキャブ」(71.3%)が最も多く、以下「武蔵野市版ヘルプカード」(63.2%)、「テンミリオンハウス」(61.2%)の順となっている。

テンミリオンハウス : 地域での見守りが必要な高齢者に対して、地域の福祉団体等が昼食の提供や各種講座・イベントを行う通いの場

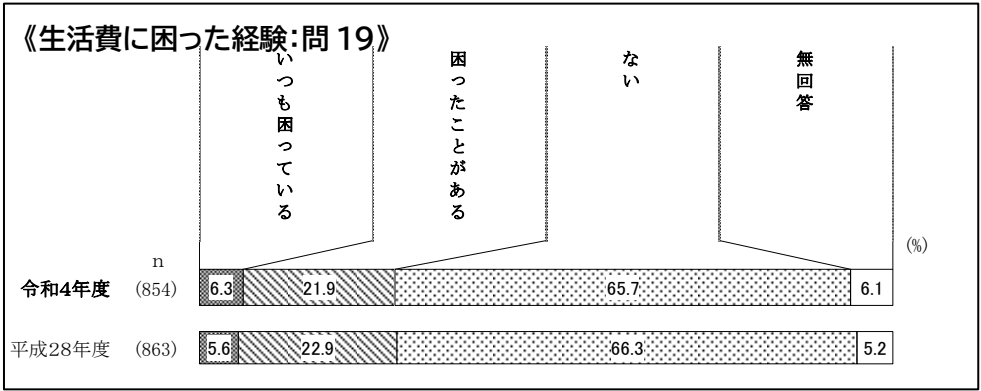
いきいきサロン : 概ね 65 歳以上の高齢者を対象に、週1回2時間程度で介護予防・認知症予防のための健康体操を含むプログラムを行う通いの場

レモンキャブ : バスやタクシーなど公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害のある方の外出を支援するための移送サービス

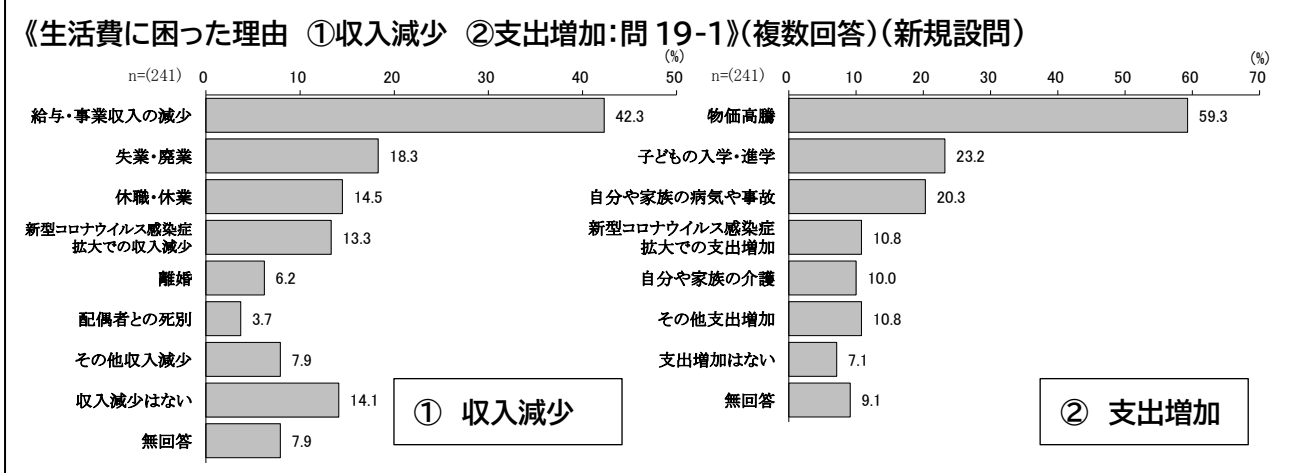
武蔵野市版ヘルプカード : 障害のある方などが緊急時や災害時、日常生活で困ったとき、周囲の方の配慮や手助けをお願いしやすくなるカード

武蔵野市シニア支え合いポイント制度 : 65 歳以上の方の介護予防や健康寿命の延伸、社会参加・社会貢献活動への参加を促進することを目的に、一定要件を満たした活動への参加に対してポイントを付与し、たまったポイントを寄付やギフト券等に交換する制度

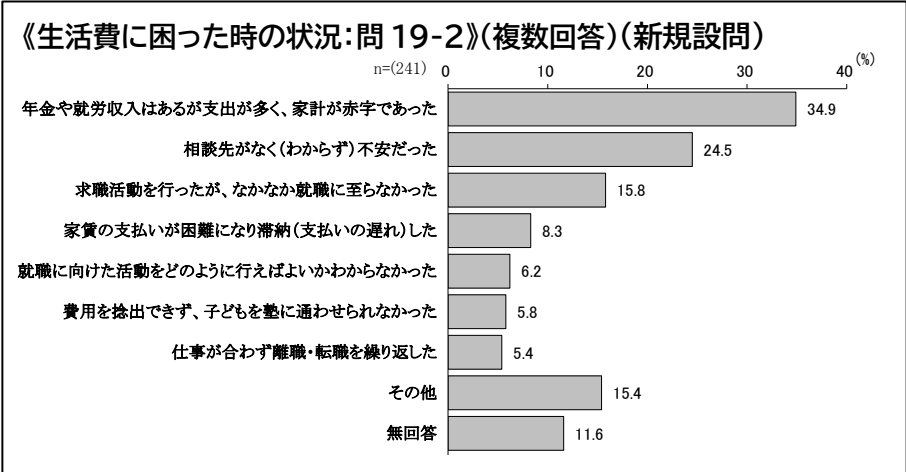
⑤生計や生活の困窮状況について



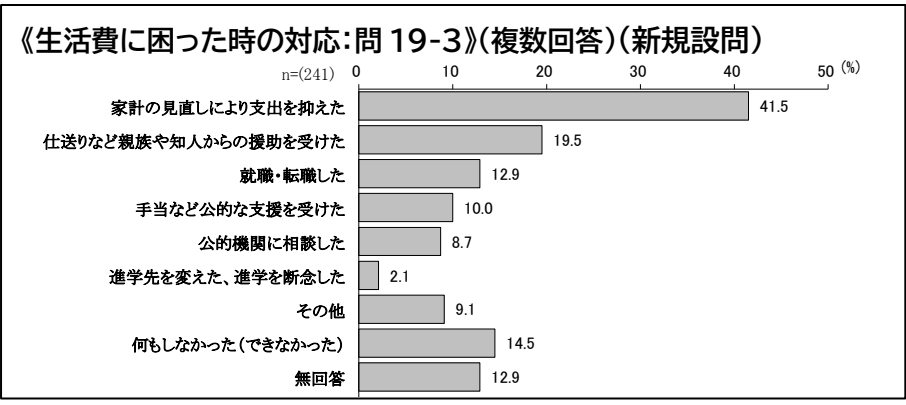
・生活費に困った経験では、「いつも困っている」(6.3%)と「困ったことがある」(21.9%)を合わせた『困った経験あり』は28.2%となっている。



・生活費に困った理由について、①収入減少では、「給与・事業収入の減少」(42.3%)が最も多く、以下「失業・廃業」(18.3%)、「休職・休業」(14.5%)の順となっている。一方、②支出増加では、「物価高騰」(59.3%)が最も多く、以下「子どもの入学・進学」(23.2%)、「自分や家族の病気や事故」(20.3%)の順となっている。

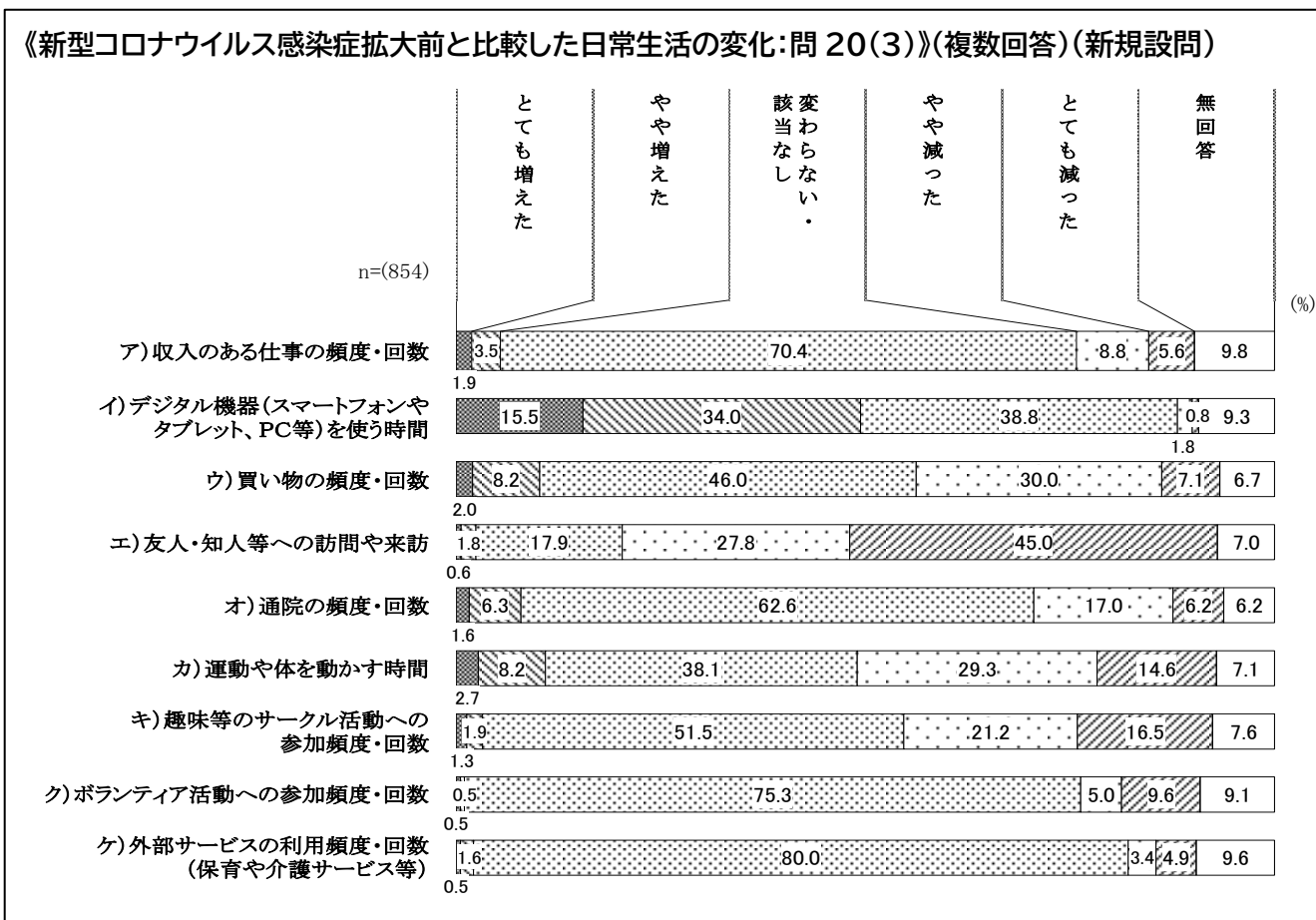


・生活費に困った時の状況では、「年金や就労収入はあるが支出が多く、家計が赤字であった」(34.9%)が最も多く、以下「相談先がなく(わからず)不安だった」(24.5%)、「求職活動を行ったが、なかなか就職に至らなかった」(15.8%)の順となっている。



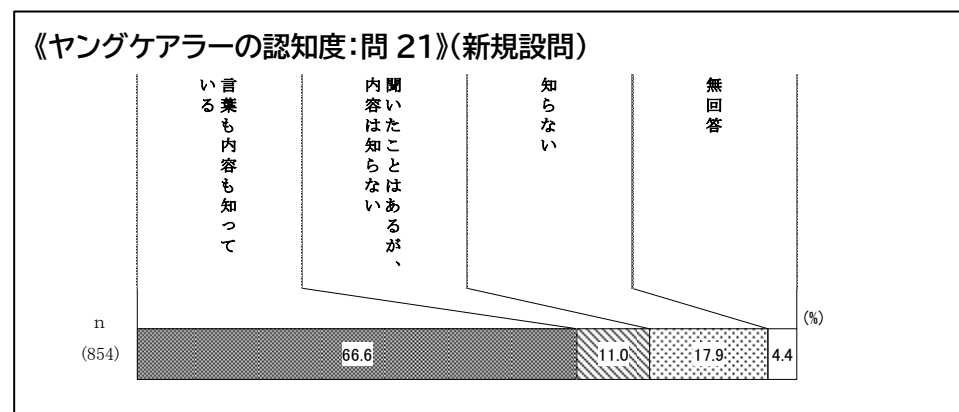
・生活費に困った時の対応では、「家計の見直しにより支出を抑えた」(41.5%)が最も多く、次いで「仕送りなど親族や知人からの援助を受けた」(19.5%)となっている。一方、「何もしなかった(できなかった)」は14.5%となっている。

⑥新型コロナウイルス感染症による影響について

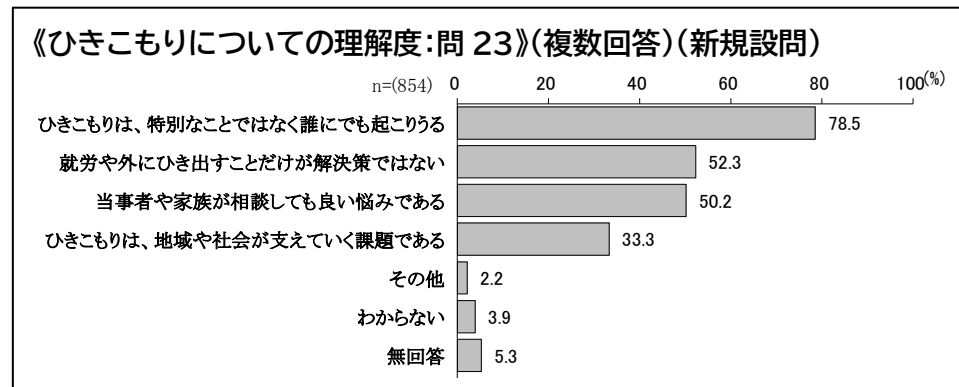


・新型コロナウイルス感染症拡大前と比較した日常生活の変化では、増えた割合の多いものは「デジタル機器を使う時間」、減った割合の多いものは「友人・知人等への訪問や来訪」、「運動や体を動かす時間」、「趣味等のサークル活動への参加頻度・回数」、「買い物の頻度・回数」となっている。

(6) ヤングケアラーやひきこもりについて

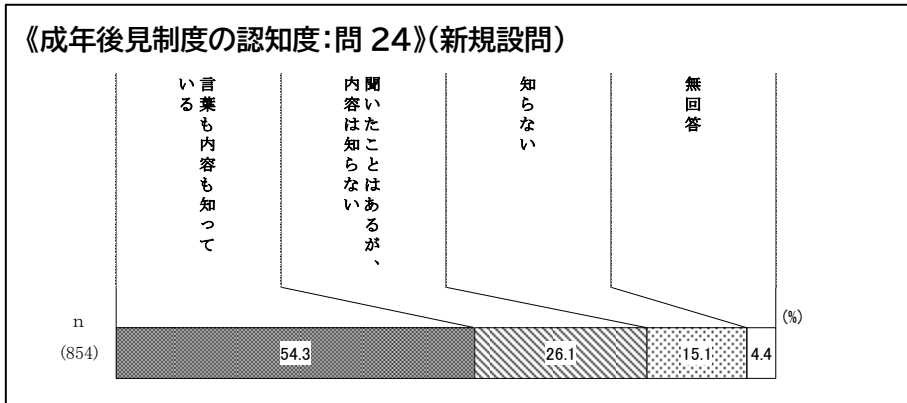


・「ヤングケアラー」という言葉や内容の認知度では、「言葉も内容も知っている」が66.6%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が11.0%、「知らない」が17.9%となっている。



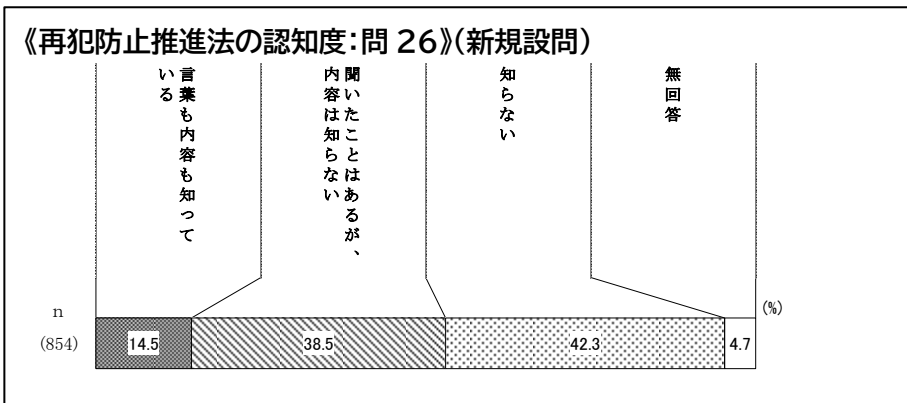
・「ひきこもり」についての理解度では、「ひきこもりは、特別なことではなく誰にでも起こりうる」(78.5%)が最も多く、以下「就労や外にひき出すことだけが解決策ではない」(52.3%)、「当事者や家族が相談しても良い悩みである」(50.2%)と続いている。

⑦成年後見制度について



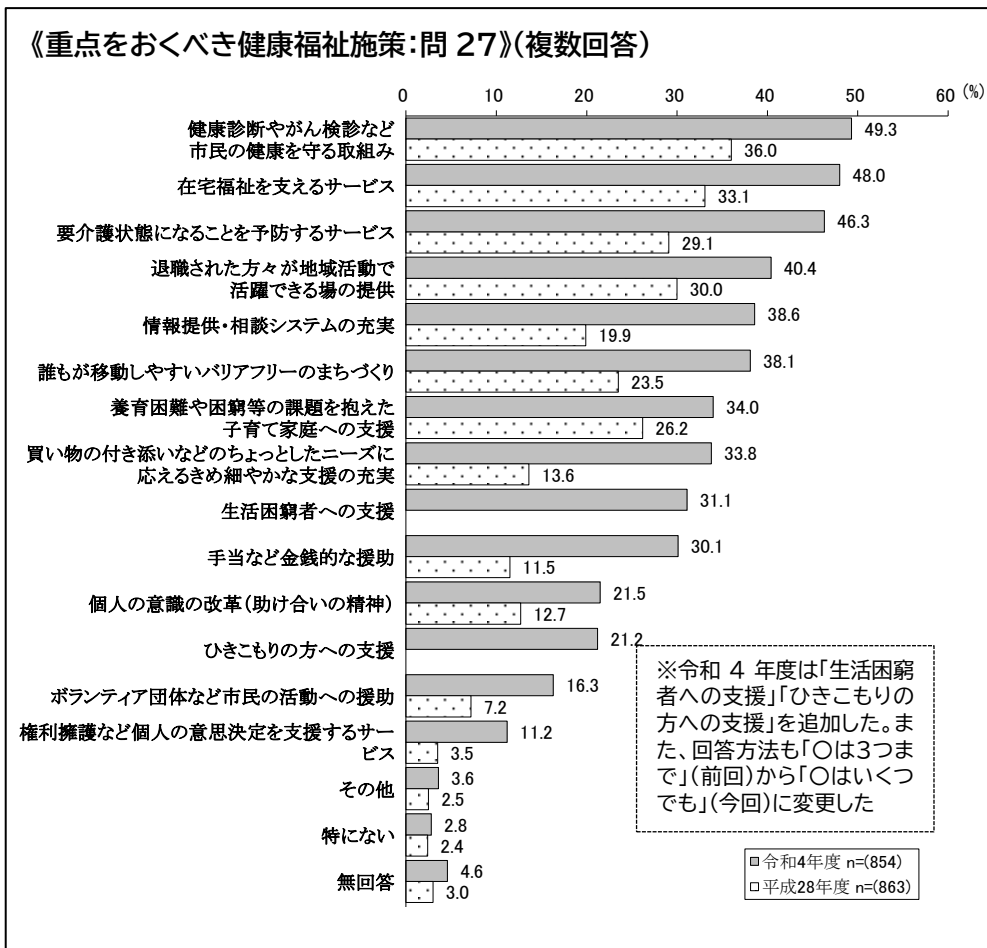
・「成年後見制度」という言葉や内容の認知度では、「言葉も内容も知っている」が54.3%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が26.1%、「知らない」が15.1%となっている。

⑧再犯の防止等の推進について



・「再犯防止推進法」という言葉や内容の認知度では、「言葉も内容も知っている」が14.5%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が38.5%、「知らない」が42.3%となっている。

⑨今後の健康福祉施策のあり方について



・重点をおくべき健康福祉施策では、「健康診断やがん検診など市民の健康を守る取組み」(49.3%)が最も多く、次いで「在宅福祉を支えるサービス」(48.0%)、「要介護状態になることを予防するサービス」(46.3%)の順となっている。

・前回調査と比較すると、上位2つ(「健康診断やがん検診など市民の健康を守る取組み」と「在宅福祉を支えるサービス」)に順位の変動はなく、3位の「要介護状態になることを予防するサービス」と5位の「情報提供・相談システムの充実」が前回調査より順位が上がっている。

9. 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画策定に向けた「地域福祉団体等ヒアリング」報告

(1) 実施概要

①目的

武蔵野市第4期健康福祉総合計画（主に地域福祉計画、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）を策定するにあたり、市民の合意形成のプロセスとして、地域の福祉等に係る団体を対象に、市が直接ヒアリング・意見聴取を行う。

②ヒアリング対象

主に、地域福祉に関する現状、福祉における「共助」「互助」についての意見を聞くため、福祉関連団体及びその会員を対象とする。

- ・武蔵野市民生児童委員協議会／民生児童委員
- ・武蔵野市赤十字奉仕団／団員
- ・北多摩東地区保護司会武蔵野分区／保護司
- ・地域社協（福祉の会）／会員
- ・テンミリオンハウス運営団体代表者
- ・いきいきサロン運営団体代表者
- ・レモンキャブ運行管理者

③日時・場所・参加人数

エリア	日時	場所	参加人数
西部	6月1日（木） 午後3時～4時30分	武蔵野スイングスカイルーム	7名
東部	6月2日（金） 午後6時30分～8時	武蔵野商工会館市民会議室	2名
中央	6月7日（水） 午後2時～3時30分	武蔵野総合体育館大会議室	8名

※ヒアリングに参加できない方は、別途ヒアリングシートを提出していただいた。

(2) 意見

①地域福祉団体等からの意見・要望（要旨）

<p>民生児童委員協議会</p>	<p>【地域の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手不足による欠員地区の増加。 ・ 同じ人がいくつもの団体を掛け持ちしているため、どの団体も高齢化が進み、存続が危ぶまれている。 ・ 境南地域社協では、新たに加入した委員がPTAのつながりで同世代の市民に参加を呼びかけ、若い年代の新規委員が増加した。 ・ PR不足ということもあるが、民生委員の活動に対して「大変・負担」といった印象を抱いている市民の方が多い。 ・ 地域とつながりのない市民の増加。 ・ 独居調査を希望する市民はまだ比較的若く、元気であることが多い。新型コロナウイルス対策や詐欺対策で訪問や電話に出ない高齢者も増加しており、地域の実情が掴み難く、本当に支援が必要な人に届いていないと感じる。 ・ 支援が必要な家庭、相談・問題を抱えた家庭が表に出てこない。
<p>赤十字奉仕団</p>	<p>【地域の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化・活動の担い手の減少。 ・ 新しい団員が入ってこない。 ・ 学生ボランティアが活用できるとよい。学校と連携できるとよい。 ・ 若い世代に活動を知ってほしいし、参加してほしい。 ・ 隣人関係、地域の人とのつながり、顔の見える関係性が希薄。 ・ 別訪問による活動資金集めが難しくなっている（世代交代、つながりの希薄、防犯的な警戒心）。 ・ 地域の防災の取組（防災訓練や炊出し等）を通じて、団体が地域に根差せるとよい。 <p>【健康福祉施策への意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の学校で、教育の場で、赤十字奉仕団の活動を知ってもらえる機会がもらえるとよい。
<p>保護司会武蔵野分 区</p>	<p>【地域の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司の確保。 ・ サポートセンターの充実ならびに面接場所の確保。

<p>地域社協（福祉の会）</p>	<p>【地域の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の担い手不足と中心になっている人たちの高齢化。役員の引き受け手は少なく、役員の負担感はかなり大きいと感じる。 ・新たな担い手が増えない。 ・役員の担い手がいつも同じ人になっている傾向にある。 ・必要な人に必要な情報が伝えられるような運営委員の勉強、研修が不足しがち。 ・福祉に興味のある人に参加できるような人をつなげる努力不足。 ・若い担い手が入ってこない。全員の高齢化。 ・だんだんとやり手の不足、高齢化が進み、やり手不足が進んでいる。 ・PTAからの流れで役員を集めてきたが、共働きで今後はますます大変になり、立ち行かない。 ・代表者になることを快諾してくださる人が少なく、持続可能な活動ではなくなっている。 ・民生委員が少なく、担い手も少ない。 ・同一人物が複数の地域団体の担い手となっており、どこに行っても同じようなメンバーが集まっている。 ・新しい働き手の確保。 ・当団体をはじめ、他の地域団体も総じてメンバーが高齢化している。高齢者が進める会議は長くなりがちなので、若い人たちが敬遠する。 ・若い世代は無償のボランティアより、少額でも報酬のある仕事の方が価値があると思っている人が多いと聞く。 ・このままでは福祉の会の活動は続かなくなるかもしれないと思う。 ・活動のマナー化。 ・ITを含む様々な広報活動強化 ・旧来からの活動を運営することに時間がかかり、現代的課題になかなか手をつけられないことをもどかしく思っている。 ・活動拠点が必要（拠点まで行かなくても活動をサポート、フォローする仕組み）。 ・高齢の方々の外出が増えていないように思う。 ・居場所をつくること。 ・災害時要援護者対策事業の支援者探しが難しくなっている。 ・現在の支援者も高齢で、支援者の交代も難しい。 ・各世代及び各世代間の交流の強化。 ・多世代の参加、交流が必要。 ・地域への関心が弱くなっている。 ・地域の高齢者の方々は情報や交流する機会がコロナで少なくなっていた。 ・特に難しい障害を持っている方に際しての対応、発災時の対応に困難があり、支援者がなかなか見つからない。 ・コロナ禍に伴う地域活動の抑制とそれに伴う地域連携の弱まり ・転入者への対応が必要。 ・老人クラブを通し、お互いに悩みが話し合えるような集まれる行事を考えている。 ・コロナ禍で特に急増した不登校への対応が遅れていると感じて
-------------------	--

<p>地域社協（福祉の会）</p>	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの方への対応が必要。 ・コロナ禍で外出の機会が減っていた高齢者が、その間に入所や入院になったり、在宅でも未だ人の集まるところには怖くて出ていけなかったりとメンバーが減ってしまった活動がある。 ・ITを含む様々な広報活動強化。 ・地域の活動では広報誌やチラシをポスティングするくらいしか接触する方法がない。 ・地域内各種団体との連携強化。 ・個々の他団体とのつながりはあるが、全体を網羅したつながりがあると良い。 <p>【健康福祉施策への意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居の友人、知人と連絡が取れないときに、安否確認したいのに個人情報上の壁にあたり、公共の機関から情報を得られない。 ・誰ともつながりのない、近所付き合いをしない人が孤独死しないよう、公的な安否確認方法はないか。地域の活動では、広報紙やチラシをポスティングするくらいしか、接触する方法がない。 ・若い担い手ができる様なくみづくり。 ・スキマ時間を地域福祉に関わってもらえるようなくみづくり。 ・避難行動要支援者と災害時要援護者の統一化（名簿の管理・避難所での安否確認等） ・シルバー人材センターでのつながりは入りやすいきっかけになるので、シルバー人材センターへの呼びかけをしてもらいたい。 ・地域への関心が弱くなっているの、市民や教育でのボランティア精神をうたってほしい。 ・武蔵野市で育った子どもたちが住み続けられれば良い。 ・一人の人に負担がかからないように、地域活動の縦割りを解消できるとよいと思う。市内のどの地域にもあるコミセン、青少協、防災会、福祉の会などを統合し、持続可能な地域団体になるようにするには、市の主導があると有難い。 ・活動を担い続けるには、事務局機能の維持がとてもハードルが高く、そのことから会に入ろうという人材の気持ちの遠のいていると思う。 ・活動の主となる拠点がなく、集まりの場所の確保にひと手間かかってしまう。 ・活動の備品等の保管場所は、工夫して行わなければならない、難航することもある。 ・「災害時要援護者」の個人情報満載の台帳を会長の自宅に保管するようになっているが、これは一刻も早く改善してほしい。 ・実態に合わせた制度の改革をタイムリーに実施してほしい。 ・要援護者と支援者のマッチングは有事にあまり現実的な方法ではないので廃止してほしい。 ・要援護者事業と、新しい仲間を巻きこむことは相反するものだと考える。 ・防災課や健康課等と横の連携を図ってほしい。要援護者対策は防災課と重複する部分があり町内の自主防災とミスマッチが生
-------------------	--

地域社協（福祉の会）	じている。 ・高齢者が地域と繋がることで健康増進を図るのは健康課でも大きな課題であると思われるため、我々の活動のあるべき方向性を見出すために必要なエビデンス（地区単位の人口統計データなど）を整備して活用させてほしい。
------------	---

②地域福祉団体等で活動されている個人からの意見（要旨）

■活動の課題・問題点

<p>民生児童委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保と育成に向けた取組みで、地域で活動している人の顔ぶれが同じで、新しい人がなかなかはいってこない。 ・人材育成と次の世代への引継ぎが悩みである。 ・委員の高齢化と男性の参加が少ない。 ・活動に携わっている人が限られている。限られた人たちが、役割をいくつも担っている。 ・委員の高齢化が目立ってきている。 ・活動している人が高齢になって来ている。次に続いてくれる役員がない為、同じ人が長などを行っている。 ・老人クラブの加入者が減り、解散するクラブも出ている。行事も多く会計も高齢者には重荷なのでは。 ・災害時要援護者対策で、最近オートロックのマンションが多くなり、そのようなマンションにお住まいの方は近所とのつながりを持ちたくない方も多。何か方法がないか常に考えている。 ・コロナで活動がほとんどできなくなり、人も集まらなくなった。この空白期間で住民の帰属意識がダウンしたような気がする。 ・サロンの場所について、コミセンや公共の場が使えない点がある。 ・安否確認で、精神障害者の方や要介護5の方など、対応の仕方がわからないので、引き受け手がない現状がある。
<p>赤十字奉仕団員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の担い手の高齢化は切実な問題で、コロナもあり、次にバトンを渡す人が少なくなっている。またバトンを渡された世代もまだ働いているが、ほとんどの会議が平日の日中開催であり、参加が難しい。 ・60代の方は退職していく中で、自分自身で今まで社会貢献してきたようなことを生かしたいと思っている。 ・いきいきサロンの参加者は80代後半の方がメイン。人件費の問題で、人材の確保や育成は難しい。 ・分団の団員の高齢化が進み、若手の入団が難しい状況が続き、いつも同じ人達のみでの活動が続いている。 ・少しでも若い方にも活動に参加してもらいたい。 ・社会情勢も変わり、戸別訪問活動が難しくなっている。活動内容を多様化したほうがいい。 ・高齢者は高齢者、子どもは子どもと分けて活動していることが多いが、世代を超えて、活動できる場があったほうがいい。
<p>保護司</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の会、町内会等、同じような組織がある。
<p>地域社協（福祉の会）会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若い参加者が少なく、声掛けしても仕事があり忙しく、断られる。 ・担い手不足。これまで中心になってきた人の高齢化が進み、参加してくれる若い人がなかなか見つからない。違う団体にいても、中心になっている人たちの顔ぶれは同じ。 ・会員の方々の高齢化で、新しい担い手がほしい。 ・新しい担い手の入会がなく、役員のなり手もなく、同一メンバ

<p>地域社協（福祉の会）会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ーで動きがない。スタッフの超高齢化の問題はぬぐえない。 ・活動している方々の高齢化。 ・若手の活動者の不足。 ・今は定年後再度働く人が多く、人材確保が難しい。行政職員、社協職員、福祉の会会員の三者が連携して真剣に取り組む必要がある。 ・災害時要援護者事業も安否確認支援者のなり手がなく、大きな不安となっている。 ・ミニ集会などを開き、住民同士顔見知りになり、そこで活動を紹介、理解協力を訴えるなどしなくては。紙面だけでは協力や担い手は得られない。 ・新しい担い手を増やす方法が知りたい。 ・ボランティアの気持のある人が少なくなり、収入を求めて福祉の会ではなくシルバー人材センターやコミセン活動に流れてしまう人が多い。 ・地域団体の認知度の低さ。 ・広報誌に協力者募集の記事を掲載したり活動紹介をしたりしても反応なし。SNS を通じた活動報告を行っているが反応なし。プレイスなどの他団体の支援を受けているが反応なし。 ・地域の方々に活動などを広く知ってもらいたい。 ・個人用の電話を使用するので、悪用されるのが心配。 ・LINEなどが使える人が入ってくれないと、社会についていけない。 ・毎月の定例会も出席者は限られ少なく、議論が沈滞している。 ・広報配布の人員の発掘に苦勞。決まった人が多重に背負っている。 ・運営委員・協力員の平均年齢は70台後半。新規加入者もほとんどなく、広報誌の配付等の多くの人手を要する作業が困難。 ・高齢化とコロナによる3年間の活動停止により、運営委員の帰属意識が低下し会議等の参加率が著しく低下している。 ・会議の多さ。 ・世代交代がうまくいっておらず、旧来メンバーと新しいメンバーとの世代間ギャップがある。
<p>テンミリオンハウス運営団体代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の利用者さんの割合が少ないので、今後も男性利用者を増やすことに力を入れたい。 ・事務スペースが狭いので、何とか拡充したい。 ・役割は増しているのに、物価高騰や人件費の値上げで、運営費が圧迫されている。
<p>いきいきサロン運営団体代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活躍しているシニアの方は同じ顔ぶれであり、シニアの方を誘っても出てこない印象がある。 ・毎週水曜日にサロン開催しているが、参加者がほぼ固定化している。新たな会員をどのように増やすかが悩ましい。 ・参加しない登録者の安否確認も含めた対応をどうするか。 ・現在、中央商連の事務所を借りてサロン活動を行っているがスペースが狭い。段差などもあるため、配慮が必要な状況にある。 ・参加者の高齢化により、運営側の配慮することが多くなっている。

いきいきサロン運営団体代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍になり、オンラインに切り替えて活動を続けている。 ・コロナ禍の中、オンライン・リモートでやってきた。高齢者の皆さんもその便利なツールでの会合を感受しており、あらためて対面・リアルでの参加は面倒くささや時間の割り振りの問題の声も聞こえ躊躇している。 ・運営スタッフの交通費。 ・地域の方を中心に活動といっても知らない人が多い。自分の老人会やシルバー人材の方やコミセンの方に声をかけたが、高齢化しているので登録者の中から担い手を増やしたい。
レモンキャブ運行管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の後継者問題。 ・事業継続に向け、世代交代も必要な時期になっている。 ・協力員の高齢化や引退による、日々のマンパワー不足。 ・地域福祉の活動をしている方は、世の中と同じ高齢化している。 ・人材の確保が難しい。 ・時間とともに運用に変化が出ているが、現状に即した変化を受けにくい。

■担い手を増やす際に効果があった事等

民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人が集まる地域防災や訓練での若い人への声掛けにより、それならやってもいいという方が増えた。 ・ある地域でバーベキュー体験をしたら、若い方が結構参加した。高校生とその父親が参加した。地域のイベントは大事で、若い方が関心を持ってもらう策が必要。 ・楽しい集いを行って、地域の若い方に参加してもらい、活動の説明をして参加依頼を行う。 ・日々の生活や近隣の人たちとのささやかな交流の中で、担い手の適任者を見出すことだと感じている。 ・知人で興味、関心のありそうな人に直接声をかけることが効果があった。 ・今困っている事、何ができれば助かるかなどが分かりやすく書かれた募集を見て、私でも良いかと一歩前に出たとの話あり。
赤十字奉仕団団員	<ul style="list-style-type: none"> ・土日に会議を開催するようになり、若い世代も少しずつ入ってくるようになり、間口も広がった。 ・自分たちのグループ、団体活動がしていることを、例えばコミセンの文化祭で展示発表してチラシを配ったり、活動してできることを説明したりしている。 ・自分たちの情報発信を様々なグループとの交流でお互いに情報を発信し続けることが大切だと思う。活動を続けることで、ここにくれば何かある、何等かの情報がある、自分が参加できるものがあるという場が大切。 ・新しく越して来られた方に会った時は「このような活動をさせていただいている近所に住む〇〇です」とできるだけ話すようにしている。少しずつだが、次に繋がっていると感じる。 ・自分たちの活動を知っていただくため、昨年はハロウィンを行い、2~300人位の人が集まった。今年も実施のチラシを配布す

	<p>ることで、知った方が少しでも声掛けしていただけたらと思う。自分たちがハブ的な役割になろうという感じである。</p>
地域社協（福祉の会）会員	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を続けていけば新しい結びつきが出てくる。 ・イベントなどで、いろいろな団体が顔合わせをすると、今までなかった結びつきがそこでできるとまた新たなものが生まれる。 ・地域の諸団体や個人の方に声かけし、地域の活性化にはどうしたらいいかの意見交換をし、知恵を出し合った。その結果、今の吉祥寺西地域の西公園祭りにつながった。 ・運営委員が個人的に知り合いをさそい、運営委員になってもらった例はある。 ・福祉の会の担当になっているPTAや青少協の委員で任期終了後も残って活動してくれる人が1人いた。（非常に珍しい） ・ミニ集会など開き、住民同士顔見知りになり、そこで活動を紹介、理解、協力を訴えるなどしなくては。紙面だけでは協力や担い手は得られない。地道な働きかけが大事。 ・地域の諸団体、個人に声をかけ、「地域の活性化」にはどうしたらいいか意見交換をし、「吉祥寺西公園なかよし祭り」の開催につながった。
地域社協（福祉の会）会員	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会にオンラインを導入し、ハイブリッド型にしたことによって働き盛り世代の傍聴を可能とした。傍聴者の中から入会者も出て役員もしてくださっている。
テンミリオンハウス運営管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・チームワークを大切にしているので、スタッフの知り合いや紹介でお願いするようにしている。
いきいきサロン運営管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアの方に役目を持っていただき、協力してもらいながら、運営側に入ってもらおうようにしている。 ・運営側の人たちをしっかりとねぎらい、がんばっていることを認めることが大事である。 ・いきいきサロンで活動されていることを発表できる場をつくること、楽しくやっている姿を見てもらい、参加のきっかけづくりになればと思っている。 ・大学との共催で「備えとしての関係づくりー共助による災害時の応急救護ー」というイベントを実施。近隣の子育て世代の親子や高齢者に参加していただき、多世代交流の場として盛況に実施することができた。その結果、地域住民同士の関係強化、またイベントに参加したことで地域活動に興味をもってくれた子育て世代もいた。 ・市内で活動している内容をPRできるイベント等の開催。 ・運営者が高齢化しておりコーディネーターを介入しサポートできる体制。 ・拠点を活用して共催イベントを実施しPR。 ・一人ひとりの口コミが意外と効果がある。ご近所、親しい友人に声かけ、当人一緒に来てもらう等、継続は力なり。
レモンキャブ運行管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・協力員は基本的にボランティアの認識で運行していると思うが、新しく人材を確保していくには、収入面を期待する人もいると思う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・希望によりフルタイム勤務も可能とすることで、若年層（50～60代）の採用も可能になるのでは。 ・協力員、管理者からの担い手は事業に対して理解して入る方が多い。 ・消防団の定年は60歳で、地域のことに大変詳しく、まだまだ働ける。協力をお願いしても良いのでは。
--	---

■市に支援・推進してほしいこと

民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者が送迎付きで、気軽におしゃべりする場所を作っただけなら嬉しい。（居場所・サロンなど） ・高齢者の交通事故が全国的に増えている状況。高齢者が免許を返納するにあたり特典を与え返納しやすい環境を作っていただきたい。 ・独居調査においての意見だが、70歳以上の方に年に数回でも良いので、入浴券（無料）を配布して欲しい。 ・元気な高齢者が送迎付きで、気軽におしゃべりをする場所を作っただけなら嬉しい。（居場所、サロンなど） ・もう少し効果的にPRすればいいと思う。 ・地域福祉活動をSNSで一部行っているが、他にもアンテナを出して若い方が関心を持ってもらう策が必要。 ・窓口について、横のつながりをもっとして、市役所内を行ったり来たりしないで済むようにしてほしい。 ・元気な高齢者が出来るスポーツや活動を考えてほしい。 ・担い手を増やす工夫として、ボランティアの力も大切だと思うが、市役所の各部署の職員さんもチームを組んで努力していただくことも大切。
赤十字奉仕団団員	<ul style="list-style-type: none"> ・赤十字奉仕団の募金活動について、昨今個別訪問へのご理解が難しいことも多く、市から広報誌や街頭キャンペーン等をすすめていただきたい。 ・会員の高齢化で活動できる方が減少してきた。市の広報誌等で積極的に会員募集を周知いただきたい。 ・戸別訪問でのトラブルが多発している昨今、訪問を歓迎しない方が多い。戸別訪問以外の手法を検討いただきたい。 ・市報などでも、団員募集の掲載をお願いしたい。
保護司	<ul style="list-style-type: none"> ・コミセンを中心にして、その中に福祉の会や防災等を入れて、一本化するようにしたらどうか。
地域社協（福祉の会）会員	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアポイントは40歳以上にしてもらい、その世代は体力もアイデアもあるので、スキマ時間に地域福祉に使っていただけるようにしてほしい。 ・居場所づくりに協力してくれる場所がない。 ・計画書を読破している人は少数。多くの住民は読むことなく、計画内容を知らずにいる。行政の方が町にきて、コミセン運営会・福祉の会の定例会、在支の集会、活動団体等で住民にわかりやすく説明して、協力を訴える機会を作してほしい。 ・高齢女性が各活動や広報配布など悩みながら頑張っているが、行政の方が一緒に考えてくれ、励ましてくれたら、どんなにか心強く張り合いも出てくるのではと思う。 ・居場所や拠点になるところがなく、コミセンを居場所やいきいきサロンや地域社協の拠点として利用できるようにしてほしい。

<p>地域社協（福祉の会）会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こう言うボランティアの団体があると言う事を転入した方々に周知して欲しい。 ・ 災害支援にすごく不安を感じている。 ・ 要援護者と支援者のマッチングは、有事にあまり現実的な方法ではないので廃止してほしい。 ・ 現在、高齢者福祉においてはコミセン、在宅支援センター、テンミリオン、いきいきサロン、社協の居場所等、市内どこでも高齢者が楽しめる場所があり、手伝いに行けばポイントが付き、地域社協など作らなくても行政の政策に引っ張り出されて手伝っている人の方が多いと思う。このことを考え、地域支援課と市民社協で話し合っしてほしい。
<p>テンミリオンハウス運営管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高騰もあり、人件費について何か方策を講じてほしい。 ・ 物価が上がっているので、もう少し補助金を増やしていただくと助かる。
<p>いきいきサロン運営管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年の報告書は素人が携わっても簡単に精算できるような内容にしてほしい。 ・ ボランティアも交通費程度の支払いがあるといい。 ・ 演目について講師等紹介してほしい。 ・ いきいきサロン活動を充実させるためには、安全に活動できる場所とスタッフの人員確保が必要であるため、活動費も増額やスタッフの人件費補助を検討してほしい。 ・ 市内参加者募集の広報PRとむさしのFMやJCOM武蔵野などの活用。 ・ 運営ボランティアの募集も含め市報などの活用。 ・ ある程度、スタッフへの資金助成が必要。 ・ 市報に特集を組んで、いきいきサロンはこんな活動をしています。だれでも自由参加、見学も出来ます。なるべく親しみやすい文言でPRをしていただきたい。 ・ 講座講師料の上限価格の見直し
<p>レモンキャブ運行管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ レモンキャブ運行管理は、各号車の管理者が行っているが、運行予定が重なり断りをするケースがある。1～9号車の予定全般を把握し、集中管理手配が可能となるシステム等の導入を検討してもらいたい。 ・ 吉祥寺駅南北に、駐停車スペースを設けて戴きたいと10年以上前から申し上げている。 ・ コミュニティセンターはまだ活用できる。上手に活用すべき。 ・ ボランティアではあるが実働時間、稼働日数に負担が多い。 ・ 運行中の会話などから利用者の生活や体調の変化を感じることがあり、市民社協へ連絡し、対応していただいている。

10. 中間まとめ・パブリックコメント・市民意見交換会実施報告

(1) 中間のまとめ

①公表

市ホームページへの中間のまとめの全文・概要版の掲載
市役所・市公共施設・福祉施設での冊子の配布

②パブリックコメント及び市民意見交換会の周知

市の広報媒体（市報、公式ホームページ、公式SNS）への掲載
福祉関連団体、関係者への案内

(2) パブリックコメント

①期間

令和5（2023）年11月16日（木）～12月17日（日）

②提出方法

インターネット意見提出フォーム、メール、FAX、郵送、持参

③結果（市民意見交換会での意見も含む）

	人数（件数）
第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画・ 第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画	12人（24件）
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	18人（66件）
障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児計画	16人（76件）
第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画	7人（10件）
合計	53人（176件）

(3) 市民意見交換会

日時	場所	参加人数		
		第1部	第2部	
12月3日（日） 午後1時～3時	武蔵野市役所 802 会議室、 812～813 会議室	第1部	14人	
		第2部	地域・健康	1人
			高齢 障害	11人 2人
午後3時～5時	オンライン（ZOOM）	0人		
12月11日（月） 午後2時～4時	武蔵野商工会館市民会議室、 第1～第4会議室	第1部	10人	
		第2部	地域・健康	2人
			高齢 障害	2人 4人
12月15日（金） 午後6時30分～ 8時30分	武蔵野スイングレインボー サロン、スカイルーム	第1部	6人	
		第2部	地域・健康	4人
			高齢 障害	1人 2人

(4) 取扱方針

パブリックコメント、市民意見交換会の意見に対する取扱方針は、各計画の専門部会で報告しました。

11. 用語集

【あ】

●ICT（アイ・シー・ティー）

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI（人工知能）、ビッグデータ、IoT（モノのインターネット）、クラウド等の技術があり、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等のソフトウェア、SNS等のサービスを含める場合がある。近年は、ICTの推進に代わり、DXという言葉が一般的に使われるようになった。

●アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

●ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

将来の変化に備え、本人を主体に関係者が医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組みのこと。厚生労働省では馴染みやすい言葉となるよう「人生会議」と言い換えている。

●いきいきサロン

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、週1回以上、5名以上で、介護予防や認知症予防のプログラム（2時間程度）を行う「通いの場」。地域住民団体・NPO法人・民間事業者等が運営しており、市はその団体等へ補助や支援を行う。高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的としている。平成28（2016）年7月事業開始。

●医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

●NPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット

平成26（2014）年に武蔵野市心身障害児・者を持つ親の会「山彦の会」が母体となり設立された。成年後見制度を通じ、判断能力が不十分になっても、地域で自分らしく生きていくための支援を行うことを活動の目的としている。

●エンディング（終活）支援事業

高齢者が最期までその人らしい人生を送ることができるよう、エンディングノートの配布や講座等を通じて本人の意思決定を行う事業。

●お父さんお帰りなさいパーティ

主に定年前後の男性に地域活動への参加を呼び掛けることを目的に、地域のボランティア団体や趣味活動の団体等の紹介を行っている。「長いお勤めご苦労さまです。ようこそ地域へお帰りなさい！」という気持ちを込め、「お父さんお帰りなさい」の名称となった。「おとば」の通称で平成12年度から年1回開催している。ボランティアセンター武蔵野に「お父さんお帰りなさいパーティ実行委員会」を組織し、企画・運営にあっている。

【か】

●介護職・看護職R eスタート支援金

市内における持続可能な介護体制を維持するため、即戦力となる介護職員及び看護職員の再就職や介護施設等へ新たに就職する者に対する支援金。

●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスで、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、「訪問介護」、「訪問看護」、「泊まり」を一つの事業所が一体的に提供する。中・重度になっても在宅での生活が継続できるよう支援するための地域密着型サービス。

●ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法で定められた職種で、要介護者や要支援者の人が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受け、ケアプランの作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う。

●ケアリンピック武蔵野

介護・看護に従事する職員が誇りとやりがいを持って働き続けられるよう、人材確保の推進に寄与することを目的とし、永年勤続表彰、先進的な取り組みや事例の発表を行う。平成27年度より開催。

●健康づくり人材バンク

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等の専門的知識を有する方々が「健康づくり人材バンク」として登録しており、講座の講師を担当している。

●健康づくり推進員

市民公募による21名が、7名ずつで市内

の東、中央、西地区を担当している。健康づくり情報の発信、地域ニーズの集約、健康づくり講座の企画運営等により、「自分の健康は自分で守ろう！」を実践する市民を増やすための活動を地域とのつながりの中で行っている。

●権利擁護

一般的には、自己の権利を表明することが困難な人のニーズ表明を代弁し、支援することを言う。本市では、生活不安を感じている高齢者、身体障害者や、判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などの事業を行っている。

●更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための支援活動を行うボランティア団体

●高齢者安心コール事業

市内でひとり暮らしをしている高齢者に、定期的に電話で生活状況の確認をすることにより、地域で安全・安心に暮らしていくことを支援する事業。

●こころのつながり

精神疾患のある方を対象に、市が発行する広報誌。年1回発行。

●心のバリアフリー

障害のある人や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁（バリア）を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニ

ケーションを取り、支え合うこと。

●五師会

(一社) 武蔵野市医師会、(公社) 東京都武蔵野市歯科医師会、(一社) 武蔵野市薬剤師会、(公社) 東京都柔道整復師会武蔵野市部、(公社) 東京都助産師会三鷹・武蔵野地区分会武蔵野市助産師会のこと。

●子育て支援ネットワーク

児童福祉法第 25 条の 2 の「要保護児童対策地域協議会」にあたり、本市においては武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例に基づき設置される。守秘義務の課せられたネットワークの構築で、各機関より多くの情報を集め、援助している家庭の状況や問題点を明確にし、より有効な支援につなげている。

【さ】

●災害時要援護者対策事業

災害時に、家族等による援助が困難で、何らかの助けを必要とする方のうち、平常時から安否確認等の実施に携わる関係機関(在宅介護・地域包括支援センター等)と個人情報共有することについて事前同意のある方(災害時要援護者)が、近隣の住民(支援者)により安否確認等の支援を受けることができる仕組み。

●財政援助出資団体

本市において、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体。

[出資団体(9団体)]

- 一般財団法人 武蔵野市開発公社
- 武蔵野市土地開発公社
- 公益財団法人 武蔵野市福祉公社

公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団
公益財団法人 武蔵野文化生涯学習事業団(※)

公益財団法人 武蔵野市国際交流協会
公益財団法人 武蔵野市子ども協会
一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団

有限会社 武蔵野交流センター

(※公益財団法人 武蔵野文化事業団と公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団が令和 4 (2022) 年 4 月に合併。)

[援助団体(5団体)]

- 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター
- 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会
- 社会福祉法人 武蔵野武蔵野市民防災協会
- 株式会社 エフエムむさしの

●在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し支える体制。具体的には、医師会等と連携し、多職種協働により在宅医療・介護の連携体制を推進する。

●在宅介護・地域包括支援センター

主に、在宅で生活を継続する高齢者の総合的な相談に対応する機関。市の委託により、日常生活圏域単位に合計 6 カ所設置。これら 6 在宅介護・地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続している。本市では、さらに、直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、全市の視点から、6 カ所のセンター間の総合調整や後方支援等を行っている。

●シニア支え合いポイント制度

65歳以上の市民の介護予防や健康寿命の延伸、社会参加・社会貢献活動への参加促進を目的に、市と協定を結んだ福祉施設などで行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイント数に応じて、ギフト券や寄付に交換する制度。

●市民後見人（社会貢献型後見人）

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たないものの、社会貢献への意欲等がある市民の中から成年後見に関する一定の知識等を身に付けた第三者後見人等の候補者。

●小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、「訪問介護」や「泊まり」を一つの事業所が一体的に提供し、在宅での生活が継続できるよう支援するための地域密着型サービス。

●重層的支援体制整備事業

令和2（2020）年6月の社会福祉法の改正により創設された事業で、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっている。

●シルバー人材センター

定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体

●身上保護（身上監護）

成年後見人等が、本人意思を尊重し、本人の心身状況、生活状況、経済状況等に配慮し、被後見人等の生活や健康、療養等に関する法律行為を行うこと。

●推進機関

正式には「成年後見制度推進機関」といい、東京都が使用する名称。制度に関する相談対応や、後見業務に関する研修の実施など、成年後見制度の利用推進に係る業務を行う機関。

●スクールカウンセラー

心理の専門的知識と技術を持つ者で、教員や生徒が抱えるさまざまな課題について、解決のための助言や指導を行う職。子どものみならず、保護者からの相談にも対応する。

●スクールソーシャルワーカー

個々の子どもたちへの直接的な支援をするとともに、日常生活を営むうえで生じるさまざまな問題について、学校、家庭、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職。

●生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく事業。就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活の維持ができなくなるおそれのある方に対し、相談者の状況に応じた包括的かつ継続的支援を実施する。

●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター

ト機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいう。

●成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。

●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援するため、市区町村が実施する首長申立の実施、報酬助成、申立費用助成などの事業の総称。

●総合支援調整会議

市の福祉相談における個別の事例から把握できた全体的な連携の課題等について、対応方法を検討し、共有を図る会議体。

●相談支援専門員

障害のある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成や地域生活への意向・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援等、障害のある方の全般的な相談支援を行う専門職。

【た】

●地域共生社会

国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・

福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。

●地域福祉活動推進協議会（地域社協（福祉の会））

地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された住民組織。市内 13 地域で結成されている。

●地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。本市ではこうした包括的な支援・サービス提供体制の構築にあたり、地域の様々な主体が関わるという特徴をふまえ、「武蔵野市におけるまちぐるみの支えあいの仕組みづくり」と言い換えている。

●地域包括ケア人材育成センター

人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行い、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保の総合的な支援などを実施する。平成 30（2018）年 12 月に開設し、（公財）武蔵野市福祉公社に運営を委託している。

●中核機関

権利擁護支援に係る地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。市区町村の直営または委託などにより運営するものとされる。

●DX

デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であり、一般的に「DX」と略される。

本市では、第七次総合情報化基本計画において、DXを「市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげること」と定義している。

以前は、ICTの推進という表現が一般的であった。

●テンミリオンハウス

地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対し、市が年間1,000万 (ten-million) 円を上限とした運営費補助等の活動支援を行う。現在、市内に7カ所開設されている。

【は】

●8050問題

ひきこもりの子とその親が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子の生活を80代の後期高齢者である親が支えるケースが増えている、という社会問題のこと。

●ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。

●BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)

様々な問題を抱える少年たちと、兄や姉

のような身近な存在として接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティア団体

●避難行動要支援者

災害発生時等に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な方をいう。このうち、平常時から安否確認等の実施に携わる関係機関（在宅介護・地域包括支援センター等）と個人情報共有することについて事前同意のある方を災害時要援護者、事前同意のない方は未同意の避難行動要支援者としている。

●福祉総合相談窓口

いわゆる「8050問題」など、多様かつ複合的な課題を抱える市民からの相談窓口を明確化し、個々の相談に対し分野横断的に関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた包括的・継続的支援を行う（ひきこもり相談を含む）窓口。

●福祉相談コーディネーター

福祉総合相談窓口にて、福祉に関する「どこに相談すればよいのかわからない」、「どうすれば解決するのかかわからない」困りごとや生活の不安を伺い、解決に向けて支援する人。

●福祉避難所

高齢者や障害者などで、一般の避難所などでの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした避難所をいう。高齢者施設、障害者施設、保育園などを対象としている。

●フレイル

加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の

併存などの影響もあり、生活機能障害が起きたり、要介護状態となったり、疾病等の重症化を招くなど、心身の脆弱化が出現するが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことを指す。

●保護司

法務大臣から委嘱され、犯罪や非行をした人が、刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるように、各種調整や相談等を行う民間のボランティア。

【ま】

●民生児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。自らも地域住民の一員として、担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談対応・支援等を行っている。

●武蔵野健康づくり事業団

市民の健康の保持増進と福祉の向上、ならびに地域社会の発展に寄与することを目的として、武蔵野市、(一社)武蔵野市医師会、横河電機株式会社の三者の協力により昭和62(1987)年10月に設立された公益財団法人。

●武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、本市の成年後見制度に関わる関

係者等が連携・協力し、成年被後見人等への支援等を行うため設置した協議会で、武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の取組状況の点検も行う。

●武蔵野市成年後見制度利用支援センター

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき設置。武蔵野市と公益財団法人武蔵野市福祉公社が連携して運営し、成年後見制度の総合相談や普及・啓発に関する事業を実施している。

●武蔵野市赤十字奉仕団

赤十字の人道博愛の精神のもとに、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする市民が集まり、都内で3番目の地域奉仕団として昭和24(1949)年に結成された。利益を求めない奉仕的救護組織で、奉仕しようとする意思があれば誰でも参加することができる。

●武蔵野市認定ヘルパー制度

介護に関する資格を持たない市民(高齢者、主婦等)でも市の独自の研修(3日間計18時間程度の講義と実習)を修了することで「武蔵野市認定ヘルパー」として介護予防・日常生活支援総合事業において要支援等の高齢者への家事援助サービスの提供を可能とする制度。

●武蔵野市バリアフリー基本構想

主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進についての取組みを示したもの。令和4(2022)年3月策定。

●武蔵野市福祉公社(福祉公社)

昭和55(1980)年12月に任意団体として

設立。財団法人を経て、平成 25（2013）年 4 月に公益財団法人となった。高齢者や障害者が住み慣れた環境でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護事業、訪問介護サービス事業、生活支援事業（生活支援ヘルパー派遣事業、認知症高齢者見守り支援事業）等を実施している。

●武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会

地域住民の異変の早期発見・早期対応のため、住宅供給系事業者や宅配事業者、コンビニエンスストア等サービス事業者、警察・消防等の関係機関等と連携し、情報・意見交換等を行うとともに、通常業務の中での見守り・孤立防止を図るため設立した協議会。

●武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）

武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和 37（1962）年に設立され、昭和 53（1978）年に社会福祉法人として認可された団体。

【5】

●レモンキャブ

バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者（要介護者や障害者手帳取得者等）の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。

武蔵野市第4期健康福祉総合計画
第6期地域福祉計画
第2期成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画
令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

答申（案）

発 行 令和6（2024）年2月
編集・発行 武蔵野市健康福祉部地域支援課